

# 廣島市報

No. 69

昭和二十七年一月二十一日發行  
(月曜日)

發行人 廣島市役所

電話  
中二三〇三  
中三三〇六  
中三三〇九  
中三三七九  
中三三九一  
中三三九六  
中三三九九  
中三四〇一  
中三六〇一  
中三六〇二  
中三六〇三  
中三六〇四  
中三六〇五  
中三六〇六  
中三六〇七  
中三六〇八  
中三六〇九  
中三七〇一  
中三七〇二  
中三七〇三  
中三七〇四  
中三七〇五  
中三七〇六  
中三七〇七  
中三七〇八  
中三七〇九

廣島市役所出張所處務規則の廢止  
廣島市職例施行規則

## 【目次】

### ●條 例

一般職の職員に關する條例の一部改正	三
昭和二十六年度に關する廣島市の公務員に對する 年未手當の支給に關する條例	二四
廣島市報並びに費用弁償條例の一部改正	二五
特別職の職員に關する條例の一部改正	二六
廣島市職員定數條例の一部改正	二六
職員の一部に關する手續及び効果に關する 條例の一部改正	二七
職員の特殊勤務手當に關する條例の一部改正	二六
廣島市職員公務災害補償條例の一部改正	二六
地方自治法第二百七條による費用弁償額 及び支給方法條例の一部改正	二六
廣島市証明及び閉置手数料條例等の一部改正	二六
廣島市社會教育委員條例	二六
廣島市表彰條例の一部改正	二七
廣島市役所事務分掌條例の一部改正	二七
廣島市水道使用條例	二七
廣島市納税獎勵條例の一部改正	二七
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例の一部改正	二七
廣島市保濟所核査協賛會委員の報酬及び 費用弁償條例	二七
廣島市産業委員會委員の報酬及び費用弁償條例	二七
廣島市大塚場使用條例の一部改正	二七

### ●規 則

廣島市中央卸賣市場業務條例の一部改正	三
廣島市乳児院條例	三
廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部改正	三
廣島市役所出張所設置條例の一部改正	三
職務による級別區分の基準に關する規則	三
初任給、昇格、昇進等の取扱規則	三
一般職の職員に關する條例施行規則の一部改正	三
昭和二十六年度に關する廣島市の公務員に對する 年未手當の支給に關する條例施行規則	三
廣島市職員昇給規則の一部改正	三
廣島市市管住宅使用條例施行規則の一部改正	三
職員の特殊勤務手當の支給に關する規則の一部改正	三
廣島市表彰條例施行規則	三
廣島市事務分掌規則の一部改正	三
廣島市市印保管使用規則の一部改正	三
廣島市市管直屬規則の一部改正	三
廣島市水道使用條例施行規則	三
廣島市大塚場使用條例施行規則の一部改正	三
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例 施行規則の一部改正	三
廣島市乳児院管理規則	三
廣島市市内川飛渡費支給條例施行規則の一部改正	三
職員の特殊勤務手當の支給に關する規則の一部改正	三
自動車及び原動機付自転車の臨時運行許可並びに 原動機付自動車運転者講習の検査に關する取扱規則	三

### ●告 示

廣島市役所出張所處務規則の廢止	三六
廣島市職例施行規則	三六
身體障害者の實態調査について	三六
昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加更正について	三六
昭和二十六年度廣島市特別會計水道事業費 歳入出予算追加更正について	三六
昭和二十六年度廣島市特別會計建設費 歳入出予算追加更正について	三六
昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加について	三六
自轉車鐵札無効公告について	三六
緊急臨時廣島市議會招集について	三六
緊急臨時廣島市議會付議事件告示について	三六
昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加について	三六
換地予定地變更指定案その他の決定並びに 告示について	三六
昭和二十六年度固定資産税第四期令書 公示終結について	三六
濁流物引渡し公告について	三六
●訓 令	
廣島市職例施行規則の一部改正	三六
廣島市事務分掌規則の一部改正	三六
廣島市職例施行規則の一部改正	三六
廣島市職例施行規則の一部改正	三六
廣島市職例施行規則の一部改正	三六

廣島市役所事務決裁規程の一部改正  
廣島市役所出張所庶務規程  
廣島市役所守衛服務規程

令  
報  
雜

年次有給休暇の取扱について  
十二月定例市議會議決事件について  
緊急臨時市議會議決事件について  
出張所所管区域別人口状況について  
戸籍上の市勢について

條例

一般職の職員の給与に関する條例の一部を改正する條例  
をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十一日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十號

一般職の職員の給与に関する條例の一部を改正する條例

一 一般職の職員の給与に関する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改め、同條第三項中「通し給給表(別表第三)」を「一般職の職員の給与に関する條例の一部を改正する條例(昭和二十六年十二月二十一日廣島市條例第四十號(附則別表))」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

(休職者の給与)  
第十三條の二 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり地方公務員法第二十八條第二號第一號に掲げる事由に該當

して休職されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。  
職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第二十八條第二項第一號に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職の期間が滿二年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第二十八條第二項第一號に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

別表第一 一般給料表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級
給料	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000
月	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000
額	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000

附則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。但し、第十三條の二の規定及び附則の改正規定は、昭和二十六年十二月一日から適用する。  
2 職員の昭和二十六年十月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する條例(以下「改正前の條例」という。)の適用により切替日においてその者が属していた職務の級(附則第五項の規定により、切替日において、調整によつて職務の級が改められた職員については、その改められた職務の級)とし、その者の切替日における支給は、改正前の條例の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額(附則第五項の規定により、切替日において、調整によつて給料月額が改められた職員については、その改められた給料月額)に對應する。この條例の附則別表に掲げる新給料月額に對應するそれぞれの給料表に定める級給とする。

3 職員の昭和二十六年十月二日以後この條例施行の際までの期間内の日に於ける職務の級は、改正前の條例の適用により當該期間内の日に於けるその者が属していた職務の級、附則第五項の規定により、採用又は異動の發令の日において、調整によつて職務の級が改められた職員については、その改められた職務の級とし、その者の當該期間内の支給は、改正前の條例により當該期間内の日に於けるその者が受けていた給料月額(附則第五項の規定により、採用又は異動の發令の日において、調整によつて給料月額が改められた職員については、その改められた給料月額)に對應する。この條例の附則別表に掲げる新給料月額に對應するそれぞれの給料表に定める級給とする。

4 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の給料月額が、その者の属する職務の級における給料の額の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。

5 この條例施行に際し國家公務員の給与基準との間の給与の均衡をはかるため、職員の職務の級、級給及び給料月額は、別に市長の定めることにより、切替日(昭和二十六年十月二日)以後この條例施行の日までに新たに採用され又は職務に異動のあつた職員については、その採用又は異動の發令の日において、これを調整するものとする。  
6 この條例施行前改正前の條例によりすでに職員に支給された切替日以後この條例施行の際までの期間に係る給与は、改正後の一般職の職員の給与に関する條例(以下「改正後の條例」という。)の規定による給与の内拂のみとする。  
7 改正後の條例第十三條の二の規定は、昭和二十六年十二月一日現在休職にされている職員の同日以後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に應じ適用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「昭和二十六年十二月一日以後その休職の期間」と読み替へるものとする。  
8 職員の分限に関する手續及び効果に關する條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第十六號)の一部を次のように改正する。  
第四條第二項中「休職の期間中」の下に「職員の給与に對する條例で別段の定をしない限り、」を加える。

附則別表 給料の新舊對照表

Table with 4 columns: 改正前の條 (Old Salary), 例の適用日 (Effective Date), 例の施行期 (Effective Period), 改正後の條 (New Salary). Rows list various positions and their corresponding salary amounts.

昭和二十六年度における廣島市の公務員に對する年末手當の支給に關する條例をここに公布する。 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第四十一號

昭和二十六年度における廣島市の公務員に對する年末手當の支給に關する條例。 第一條 本市の公務員(常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものを除く。)

附則

一 この條例は、公布の日から施行する。(施行日) (條例の廢止) 左に掲げる條例は、廢止する。

廣島市條例第四十二號

廣島市報並びに費用辨償條例の一部を改正する條例をここに公布する。 昭和二十六年十二月二十四日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市報並びに費用辨償條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の一部を次のように改正する。 第二條中「市議會議長月額一萬八千四百」から「公平委員月額三千四百」までを次のように改める。

Table with 2 columns: 職名 (Position Name), 給料月額 (Monthly Salary). Lists positions like 市議會議長, 市議會議員, 公安委員, etc., with their respective salaries.

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例をここに公布する。 昭和二十六年十二月二十七日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第四十四號

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例。 廣島市職員定數條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十九號)の一部を次のように改正する。

廣島市條例第四十五號 職員の分限に關する手續及び効果に關する條例等の一部を改正する條例をここに公布する。 昭和二十六年十二月二十七日 廣島市長 濱 井 信 三

（昭和二十六年八月二十一日廣島市條例第十六號）の一部を次のように改正する。

第二條 第二項の次に次の一項を加える。  
任命権者は、前項に規定する處分を行つたときは、その日から十日以内に法第四十九條第一項に規定する説明書の寫、説明書の寫一部を公平委員会に提出しなければならぬ。

（職員の手續及び効果に關する條例の一部改正）  
第二條 職員の懲戒の手續及び効果に關する條例（昭和二十六年八月二十一日廣島市條例第十七號）の一部を次のように改正する。  
第二條に次の一項を加える。  
任命権者は、懲戒處分を行つたときは、その日から十日以内に法第四十九條第一項に規定する説明書の寫一部を公平委員会に提出しなければならぬ。

（職員團體の業務につらら從事する職員に關する條例（昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六號）の一部を次のように改正する。）  
第二條 職員團體の業務につらら從事する職員に關する條例（昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六號）の一部を次のように改正する。  
第二條第一項中「市長」の下に「又は廣島縣人事委員會」を加える。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手當に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十六號  
職員の特殊勤務手當に關する條例の一部を改正する條例  
職員の特務勤務手當に關する條例（昭和二十六年八月十日廣島市條例第二十二號）の一部を次のように改正する。

（船舶乗組職員の特殊勤務手當）  
第十一條 船舶乗組職員の特殊勤務手當は、船員法（昭和二十二年法律第百號）の適用を受ける職員に對して、同法第八十條及び同法に基く規定の條件に従い支給する。  
第十二條 前條に規定する手當の額は、一日につき百円とする。

（船員である職員の災害補償）  
附則  
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十一月一日から適用する。  
廣島市職員公務災害補償條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市職員公務災害補償條例（昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十號）の一部を次のように改正する。  
附則第四項の次に次の二項を加える。  
（船員である職員の災害補償）  
船員法（昭和二十二年法律第百號）の適用を受ける職員の公務上の災害補償に關しては、この條例の規定にかかわらず、同法第八十九條から第九十四條までに定める金額、その他の條件によりこれを行う。但し、船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）の適用を受ける職員に對しては、この限りでない。  
前項の規定による補償の支給手續等に關し必要な事項は、市長が定める。

廣島市職員公務災害補償條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十七號  
廣島市職員公務災害補償條例（昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十號）の一部を次のように改正する。  
附則第四項の次に次の二項を加える。  
（船員である職員の災害補償）  
船員法（昭和二十二年法律第百號）の適用を受ける職員の公務上の災害補償に關しては、この條例の規定にかかわらず、同法第八十九條から第九十四條までに定める金額、その他の條件によりこれを行う。但し、船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）の適用を受ける職員に對しては、この限りでない。  
前項の規定による補償の支給手續等に關し必要な事項は、市長が定める。

（委員の定數）  
第二條 委員の定數は、十七人以内とする。  
（委員の任期）  
第三條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠により、委嘱せられた委員の任期は、前任者の殘任期間とする。  
教育委員は、特別の事情があるときは、任期中において委員を解職することができる。  
（費用弁償）  
第四條 委員の費用弁償は、出務一日につき「六百円」を支給し、その月の支給額が壹千円をこえるときは、その額をもつて打ち切りとし、當月分を翌月中に支給する。  
第五條 委員が職務のため、市外に出張したときは、廣島市旅費條例の委員相當額の費用弁償を支給する。  
（委任）  
第六條 この條例に定めるものの外、委員の會職その他必要な事項は、教育委員會規則で定める。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
廣島市表彰條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十八號  
地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十八號  
地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十八號  
地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四十八號  
地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給方法條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十六年十二月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第一號

廣島市証明及び閲覧手数料條例等の一部を改正する條例  
第一條 廣島市証明及び閲覧手数料條例（昭和二十二年九月一日條例第十七號）の一部を次のように改正する。  
第一條中「一印鑑の登録及び證明一件につき二十円」を「一印鑑（改印を含む。）登録及びその記載事項變更用一件につき五十円」に改め、本號の次に次の一號を加える。  
一 印鑑證明 一件につき 三十円  
第一條、第三條及び第四條中「二十円」を「三十円」に、「十円」を「二十円」に改める。  
第五條第一項中「證明又は閲覧」を「證明及び届又は閲覧」に、同條第二項中「證明閲覧事項」を「證明、届及び閲覧事項」に改める。  
第二條 廣島市印鑑條例（昭和二十三年十一月二十六日條例第五十七號）の一部を次のように改正する。  
第七條中「第二號様式により」を「所定の手數料を納付の上、第二號様式により」に改める。  
第三條 廣島市消防手数料條例（昭和二十六年六月二十日條例第十二號）の一部を次のように改正する。  
第二條中 一四 證明書交付罹災證明 一通につき「二十円」を「三十円」に改める。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市社會教育委員條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第二號  
廣島市社會教育委員條例  
（委員の設置）  
第一條 社會教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七

號）第十五條の規定により、廣島市社會教育委員（以下「委員」という。）を置く。  
（委員の定數）  
第二條 委員の定數は、十七人以内とする。  
（委員の任期）  
第三條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠により、委嘱せられた委員の任期は、前任者の殘任期間とする。  
教育委員は、特別の事情があるときは、任期中において委員を解職することができる。  
（費用弁償）  
第四條 委員の費用弁償は、出務一日につき「六百円」を支給し、その月の支給額が壹千円をこえるときは、その額をもつて打ち切りとし、當月分を翌月中に支給する。  
第五條 委員が職務のため、市外に出張したときは、廣島市旅費條例の委員相當額の費用弁償を支給する。  
（委任）  
第六條 この條例に定めるものの外、委員の會職その他必要な事項は、教育委員會規則で定める。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
廣島市表彰條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市表彰條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第三號  
廣島市表彰條例の一部を改正する條例  
廣島市表彰條例（昭和二十四年四月一日條例第十三號）の一部を次のように改正する。  
第四條中「一万円以内」を削る。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市表彰條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第三號  
廣島市表彰條例の一部を改正する條例  
廣島市表彰條例（昭和二十四年四月一日條例第十三號）の一部を次のように改正する。  
第四條中「一万円以内」を削る。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市表彰條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第三號  
廣島市表彰條例の一部を改正する條例  
廣島市表彰條例（昭和二十四年四月一日條例第十三號）の一部を次のように改正する。  
第四條中「一万円以内」を削る。  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第四號  
廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例  
廣島市事務分掌條例（昭和二十六年六月十九日條例第九號）の一部を次のように改正する。  
第二條中産業局の商工課の分掌事務の第七號を削り、第八號を第七號とし、農水産課の分掌事務の第二號の次に次の一號を加える。  
三 生物物表に關すること  
附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

廣島市水道使用條例をここに公布する。  
昭和二十七年一月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市條例第五號  
廣島市水道使用條例  
第一章 總則  
第一條 目的  
第一條 この條例は、本市上水道の使用につき必要な事項を定めることを目的とする。  
（給水區域）  
第二條 本市水道の給水區域は、市内一円とする。但し、市長において必要があるときは、市外に給水することができる。  
（給水の方法）  
第三條 給水の方法は次の二種とする。  
一 計量給水 水量を計つて供給するもの  
二 定額給水 水量を計らないうて供給するもの

(給水の種別)

第四条 給水装置を次の四種に分ける。

- 一 専用給水 一戸又は一構内の専用で供するもの
- 二 共用給水 五戸以上の供用に供するもの
- 三 消防用給水 消防の用に供するもの
- 四 船舶用給水 船舶の用に供するもの

(給水の方法及び種別の決定)

第五条 給水の方法及び種別は、市長が決定する。

第六条 一戸又は一構内で計量給水と定額給水を併置し又は用途の異なる二種以上の計量給水を混用することはできない。但し、市長において支障がないと認めるときは、この限りでない。

(定額給水から計量給水への変更)

第七条 定額給水に該当するものでも、請求によつて計量給水にすることができ、(他の水栓からの給水)

第八条 給水使用者は、その家庭に既設の水栓があるときは、これから給水を受けないで他の水栓から給水を受けなければならない。

(共用給水)

第九条 共用給水は、公設又は私設とする。

第十条 共用給水を使用する者は、一栓毎に一組を組織し、水栓の使用、管理その他一切の事務を処理するため、総代人一人を置かなければならない。

第十一条 新たに組合に加わつた者は、総代人を是認したものとみなす。

第十二条 市長が総代人を不適当と認めるときは、これを變更させることができる。

(共用給水の鍵及び鑑札)

第十三条 共用給水の使用には、鍵及び鑑札を交付する。

第十四条 給水停止のときは、これを返納しなければならぬ。

(公設共用給水を使用できる者)

第十五条 公設共用給水は、左の各號の一に該当する者に使用できる。

- 一 給水装置をすることができないと認められる者
- 二 被災又は衛生上一時供給の必要がある認められる者

(共用給水を使用できない者)

第十六条 左の各號の一に該当する者は、共用給水を使用することができない。

- 一 専用給水のある家庭に居住する者
- 二 一戸の建坪十坪以上の家庭に居住する者
- 三 營業用又は多量の水を使用する者

第十七条 前項第二號又は第三號の該当者で、地勢の状況その他の理由により市長の承認を受けた者は、この限りでない。

(消火給水)

第十八条 消火給水は、公設又は私設とする。

第十九条 消火給水は、市で封かんし、火災のときでなければ使用することができない。但し、消火演習のこめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(給水装置を所有できる者)

第二十条 給水装置は、給水を受ける家庭又は土地の所有者でなければこれを所有することができない。但し、官公署その他これに準ずるものは、この限りでない。

(管理者)

第二十一条 給水装置の所有者で給水区域内に居住しない者は、この條例に關する一切の事項を處理させるため給水区域内に管理者を置かなければならない。

第二十二条 市長が管理者を不適当と認めるときは、これを變更させることができる。

第二十三条 前二項の規定は、給水装置を共有する場合にこれを準用する。

(所有権の移轉)

第二十四条 給水装置の所有権を移轉したときは、工事費を

(給水装置の位置)

第二十五条 給水装置の位置は、請求者がこれを指定する。但し、その位置が不適当と認められるときは、これを變更させることができる。

第二十六条 前項の場合において、第三者の異議があつても、本市はその責に任じない。

第二十七条 (改良等の手續をさせることができる場合)

第二十八条 市長において取締上その他必要と認めるときは、期限を定めて給水装置の改造、修繕又は撤去の手續をさせることができる。

第二十九条 前項の手續をしないときは、本市が直ちに施行し、その費用を徴収する。

(原因工事による變更、修繕工事)

第三十条 道路變更その他の事由により、給水装置の變更又は修繕を必要とするときは、所有者の請求をまたないで本市がこれを施行し、工事費は、その必要を生ぜしめたものの負担とする。

(附帯工事の施行)

第三十一条 給水装置の工事を施行したため、建造物その他の復舊を要する場合は、請求者においてこれを施行するものとする。

(分岐給水装置及び他人の土地への給水管布設)

第三十二条 他人の給水装置から分岐し、又は他人の所有地を通過して自己の給水管を布設しようとするときは、その承諾書を出さなければならぬ。但し、止水栓を共通することはできない。

第三十三条 本管所有者が給水装置を撤去、變更又は廢止しようとするときは、分岐給水装置の所有者に通知しなければならぬ。この場合、分岐給水装置の所有者が何等の手續をしないときは、給水を廢止したものとみなす。

(工事費の納入)

第三十四条 給水装置の工事は、請求者が市長の指定した工事概算金額を納入した後でなければ施行しない。但し、

の他の給水に關する前所有者の一切の權利義務を引き継いだものとみなす。

(給水管の切斷)

第三十五条 給水装置所有者の所在が不明なとき若しくはその管理者がないときは、又は正當な事由がなく二箇月以上給水を受けないときは、市長は、その給水管を切斷することができ、(給水装置に觸れることの禁止)

第三十六条 給水装置は、給水栓の外、水道係員でなければこれに觸れてはならない。

(濫用等の禁止)

第三十七条 上水は、これを濫用し、又は他人に分與し、若しくは販賣することはできない。但し、市長の許可を得て販賣する場合は、この限りでない。

(給水開始、廢止等の届出)

第三十八条 給水を開始し、又は廢止しようとするときは、その前日までに、消火給水を消火演習のために使用しようとする場合はその三日前までに、市長に届出なければならぬ。

(各種の届出)

第三十九条 左の各號の一に該当する場合は、三日以内に市長に届け出なければならない。

- 一 給水装置の所有権を移轉したとき
- 二 給水の種別又は用途を變更すべき事由が生じたとき
- 三 給水關係者の住所又は氏名を變更したとき
- 四 専用給水又は共用給水の標準に異動があつたとき
- 五 総代人又は管理者を變更したとき
- 六 鑑札又は鍵が破損若しくは滅失したとき
- 七 火災のため、私設消火栓を使用したとき

(震災等の場合における臨時使用)

第四十条 震災又は非常の場合若しくは市長が必要と認めるときは、専用給水又は共用給水を當該給水關係者以外のものに臨時に使用させることができる。この場合、給水關

係者は、これを拒むことができない。

(給水の制限又は停止)

第四十一条 給水は、震災又は工事その他やむを得ないときは、制限又は停止することができる。

第四十二条 給水を制限又は停止するときは、急迫した事情のある場合の外、予めてその區域及び時間を公示する。

第四十三条 給水の制限又は停止によつて生じた損害に對しては、市はその責に任じない。漏水又は断水その他不可抗力によつて生じた損害についても同じである。

第二章 給水装置及び工事

(給水装置の定義)

第四十四条 この條例で給水装置とは、給水のため配水管から分岐した給水管及びこれに附屬した用具で構成する設備をいふ。

(給水装置の工事)

第四十五条 給水装置を新設、増設、變更、修繕又は撤去する工事は、請求により本市がこれを施行し、工事費はその請求者の負担とする。

第四十六条 前項の工事後三箇月以内に給水装置の不良箇所を發見したときは、本市の費用で修繕する。

(自己材料による工事)

第四十七条 給水装置の工事に請者が自己の材料を提供しようとするときは、給水装置の流末に自己の材料で設備しようとするときは、検査の上承認することがある。

第四十八条 前項の場合においては、市長の定める手数料を納付しなければならぬ。

(設計手数料の前納)

第四十九条 給水装置の工事を請求する者は、修繕又は撤去の外一工事毎に設計手数料を前納しなければならぬ。但し、官公署その他これに準ずるものに對しては、工事竣功後納付させることができる。

第五十条 申込をした後に取り消しても既納の手数は還付しない。

(給水装置の位置)

第五十一条 給水装置の位置は、請求者がこれを指定する。但し、その位置が不適当と認められるときは、これを變更させることができる。

第五十二条 前項の場合において、第三者の異議があつても、本市はその責に任じない。

第五十三条 (改良等の手續をさせることができる場合)

第五十四条 市長において取締上その他必要と認めるときは、期限を定めて給水装置の改造、修繕又は撤去の手續をさせることができる。

第五十五条 前項の手續をしないときは、本市が直ちに施行し、その費用を徴収する。

(原因工事による變更、修繕工事)

第五十六条 道路變更その他の事由により、給水装置の變更又は修繕を必要とするときは、所有者の請求をまたないで本市がこれを施行し、工事費は、その必要を生ぜしめたものの負担とする。

(附帯工事の施行)

第五十七条 給水装置の工事を施行したため、建造物その他の復舊を要する場合は、請求者においてこれを施行するものとする。

(分岐給水装置及び他人の土地への給水管布設)

第五十八条 他人の給水装置から分岐し、又は他人の所有地を通過して自己の給水管を布設しようとするときは、その承諾書を出さなければならぬ。但し、止水栓を共通することはできない。

第五十九条 本管所有者が給水装置を撤去、變更又は廢止しようとするときは、分岐給水装置の所有者に通知しなければならぬ。この場合、分岐給水装置の所有者が何等の手續をしないときは、給水を廢止したものとみなす。

(工事費の納入)

第六十条 給水装置の工事は、請求者が市長の指定した工事概算金額を納入した後でなければ施行しない。但し、

の他の給水に關する前所有者の一切の權利義務を引き継いだものとみなす。

(給水管の切斷)

第六十一条 給水装置所有者の所在が不明なとき若しくはその管理者がないときは、又は正當な事由がなく二箇月以上給水を受けないときは、市長は、その給水管を切斷することができ、(給水装置に觸れることの禁止)

第六十二条 給水装置は、給水栓の外、水道係員でなければこれに觸れてはならない。

(濫用等の禁止)

第六十三条 上水は、これを濫用し、又は他人に分與し、若しくは販賣することはできない。但し、市長の許可を得て販賣する場合は、この限りでない。

(給水開始、廢止等の届出)

第六十四条 給水を開始し、又は廢止しようとするときは、その前日までに、消火給水を消火演習のために使用しようとする場合はその三日前までに、市長に届出なければならぬ。

(各種の届出)

第六十五条 左の各號の一に該当する場合は、三日以内に市長に届け出なければならない。

- 一 給水装置の所有権を移轉したとき
- 二 給水の種別又は用途を變更すべき事由が生じたとき
- 三 給水關係者の住所又は氏名を變更したとき
- 四 専用給水又は共用給水の標準に異動があつたとき
- 五 総代人又は管理者を變更したとき
- 六 鑑札又は鍵が破損若しくは滅失したとき
- 七 火災のため、私設消火栓を使用したとき

(震災等の場合における臨時使用)

第六十六条 震災又は非常の場合若しくは市長が必要と認めるときは、専用給水又は共用給水を當該給水關係者以外のものに臨時に使用させることができる。この場合、給水關

係者は、これを拒むことができない。

(給水の制限又は停止)

第六十七条 給水は、震災又は工事その他やむを得ないときは、制限又は停止することができる。

第六十八条 給水を制限又は停止するときは、急迫した事情のある場合の外、予めてその區域及び時間を公示する。

第六十九条 給水の制限又は停止によつて生じた損害に對しては、市はその責に任じない。漏水又は断水その他不可抗力によつて生じた損害についても同じである。

〔量水器の試験〕  
第四十條 給水装置の關係者は、量水器の作用に關して試験を請求することができる。  
前項の試験の結果百分の四を超える誤差があるときは、その割合に應じ前回點檢後の使用水量を訂正する。若し誤差が百分の四以下のときは、使用水量を訂正しないで、試験手数料を徴収する。

第一項の試験には、請求者を立會せざる。請求者は、立會しないという理由で檢査の結果に異議を述べることができない。  
第三章 使用料  
第四十一條 使用料は、種別、方法及び用途に従い使用者から一箇月につき左の割合をもつて、これを徴収する。  
(使用料の割合)  
第一項の試験に、請求者を立會せざる。請求者は、立會しないという理由で檢査の結果に異議を述べることができない。

種別	方法	用途	基本使用料金		超過使用料金	
			計量	定額	計量	定額
専用	計量	専用水	一戸五人まで	八十四円	一立方メートルにつき	十四円
			一戸五人以上	九十四円	一立方メートルにつき	十三円
共用	計量	共用	一戸五人まで	九十四円	一立方メートルにつき	十五円
			一戸五人以上	一〇四円	一立方メートルにつき	十四円
共用	定額	共用	一戸五人まで	六十四円	一立方メートルにつき	八円
			一戸五人以上	七十四円	一立方メートルにつき	七円
船舶	計量	船舶	一立方メートルにつき	三十五円	一立方メートルにつき	十五円
			一立方メートルにつき	六十四円	一立方メートルにつき	十四円

〔使用料の算定方法〕  
第四十五條 使用料の算定は、左の方法による。  
一 専用給水及び共用給水については、毎月初月一日現在に於て、  
二 使用料は月割でこれを徴収する。但し、住居を變更したときは又は給水の開始及び停止を同時にしたときはこの限りでない。  
三 給水種別、方法及び用途に變更があつた場合は、すべて翌月から變更の使用料を徴収する。  
四 同居者で世帯を異にする者は、別に一戸とみなして使用料を徴収する。  
五 宿泊しないで業務に従事する者は、二人を一人とみなして算定する。  
六 計量給水の使用水量は、量水器を点檢してこれを計算する。その点檢以後のものは、翌月又は翌期の使用水量に算入する。  
七 一戸又は一棟内に二個以上の量水器があるときは、各量水器毎に基本料金を徴収する。

八 私設消火栓の使用料は、市長が認定する。  
(量水器の使用料)  
第四十六條 量水器の使用料は、一箇月につき次の通りとする。  
一 貧困の負擔に堪えないと認められる者  
二 前二號の外特別の理由がある認められる者  
(使用料を減免しない場合)  
第四十八條 使用料は、第二十三條により給水を制限若しくは停止したときは又は違背處分のため給水を停止した場合であつてもこれを減免しない。  
(各種手数料の額の決定)  
第四十九條 第二十六條、第二十七條及び第四十條の規定による手数料の額は、市長がこれを定める。

五 使用料の標準となるべき要件の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。  
六 水道關係職員の仕事執行を拒み又は妨害した者  
七 この条例又はこれに基いて規定した事項に違反した者  
前項各款に該當する者及び使用料、手数料、工費その他この条例による納付金を期限内に納付しない者に對しては、三十日を超えない限度において給水を停止する外損害のあるときは、これを賠償させることができる。  
第一項第一號、第四號及び第五號に該當する行為のあつた期間の使用水量は、市長がこれを査定し、規定使用料の五倍を超えない額を加徴徴収することができる。  
第一項第二號に該當する場合において、市長が必要と認めたるものは、これを撤去し、その費用を徴収する。  
(同一給水装置内における一部の者の違背處分)  
第五十一條 同一給水装置内で、一部の關係者がこの条例による違背處分を受けた場合、他の關係者はこれに異議を申し立てることはできない。  
(家族、雇人又は同居者の違背行為)  
第五十二條 給水装置の所有者又は管理若しくは使用者は、その家族、雇人又は同居者の行為が理由で第五、十條の處分を免れることはできない。  
第五章 雜則  
第五十三條 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

廣島市條例第六號  
廣島市納稅獎勵條例(昭和二十六年九月二十日條例第三十五號)の一部を次のように改正する。  
第二條に次の一項を加える。  
二 市民稅特別徵收義務者は、廣島市稅條例第三十二條の三の規定により指定せられた者でない。  
三條中「前條」を「前條第一項」に、同條第二號中「百分の一」を「百分の二・五」に改め、同條に次の一項を加える。  
二 前條第二項の市民稅特別徵收義務者がその徵收した市民稅を納期限内に完納した場合は、左の標準により補助金を交付する。  
一 納稅者一人につき 年額 二十四円以内  
二 納入税額に對し 百分の三以内  
附則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年度分から適用する。

第五十條 左の名號の一に該當する者は、一万円以下の罰金又は二千円以下の料金を徴収する。  
一 給水を濫用し、又は他に分與し、若しくは許可を得ないで販賣又は用途外に使用した者  
二 規定の手續を経ないで給水装置を新設、増設、撤去又は變更し、若しくは添りに水管、水栓、量水器その他の附屬設備を修理、閉閉、加工又は破損した者  
三 違背若しくは濫用を貸借又は買入し、若しくは不正の處又は濫用を使用した者  
四 火災消火の事實がないのに消火栓の封かんを破棄した者

廣島市條例第七號  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十四年四月一日條例第九號)の一部を次のように改正する。  
第二條中「使用料」を「使用料」に改める。  
一 工作設備使用料 一日一件につき 五十円以上、千円以下  
二 傳習料 一期間につき 三百円以下  
第三條中「手数料」を次のように改める。

廣島市條例第七號  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十四年四月一日條例第九號)の一部を次のように改正する。  
第二條中「使用料」を「使用料」に改める。  
一 工作設備使用料 一日一件につき 五十円以上、千円以下  
二 傳習料 一期間につき 三百円以下  
第三條中「手数料」を次のように改める。

廣島市條例第七號  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十四年四月一日條例第九號)の一部を次のように改正する。  
第二條中「使用料」を「使用料」に改める。  
一 工作設備使用料 一日一件につき 五十円以上、千円以下  
二 傳習料 一期間につき 三百円以下  
第三條中「手数料」を次のように改める。

廣島市條例第七號  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十四年四月一日條例第九號)の一部を次のように改正する。  
第二條中「使用料」を「使用料」に改める。  
一 工作設備使用料 一日一件につき 五十円以上、千円以下  
二 傳習料 一期間につき 三百円以下  
第三條中「手数料」を次のように改める。

廣島市條例第七號  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十四年四月一日條例第九號)の一部を次のように改正する。  
第二條中「使用料」を「使用料」に改める。  
一 工作設備使用料 一日一件につき 五十円以上、千円以下  
二 傳習料 一期間につき 三百円以下  
第三條中「手数料」を次のように改める。

一 材料強度試験 試片一個につき 百四以上 三百四以下  
 二 材料組織検査 試片一個につき 百四以上 五百四以下  
 三 金屬分析試験 成分又は一件につき 二百五十四以上 千五百四以下  
 四 鑄物用砂試験 一件につき 五十四以上 千四以下  
 五 機械の精度試験 一個又は一台につき 百四以上 千四以下  
 六 試片の作製 一個につき 五十四以上 二百四以下  
 七 意匠、圖案の作製 一件につき 三百四以上 三千四以下  
 八 設計及び製圖 實費  
 九 機器又は工芸品試作 實費  
 十 特別の経費を要する指導及び試料、資料の蒐集 實費  
 十一 成績書又は証明書の謄本 一葉につき 四十円

附則  
 この條例は、公布の日から施行する。

廣島市保健所結核検査協議會委員の報酬及び費用弁償條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第八號

廣島市保健所結核検査協議會委員の報酬及び費用弁償條例

(目的)  
 第一條 この條例は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)第四十九條第五項の規定に基き、廣島市保健所結核検査協議會委員(以下「委員」といふ)の報酬及び費用の給付の支給に關し、必要な事項を定めることとを目的とする。

(委員の報酬)  
 第二條 委員の報酬は、會議に出席の場合は一日につき二百円、實施調査の場合は一日につき五百円とする。但し、本市の職員のうちから任命された委員には支給しない。

三 報酬は、そのつぎ支給する。  
 (委員の費用給付)  
 第三條 委員の市外出張の場合には、廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)別表中の委員相當額の費用給付を支給する。但し、本市の職員のうちから任命された委員については、その職相當の旅費の額とする。

費用給付の支給方法については、前項に定めるものの外、本市職員の旅費支給の例による。

附則  
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

廣島市農業委員會委員の報酬及び費用弁償條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第九號

廣島市農業委員會委員の報酬及び費用弁償條例

第一條 農業委員會法(昭和二十六年法律第八十八號)第十八條の規定による廣島市農業委員會の委員(以下「委員」といふ)の報酬及び費用の給付の支給については、この條例の定めるところによる。

第二條 委員の報酬は、左に掲げる額とする。  
 一 會長 月額 六百円  
 二 委員 月額 三百円

第三條 委員の費用弁償は、出務一日につき六百円を支給する。但し、その月の支給額が二千円をこえるときは、その額をもつて打ち切るものとする。

第四條 報酬及び費用弁償は、當月分をその翌月上旬に支給する。

第五條 新たに就任したものは、その月分から退職若しくは死亡したものには、その月分まで報酬及び費用弁償を支給する。

第六條 任期満了により退職した者が、その次の選挙において再び當選したときは、その報酬及び費用弁償の支給については引き續き就職したものとみなす。

第七條 委員が服務のため市外に出張したときは、廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)別表中の委員相當額の費用給付を支給する。

前項に規定する費用給付の支給については、廣島市旅費條例の規定を準用する。

附則  
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月二十一日から適用する。

廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十號

廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例

廣島市火葬場使用條例(昭和二十三年十月四日條例第二十七號)の一部を次のように改正する。  
 第一條中「中廣町西館及び草津南町並びに牛田町天水、同平岩及び仁保町淵崎」を「草津南町、牛田町天水、同平岩、仁保町淵崎及び宇品町金輪島」に改める。

附則  
 この條例は公布の日から施行する。

廣島市中央卸賣市場業務條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日

廣島市條例第十一號

廣島市中央卸賣市場業務條例の一部を改正する條例

廣島市中央卸賣市場業務條例(昭和二十四年四月二十八日廣島市條例第三十二號)の一部を次のように改正する。  
 第二十二條中「六十日」を「三十日」に改める。  
 第四十六條第一項第七號中「月額二、〇七九円」を「月額二、二九〇円」に改める。  
 第四十七條第四號の次に次の一號を加える。  
 五 その他市長において特別の事由があるを認めたるを。

附則  
 この條例は、公布の日から施行する。

廣島市乳児院條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十二號

廣島市乳児院條例

(設置)  
 第一條 兒童福祉法(昭和二十二年十二月二十二日法律第六十六號)第三十五條第二項の規定に基き本市に廣島市乳児院(以下「本院」といふ)を設置する。

(位置)  
 第二條 本院は、廣島市宇品町一、二〇〇番地に置く。

(長)  
 第三條 本院は、厚生大臣の定める兒童福祉施設の最低基準により必要な職員を置く。

(費用)  
 第四條 本院に収容した乳児の費用は、これを徴収しない。但し、扶養義務者のある場合は、兒童福祉法に定める基準額の範囲内において徴収することができる。

第五條

この條例の施行に關し、必要な事項は、市長が定める。

附則  
 この條例は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十二號之二

廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例

廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例(昭和二十五年十二月二十三日條例第五十四號)の一部を次のように改正する。  
 第二條中「月額八千円」を「月額一萬円」に、「月額三千円」を「月額四千円」に改める。  
 第三條中「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「二千五百円」に改める。

附則  
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

廣島市役所出張所設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年一月十五日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十三號

廣島市役所出張所設置條例の一部を改正する條例

廣島市役所出張所設置條例(昭和二十五年十一月一日條例第三十六號)の一部を次のように改正する。  
 別表中「出張所の概略」を削る。

附則  
 この條例は、公布の日から施行する。

規 則

職務による級別区分の基準に關する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

職務による級別区分の基準に關する規則  
 第一條 この規則は、一般職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)第三條第二項の規定に基き、一般職の職員(特別給料表の適用を受ける者を除く)の職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容(以下「職務」による級別区分の基準」といふ)を定めることを目的とする。

第二條 職務による級別区分の基準は、次の通りとする。  
 一 級職  
 使い井りや、役所内の事務の傳達等その都度指圖を受けて命令通りやるだけで、それ以上の責任のない最も単純で容易な仕事を行う職務で、そのために特別の修習、試験及び体力を必要としないもの。

二 二級職  
 (1) 役所の用品を運搬したり總舎の内外を清掃したりする。また、主たる任務とする職務、その他その都度指圖を受けるか又は引きつた通りやるだけの単純な仕事(一、二、三)の若干の体力を要するか又は若干の不慣れな仕事を含む職務。

(2) 一、二級職の職務を受け又は予め定めた順序に従つて一、二級職の職務を受け又は最も単純容易な仕事を行う職務若しくは見習い職務とする職務。

(3) 一、二級職の職務を受け、監督を受ける程度、努力を要する職務等から見て、前各級と同程度の職務。

三 三級職  
 (1) 役所の用品を搬送したり總舎の内外を清掃したり

する仕事に自ら従事し、同時にその数名の者を指圖する職務。

(2) その仕事自体は単純で容易ではあるが、その仕事の遂行を誤つた場合には、役所の事務に支障を来たし、又は施設等に損害を及ぼす虞があるもので、その仕事の遂行又は結果に關して若干の責任を伴ふ職務。

(3) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、専門技術的な仕事の補助を、命ぜられた範囲内で行う職務で、實業學校卒業程度若しくはこれと同程度と認められる技術の修習又は若干の實務の見習を要するが、その職務を行うに當つて自から新たな判断を下す必要のないもの。

(4) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、最も単純で定型的な書記的職務を、命ぜられた範囲内で行う職務で、中等學校卒業程度若しくはこれと同程度と認められる教育又は若干の實務の見習を要するが、その職務を行うに當つて自ら新たな判断を下す必要のないもの。

(5) 仕事の内容、責任、監督を受ける程度、必要な修習又は経験、努力を要する程度等から見て、前各號と同程度の職務。

四級職  
(1) 自動車を運轉し、汽かんの炊付に従事し、總舎の守衛、巡視に従事し、又は若干の予備的修習を要する道具や機械を操作する職務。

(2) 相當規模の總舎において従事する小使又は清掃夫の長として、これらの者の仕事について、これを指圖し、監督する職務。

(3) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、専門技術的な仕事の補助を、命ぜられた範囲内で行う職務で、やや高い程度の修習又はやや多い経験を要するが、その職務を行うに當つて自ら新たな判断を下す必要のないもの。

(4) 大規模の部局又は大規模の機關において、困難な事項を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(5) 小規模の部局において、課長の一般的な指導監督を受けて、専門科學的な分野において、責任ある事項を處理する職務であつて、高い専門學理の修習及び相當の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(6) 大規模の部局又は大規模の機關において、困難な事項を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(7) 職務内容、責任、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

八級職  
(1) 大規模の部局又は大規模の機關において、使用せられてゐる勞務者全体の仕事についてこれを統率する職務。

判断を下す必要のないもの。

(4) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、単純で定型的な書記的職務を、命ぜられた範囲内で行う職務で、相當の修習又は相當の経験を要するが、その職務を行うに當つて自ら新たな判断を下す必要のないもの。

(5) 仕事の内容、責任、監督を受ける程度、必要な修習又は経験、努力を要する程度等から見て、前各號と同程度の職務。

五級職  
(1) 自動車を運轉し、その調整及び簡易な修理を行い、汽かんの炊付及び調整に従事し、相當擔當区域の廣い、出入の忙しい若しくは危険の多い總舎の守衛、巡視に従事し、又は相當の熟練を要する道具や機械を操作する職務。

(2) 大規模の總舎において従事する小使又は清掃夫の全体の長として、これ等の者の仕事について、これを指圖し、監督する職務。

(3) 単純ではあるが、特に甚だしく体力を要する仕事、特に著しく疲勞を伴ふ仕事又は當時普通以上の危険の伴ふ仕事に主として従事する職務。

(4) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、専門技術的な仕事の補助を行う職務で、専門學校卒業程度若しくはこれと同程度と認められる専門技術の修習及び若干の實務の経験を要し、且つ、その職務を行うに當つては、場合により、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(5) その都度指圖を受け又は予め定められた順序に従つて、書記的職務を行う職務であつて、相當の修習及び相當の経験を要し、且つ、その擔當職務である限定された範囲の事項についての知識を必要とし、その職務を行うに當つては、場合により、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(6) 大規模の部局又は大規模の機關において、困難な事務を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(7) 小規模の部局において、困難な事項を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(8) 職務内容、責任、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

九級職  
(1) 大規模の部局において、特に重要且つ困難な事務を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(2) 大規模の部局において、課長の一般的な指導及び監督を受けて、二以上の定型的な事務を主として處理する係又は二以上の小さな係の事務を統轄して、課長の職務遂行について、課長を補佐する職務。  
(3) 大規模の機關において、単純で定型的な事項を主として處理する係の長として、その係の所掌事項を統轄する職務。

(6) 仕事の内容、責任、監督を受ける程度、必要な修習又は経験、努力を要する程度等から見て、前各號と同程度の職務。

(7) 仕事の内容、責任、監督を受ける程度、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

六級職  
(1) 数名の運轉手、守衛、巡視の組長として、これらの者の仕事について、これを指圖し監督する職務、又は多数の單純な勞務に従事する者の仕事について、これを指圖し、監督する職務。

(2) その都度指圖を受けることあるが、主として勤務の方針等について一般的な指導監督を受けて、専門技術的な仕事を行う職務であつて、相當の専門技術の修習及び相當の實務の経験を必要とし、且つ、その擔當職務に關するある部門についての學理又は技術についての知識を必要とし、その職務を行うに當つては、ある程度、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(3) 一般的な指導監督を受けて、専門技術的な仕事の補助を行う数名の下級の職員を指圖監督する職務。

(4) その都度指圖を受けることあるが、主として勤務の方針等について一般的な指導監督を受けて、責任ある書記的職務を行う職務であつて、相當の修習及び相當の経験を必要とし、且つ、その擔當職務である限定された範囲の事項についての知識を必要とし、その職務を行うに當つては、ある程度、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(5) 大規模の部局又は大規模の機關において、單純で定型的な書記的職務を主として處理する小さな係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(6) 仕事の内容、責任、監督を受ける程度、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

(7) 大規模の部局において、課長の一般的な指導監督を受けて、二以上の困難な係の事務を統轄して、課長の職務遂行について、課長を補佐し、又は困難な事務の處理について、課長を直接補佐する職務。

(8) 大規模の機關において、困難な事項を處理する係の長として、課の所掌事項を統轄する職務。

(9) 困難な事項を處理する小規模の機關の長としての職務。

(10) 一般的な指導監督を受けて、専門科學的な分野において、責任ある事項を處理する職務であつて、高い専門學理の修習及び相當の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

十一級職  
(1) 大規模の部局において、定型的な事項を主として處理する大きな課の長又は困難な事項を處理する課

七級職

(1) 相當規模の總舎における守衛、巡視又は運轉手の全体の長として、これらの者の仕事について、これを指圖し、監督する職務。

(2) 大規模の汽かん、電氣設備等の操作及び保守について、これ等の仕事に直接従事する者の仕事を指圖し監督する職務。

(3) 一般的な指導監督を受けて、責任ある専門技術的な仕事を行う職務であつて、相當の専門技術の修習及び相當の實務の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(4) 一般的な指導監督を受けて、困難且つ責任ある書記的職務を行う職務であつて、相當の修習及び相當の経験を必要とし、且つ、その擔當職務である限定された範囲の事項についての知識を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(5) 大規模の部局又は大規模の機關において、定型的な事務を主として處理する大きな係又は困難であるが小さな係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(6) 小規模の機關において、定型的な事項を主として處理する課の長として、その課の所掌事項を統轄する職務。  
(7) 職務内容、責任、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

七級職

し、指圖監督する職務。

(2) 一般的な指導監督を受けて、困難且つ責任ある専門技術的な仕事を行う職務であつて、相當高度の専門技術の修習及び相當の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(3) 一般的な指導監督を受けて、特に困難且つ責任ある書記的職務を行う職務であつて、廣い範囲の修習と経験を必要とし、且つ、その擔當職務に關する複雑な且つ廣い範囲の事項についての知識を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(4) 大規模の部局又は大規模の機關において、困難な事務を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。

(5) 小規模の機關において、困難な事項を處理する課の長として、その課の所掌事項を統轄する職務。  
(6) 職務内容、責任、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

九級職  
(1) 大規模の部局において、特に重要且つ困難な事務を處理する係の長として、その係の事務を指圖監督する職務。  
(2) 大規模の部局において、課長の一般的な指導及び監督を受けて、二以上の定型的な事務を主として處理する係又は二以上の小さな係の事務を統轄して、課長の職務遂行について、課長を補佐する職務。  
(3) 大規模の機關において、単純で定型的な事項を主として處理する係の長として、その係の所掌事項を統轄する職務。

十級職

(4) 小規模の機關において、重要且つ困難な事項を處理する課の長として、その課の所掌事項を統轄する職務。

(5) 定型的な事項を主として處理する小規模の機關の長としての職務。

(6) 一般的な指導監督を受けて、専門科學的な分野において、責任ある事項を處理する職務であつて、高度の専門學理の修習及び相當の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。

(7) 職務内容、責任、必要な修習又は経験等から見て、前各號と同程度の職務。

十級職  
(1) 大規模の部局において、課長の一般的な指導監督を受けて、二以上の困難な係の事務を統轄して、課長の職務遂行について、課長を補佐し、又は困難な事務の處理について、課長を直接補佐する職務。  
(2) 大規模の機關において、困難な事項を處理する課の長として、課の所掌事項を統轄する職務。  
(3) 困難な事項を處理する小規模の機關の長としての職務。  
(4) 一般的な指導監督を受けて、専門科學的な分野において、責任ある事項を處理する職務であつて、廣い範囲の高度の専門學理の修習及び相當の経験を必要とし、その職務を行うに當つては、自ら新たな判断を下してゆく必要があるもの。  
(5) 職務内容、責任等から見て、前各號と同程度の職務。



の長として、課の所掌事項を統轄する職務。  
 (2) 大規模の機関において、重要且つ困難な事項を處理する課の長として、課の所掌事項を統轄する職務。  
 (3) 大規模の機関において、困難な事項を處理する數箇の課を含む部の長として、これらの課を統轄する職務。  
 (4) 重要且つ困難な事項を處理する小規模の機関の長としての職務。  
 (5) 一般的な指揮監督を受けるが、極めて廣い範囲において、自らの判断によつて、専門科學的分野において責任ある事項を處理する職務であつて、廣い範圍の高度の専門學理的修習及び相當の經驗を必要とするもの。  
 (6) 職務内容、責任等から見て、前各號と同程度の職務。

十二級職  
 (1) 大規模の部局において、特に重要且つ困難な事項を處理する課の長として、課の所掌事項を統轄する職務。又は局の次長若しくは數箇の課を含む部の長として、これらの課を統轄する職務。  
 (2) 大規模の機関において、重要且つ困難な事項を處理する數箇の課を含む部の長として、これらの課を統轄する職務。又は困難な事項を處理する大規模の機關の長としての職務。  
 (3) 一般的な指揮監督を受けるが、その擔當する専門科學的分野に關する限り、自らの判断によつて困難且つ責任ある事項を處理する職務であつて、廣い範圍の極めて高度の専門的學理的修習及び相當の經驗を必要とするもの。  
 (4) 専門科學的分野の調査を企画し、指揮する職務又は高度の専門科學的分野の事項に關する顧問としての職務。

の職務。  
 (5) 職務内容、責任等から見て、前各號と同程度の職務。  
 十三級職  
 (1) 大規模の部局において、困難な事項を處理する局の長として、局の所掌事項を統轄する職務。  
 (2) 重要且つ困難な事項を處理する大規模の機關の長としての職務。  
 (3) 高度の専門的科學的な事項を擔當する施設の長としての職務。  
 (4) 職務内容、責任等から見て、前各號と同程度の職務。

十四級職  
 (1) 大規模の部局において、特に重要且つ困難な事項を處理する局の長として、局の所掌事項を統轄する職務。  
 (2) 大規模の部局において、數箇の重要且つ困難な事項を處理する局を統轄する職務。  
 (3) 特に重要且つ困難な事項を處理する大規模の機關の長としての職務。  
 (4) 最も大規模で且つ重要な、高度の専門的科學的な事項を擔當する施設の長としての職務。  
 (5) 職務内容、責任等から見て、前各號と同程度の職務。  
 十五級職 別に定める職務。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の取扱規則をここに公布する。  
 昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十五號  
 初任給、昇格、昇給等の取扱規則  
 職員の初任給、昇格、昇給等の取扱については、別に定める場合を除き、一般職の國家公務員の初任給、昇格、昇給等の取扱の例による。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

廣島市規則第六十六號  
 一般職の職員の給與に關する條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十七號  
 一般職の職員の給與に關する條例施行規則(昭和二十六年三月三十日廣島市規則第九十三號)の一部を次のように改正する。  
 第七條第二號中「二万五千二百四」を「三万二千二百四」に改める。  
 第十條第一號中「(第三項を除く)」を削る。  
 第十一條第一號中「(休職又は)」を削る。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。但し、第十一條の改正規定は、昭和二十六年十二月一日から適用する。

昭和二十六年度における廣島市の公務員に對する年末手当の支給に關する條例施行規則(昭和二十六年八月十日廣島市規則第三十一號)  
 廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 廣島市規則第六十七號

昭和二十六年度における廣島市の公務員に對する年末手当の支給に關する條例施行規則(昭和二十六年十二月二十一日廣島市規則第四十一號)以下「條例」という。第一條に規定する常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものは、條例施行の日(以下「施行日」という。)において左の各號の一に掲げるものに該當する者とする。  
 一 末路還者  
 二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第二十八條第二項に規定する休職處分若しくは同法第二十九條第一項に規定する停職處分又はこれらに準ずる處分を受けている者。但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職にされている者及び學校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。  
 三 職員團體の業務にもつぱら従事する職員に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六號)に規定する休職又はこれに準ずる休職を與えられている者  
 四 非常勤職員の職にある者。但し、次に掲げる者を除く。  
 (イ) 市議會議員  
 (ロ) 選挙管理委員  
 (ハ) 公安委員  
 (ニ) 教育委員(市議會選出の委員を除く。)  
 (ホ) 公平委員  
 五 失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所の

紹介を受けて日々雇入れられる者  
 六 二月以内の期間(季節的業務にあつては四月以内の期間)を定めて雇入れられた者。但しその期間を経過して引き続き雇入れられるに至つたものを除く。  
 七 病氣休職のため昭和二十六年一月一日から引き続き出勤していない者。但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり出勤していない者  
 八 私事のため欠勤引き續き九十日をこえる者(無届にあつては引き續き三十日をこえるもの。)  
 九 前各號に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者で、本市から給料(これに相當する給與を含む。)の支給を受けないもの  
 (在職期間)  
 第二條 條例第二條第一項に規定する在職期間は、前條各號に掲げる公務員以外の公務員として在職した期間とし、その計算については、三十日を一つとして一月とする。  
 (給與月額)  
 第三條 條例第二條第二項に規定する規則で定める額は、同項に規定するその他の職員が、施行日において受けるべき左の各號に掲げる額とする。  
 一 嘱託員 手當の月額  
 二 第一條第四號但書に掲げる者 報酬の月額  
 三 給與が月額で定められている者 日給額の二十五日分に相當する額  
 四 前各號に掲げる職員以外の職員 給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額  
 附則  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 左に掲げる規則は、廃止する。  
 一 昭和二十五年年度における廣島市職員に對する年末手当の支給に關する條例施行規則(昭和二十五年十二月二十三日廣島市規則第七十三號)

昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 廣島市規則第六十八號  
 廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則  
 廣島市職員昇給規則(昭和二十三年四月五日廣島市規則第六號)の一部を次のように改正する。  
 第四條第一項中「號俸」を「號給」とし、「三百四」を「四百四」とし、「六百四」を「千四」に改め、同條第二項中「廣島市職員給與條例の一部を改正する條例(昭和二十六年二月五日廣島市條例第四十六號)附則別表第一」を「一般職の職員の給與に關する條例の一部を改正する條例(昭和二十六年十二月二十一日廣島市條例第四十號)附則別表」に改める。  
 附則  
 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。  
 2 一般職の職員の給與に關する條例の一部を改正する條例(昭和二十六年十二月二十一日廣島市條例第四十號)の給料の切替に關する規定によつて給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間は、異動直後の給料を受けていた期間とみなす。  
 廣島市々管住宅使用條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十六年十二月二十四日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年十二月二十四日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十八號の二

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市々營住宅使用條例施行細則（昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二）の一部を次のように改正する。

別表（その一）中高須ブロック住宅の次に次のように加える。
舟八川口町ブロック住宅 自一號 一、六〇〇
至四〇號

廣島市規則第六十九號

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特務勤務手当の支給に関する規則（昭和二十六年八月二十八日廣島市規則第四十一號）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。
（船舶乗組職員の特務勤務手当の支給）
第六條 船舶乗組職員の特務勤務手当の支給に關しては、別記様式第四號による船員の勤務実績簿に所要事項を記載し、これに基づいて支給するものとする。

Table with columns for birth date, residence, and work date. Includes a '備考' section for handling discrepancies.

廣島市表彰條例施行規則をここに公布する。
昭和二十七年一月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七十號

廣島市表彰條例施行規則
第一条 この規則は、廣島市表彰條例（昭和二十四年四月一日衆議院第三號）以下「條例」という。第九條の規定に基き、條例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 條例第一條第五號に該當する者は、おおむね、次に掲げるものとする。
一 地方公務員法第三條第三項第一號に該當する特別職についていた者
二 地方公務員法第三條第三項第二號及び第三號に該當する特別職についていた者

廣島市規則第二號

廣島市事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市事務分掌規則（昭和二十六年六月十九日規則第二十號）の一部を次のように改正する。

第八條産業局の商工課庶務係の分掌事務中第三號の次に次の一號を加え、第四號以下順次繰り下げる。
四 原動機付自轉車に關すること

廣島市規則第三號

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則
廣島市公印保管使用規則（昭和二十三年五月十七日規則第十三號）の一部を次のように改正する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。
昭和二十七年一月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第五號

廣島市水道使用條例施行規則をここに公布する。
昭和二十七年一月一日
廣島市長 濱 井 信 三

第一条 この規則は、廣島市水道使用條例（昭和二十七年廣島市條例第五號。以下條例という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 水道に關する調査は、日出より日没までの間にこれを進行。但し、急を要する場合は、この限りでない。
第三条 前項の調査をする係員には、証票を携帯させる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。
昭和二十七年一月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第四號

廣島市常直服務規則の一部を改正する規則
廣島市常直服務規則（昭和二十四年十一月十日規則第五十三號）の一部を次のように改正する。

第九條第二項を次のように改め、本項の次に次の一項を加える。
廣島市文書取扱規程第三十五條により、發信及び發送しなければならぬ電報及び文書、物品は、その發信者名を日誌に記入し、郵便を要するものは、金額等を記入、發送の手續をならなければならない。但し、この場合郵便料は、あらかじめ、総務課より交付されたものを使用するものとする。

廣島市規則第三號

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則
廣島市公印保管使用規則（昭和二十三年五月十七日規則第十三號）の一部を次のように改正する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。
昭和二十七年一月一日
廣島市長 濱 井 信 三

第七條 條例第十五條の管理者を選定した場合は、連署で届け出なければならない。管理者の住所を變更したときも同様である。

(専用栓及び私設共用栓の位置)

第八條 専用栓及び私設共用栓を設ける位置は、屋内又は構内に限る。但し、私設共用栓は、市長が差支えないと認められた場合は、この限りでない。

(工事請求の手續)

第九條 給水装置の工事(修繕工事を除く。)を請求しようとする者は、その請求書に、工事の位置、給水種別及び用途を記載しなければならない。

第十條 新設の場合においては、前項の外條例第十四條の資格を併せて記載しなければならない。この場合、市長が必要と認めるときは、その資格を証明する書類を呈示しなければならない。

(官公有地にする工事の手續)

第十一條 給水装置の工事を新たに請求する場合において、その土地が官公有地であるときは、その使用許可書を呈示しなければならない。

(工事用品の價格)

第十二條 給水装置に使用する工事用品の價格は、水壓検査その他の経費としてその原價に割を加算した金額とする。

(自己材料による工事)

第十三條 給水装置の工事に自己の材料を提供しようとする者は、届出の上手敷料を納付し、検査承認を受けなければならない。

第十四條 給水装置の流末に自己の材料で設備しようとする者は、その請求書に給水装置所在地、給水種別及び用途を記載し、設計書、仕様書、圖面及び材料明細書を添えて承認を受けなければならない。

第十五條 前項の承認を受けた場合において、工事に着手しようとするときは、着工に先立ち着手届を提出し、竣功後三日以内に竣功届を提出して市長の検査を受けなければならない。

(給水装置の承認の取消)

第十六條 前項の場合、工事が不完全か、又は検査を受けない材料を使用したときは、給水装置の承認を取り消すか又は期限を定めて改良若しくは撤去を命ずるものとする。

(自己材料の検査手数料)

第十七條 條例第二十六條第二項の検査手数料は、次の通りである。

- 一 水栓類及び水管附屬具
  - 内徑五十耗以下のもの 一個につき 五〇
  - 同五十耗を超え内徑七十五耗以下のもの 一個につき 一五〇
  - 同七十五耗を超え内徑百七十五耗以下のもの 一個につき 二五〇
  - 同百七十五耗を超えるもの 一個につき 三〇〇
- 二 鉄管及び鉛管
  - 内徑五十耗以下のもの 一本につき 一四〇
  - 同五十耗を超え内徑七十五耗以下のもの 一本につき 一五〇
  - 同七十五耗を超え内徑百七十五耗以下のもの 一本につき 二五〇
  - 同百七十五耗を超えるもの 一本につき 三〇〇
- 三 給水装置
  - 内徑二十五耗以下のもの 一工事につき 二〇〇
  - 同二十五耗を超え内徑五十耗以下のもの 一工事につき 四〇〇
  - 同五十耗を超え内徑七十五耗以下のもの 一工事につき 六〇〇

第十八條 同七十五耗を超え内徑百七十五耗以下のもの 一工事につき 八〇〇

同百七十五耗を超えるもの 一工事につき 一〇〇〇

(設計手数料)

第十九條 條例第二十七條の設計手数料は、次の通りである。

- 内徑二十五耗以下のもの 一工事につき 一〇〇
- 同二十五耗を超え内徑五十耗以下のもの 一工事につき 二〇〇
- 同五十耗を超え内徑七十五耗以下のもの 一工事につき 四〇〇
- 同七十五耗を超え内徑百七十五耗以下のもの 一工事につき 六〇〇
- 同百七十五耗を超えるもの 一工事につき 八〇〇

(量水器試験手数料)

第二十條 條例第三十九條第二項の量水器試験手数料は、次の通りである。

- 内徑五十耗以下のもの 一個につき 二〇〇
- 同五十耗を超え七十五耗以下のもの 一個につき 四〇〇
- 同七十五耗を超えるもの 一個につき 六〇〇

(所有権移轉届)

第二十一條 給水装置の所有権移轉届には、給水装置の所在地、給水種別、現使用者(使用者のないときは前使用者)及び検数を記載し、前所有者と連署の上届け出なければならない。この場合、市所有の量水器が取り付けてあるときは、その保管証書を書き替へなければならない。

第二十二條 前項の届書に前所有者の連署を得られないときは、所有権を証明する書類を呈示しなければならない。

(給水開始、廢止の届書)

第二十三條 給水開始及び廢止の届書には、左表の事項をてれ記載しなければならない。

第二十四條 量水器の試験を請求しようとする者は、その請求書に給水装置の所在地、量水器の名稱、番號、口径及び個数を記載しなければならない。

(船舶用栓のない場所における船舶給水)

第二十五條 船舶用栓のない場所では給水を受けようとする船舶は、市長の許可を得て最寄りの給水装置から特に給水を受けることができる。

第二十六條 前項の場合においては、第十八條に準じて請求書を提出しなければならない。

(共用栓を使用することを特に承認せられた者の使用料)

第二十七條 條例第十二條第二項によつて市長の承認を受けた者の使用料は、専用栓の例による。

第二十八條 使用料及び工事費は、集金制により徴収する。但し、市長において必要と認めるときは、納付制によるものとする。

第二十九條 左の各號の一に該當する者は、條例第十九條で定められた濫用者みなす。

- 一 給水栓を開放したまま立ち去つた者
- 二 容器外に上水を溢れさせ又は容器を受けないで給水栓を開放した者
- 三 田畑に灌漑した者
- 四 許可を得ないで庭園、池、瀧、〇水等の娯樂觀賞に上水を使用し、又は道路に散水した者。

(停水處分の輕減又は解除)

第三十條 條例第五十條第二項によつて停水處分を受けた者が、違背事項を改めたときは、その處分を輕減し、又は解除することができる。

附則

一 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

二 廣島市水道条例施行細則(昭和二十三年十一月十一日規則第四十九號の二)は、廢止する。

廣島市火葬場使用条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年一月一日 廣島市長 濱井 信三

種別	開		廢止	
	給水装置所在地	所有地	給水装置所在地	所有地
一、専用	一、同	一、同	一、同	一、同
二、共用	二、同	二、同	二、同	二、同
三、共用	三、同	三、同	三、同	三、同
四、共用	四、同	四、同	四、同	四、同
五、共用	五、同	五、同	五、同	五、同
六、共用	六、同	六、同	六、同	六、同
七、共用	七、同	七、同	七、同	七、同
八、共用	八、同	八、同	八、同	八、同

備考 火災のため消火栓を使用したときは、第三號に準ずる。

共用栓廢止の場合においては、前項の届書に鍵及び鑑札を添えなければならない。

(條例第二十一條關係)

第十九條 條例第二十一條第二號から第七號までの届出には、給水装置の所在地及び所有者の外次の事項を記載しなければならない。

- 一 給水種別の變更のときは、給水種別及びその事由
- 二 給水關係者の住所氏名の變更のときは、給水種別及び新舊住所氏名
- 三 専用栓、共用栓及び計量器を用いない計量栓で標準に移動があつたときは、その新舊標準、共用栓は公設か私設の別、検番及び用途
- 四 總代人又は管理者に變更があつたときは、新舊總代人又は管理者の住所氏名

五 鑑札又は鍵の破損若しくは滅失のときは、検番、公設か私設の別及び事由

(使用水量が明確でないときの水量認定)

第二十條 量水器又は給水装置の故障等により使用水量が明確でないときは、その水量は、改修後の使用水量又は前年同期間の使用水量を參照してこれを認定する。

(量水器設置場所の變更等)

第二十一條 市長が必要と認めるときは、量水器の設置場所を變更することができる。

量水器設置場所には濫りに物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

(量水器保管證書)

第二十二條 量水器保管證書には、給水装置の所在地、量水器の名稱、番號、口径及び個数を記載しなければならない。

保管にかゝる量水器を破損又は滅失した場合の賠償金額は、市長がこれを定める。

(量水器の試験)

第二十三條 量水器の試験を請求しようとする者は、その請求書に給水装置の所在地、量水器の名稱、番號、口径及び個数を記載しなければならない。

(條例第四十七條關係)

第二十七條 條例第四十七條の規定によつて減免する使用料及び手数料の額は、次の通りとする。

一 條例第四十七條第一號及び第三號に該當する者については、五割額以内

二 條例第四十七條第二號に該當する者については、五割額以上

(上水の濫用者)

第二十八條 左の各號の一に該當する者は、條例第十九條で定められた濫用者みなす。

- 一 給水栓を開放したまま立ち去つた者
- 二 容器外に上水を溢れさせ又は容器を受けないで給水栓を開放した者
- 三 田畑に灌漑した者
- 四 許可を得ないで庭園、池、瀧、〇水等の娯樂觀賞に上水を使用し、又は道路に散水した者。

(停水處分の輕減又は解除)

第二十九條 條例第五十條第二項によつて停水處分を受けた者が、違背事項を改めたときは、その處分を輕減し、又は解除することができる。

附則

一 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

二 廣島市水道条例施行細則(昭和二十三年十一月十一日規則第四十九號の二)は、廢止する。

廣島市火葬場使用条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年一月一日 廣島市長 濱井 信三

廣島市規則第六號

廣島市火葬場使用条例施行規則の一部を改正する規則  
 廣島市火葬場使用条例施行規則、昭和二十三年十月四日規則第四十一號の二の一部を次のように改正する。  
 第二条の使用料表及び第三條中「牛田町天水、同平岩、草津南町及び仁保町淵崎」を「牛田町天水、同平岩、草津南町、仁保町淵崎及び宇品町金輪島」に改める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市工業指導所使用料及び手数料條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六號の二

廣島市工業指導所使用料及び手数料條例施行規則  
 施行規則の一部を改正する規則

廣島市工業指導所使用料及び手数料條例施行規則（昭和二十四年四月三十日規則第十一號）の一部を次のように改正する。  
 第八條の使用料表を次のように改める。

設備名	型式	使用料
精密螺子切旋盤	理研ゲンネグア型	百五十円
精密旋盤	理研ベニチレリスB型	百五十円
萬能研磨盤	林型二番半	百五十円
工具フライス盤	理研BPM一七型	百六十円
八呎旋盤		百八十円
六呎同		八十円
四呎同		七十円
平面研磨盤	理研ローマシュー式	百四十円
萬能カッター研磨盤	祿々S&S型	八十円
ホルル盤	給齒車式二吋	八十円
平削盤		百八十円

形削盤	六呎	百五十円
同	二六吋	百四十円
同	二十吋	百二十円
同	九吋	八十円
フライス盤	二分一呎	七十円
電気點接器	單式据置型	百五十円
電気熔接器	單式防隔可搬型	百五十円
タイレット旋盤	三尺	八十円
手押鉋機	十二吋	八十円
帶鉋機	二十六吋	百五十円
木工旋盤	六呎	五十円
角鋸機	手動式	七十円
自動鉋機		百五十円
丸鋸機		八十円
ロクロ機		五十円
噴霧塗器		五十円
シン鋸機		五十円
三方削機		三十円
溶銑機		三十円
合金鋸		百五十円
サンドミル		三百円
通氣混砂機		百五十円
電気タマン煙		二百七十円
第十條の表を次のように改める。		
材料強度試験	試験片一個につき	百円
抗張試験		同
抗折試験		同
抗屈曲試験		同
剪断試験		同
硬度試験		同

二 材料組織検査		
1 顕微鏡寫眞を要するもの	一個又は一件に付	二百五十円
2 顕微鏡寫眞を要しないもの	同	百円
三 金屬分析試験		
1 定性分析	一成分に付	二百五十円
2 定量分析	同	同
(一) 鉄鋼		
普通成分	一成分に付	二百五十円
特殊成分	五成分に付	千円
(2) ニッケル、クロム、バナジウム	一成分に付	三百円
ニウム	一成分に付	四百円
(一) 鉄合金、銅合金、輕合金	一成分に付	二百八十円
熔滓	一件に付	六百円
(四) 一般非鐵地金、礦石類	一成分に付	三百五十円
石灰、コークス類	一件に付	三百二十円
四 鑄物砂試験		
1 強度試験	一試験に付	百三十円
2 通氣度試験	同	七十円
3 附着力同	同	五十円
4 粒度同	同	百五十円
5 耐熱同	同	二百六十円
6 分標同	同	四百円
7 綜合同	同	同
五 機械の検査		
1 機械の検査	一台に付	二百円
(一) 下級精度のもの	同	四百円
(二) 中級同	同	同
(三) 高級同	同	五百円

器具の検査		
(一) 下級精度のもの	一個に付	百円
(二) 中級同	同	三百円
(三) 高級同	同	三百円
六 試片の製作		
1 材料強度試験用	試片一個に付	百円
2 材料組織検査用	同	五十円
七 意匠、圖案の複製		
1 工藝意匠の圖案	一点に付	三百円
(一) 家具	一個に付	四十円
(二) 一般印刷意匠圖案		
カント、ラベル、シルマーク類	一點に付	三百円
(一) カード、カメラ、チラシ類	一點に付	三百円
(二) ホスター類	一點に付	五百円
(四) 染色、意匠圖案	一點に付	五百円
八 機器、家具又は工芸品の試作その他の特殊なもの		
第十三條の傳習料表を次のように改める。		
科 目	傳習期間	傳習料
鑄造	一月	百円
旋盤	一月	百円
フライス	一月	百円
研磨	一月	百円
熔接	一月	百円
熱處理	一月	百円
仕上	一月	百円
製鋼	一月	百円
木工	一月	百円
染工	一月	百円
附則		
この規則は、公布の日から施行する。		

廣島市乳兒院管理規則をここに公布する。  
 昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六號の二  
 廣島市乳兒院管理規則  
 (事業及び目的)  
 第一条 廣島市乳兒院(以下「本院」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第六十四號)第三十七條による乳兒施設にして乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする。  
 (收容人員)  
 第二条 本院の收容定員は、五〇名とする。  
 (職員)  
 第三条 本院に左の職員を置く。  
 院長  
 事務長  
 醫師  
 藥劑師  
 書記  
 事務員  
 榮養士  
 看護婦  
 保母  
 レントゲン技士  
 小使  
 雜役夫  
 炊事夫  
 院長は、技術吏員又は事務吏員をもって、これらにたる。  
 第四条 院長は、上司の命を受けて、院務を掌理し所屬員を指揮監督する。

廣島市規則第七號  
 廣島市市内出張旅費支給條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十七年一月十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七號  
 廣島市市内出張旅費支給條例施行規則の一部を改正する規則  
 廣島市市内出張旅費支給條例施行規則(昭和二十三年十一月一日廣島市規則第四十八號)の一部を次のように改正

第二條の次に次の二條を加える。  
 第二條の二 条例第四條の二に規定する「稅務主管課」は、總務局市民課、資産稅課及び徵收課並びに廣島市役所出張所をいう。但し、タイピスト、運轉者等の特殊共通職員を除くものとする。

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手當の支給に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年一月十日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八號  
 職員の特殊勤務手當の支給に關する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手當の支給に關する規則（昭和二十六年八月二十八日廣島市規則第四十一號）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。  
 （市稅事務從事職員の特種手當の支給）  
 第二條 条例第三條に規定する「稅務主管課」は、總務局市民課、資産稅課及び徵收課並びに廣島市役所出張所をいう。

1 市稅事務從事職員の特種勤務手當は、左に掲げる職員には、支給しない。  
 一 タイピスト、運轉者等の特殊共通職員  
 二 休職及び停職中の者  
 三 病氣のため執務しないことが九十日をこえる者

2 市稅事務從事職員の特種勤務手當の額は、別表第一に掲げる額とする。

3 前二項に掲げるものの外、市稅事務從事職員の特種勤務手當の支給に關しては、給料の支給方法に準じて支給するものとする。但し、職員が、遅参、早退のため給料が

減額せられる場合でも手當は、減額しないものとする。  
 別表第一を次のように改める。

別表第一  
 市稅事務從事職員の特種勤務手當

種別	職	出張所	支給月額
第一種	市民課、資産稅課、徵收課		千圓
第二種	係長		八百圓
第三種	その他の吏員	係長、主任及びその他の吏員	六百圓
第四種	雇員		四百圓

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査に關する取扱規則をここに公布する。

昭和二十七年一月十日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第九號  
 自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査に關する取扱規則

第一章 總則

第一條 この規則は、道路運送車兩法（昭和二十六年法律第八十五號以下「法」という。）並びに道路運送車兩法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四號以下「施行規則」という。）の規定に基き、自動車及び原動機付自轉車の臨時運行の許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査その他に關し、必要な事項を定める。

第二章 自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可

第二條 法第三十四條並びに施行規則第四十六條の規定による自動車及び原動機付自轉車の臨時運行をしようとするものは、市長に申請して許可を受けなければならない。

前項の許可申請には、自動車にあつては別表第一號様式、原動機付自轉車にあつては別表第二號様式の申請書を提出しなければならない。

市長は、第一項の臨時運行の許可をしたときは、その車兩の臨時運行許可証（別表第三號様式）を交付し自動車にあつては、臨時運行許可番號標、原動機付自轉車にあつては、受檢番號を貸與しなければならない。

臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときはその日から五日以内に臨時運行許可証を添え、自動車にあつては受檢番號標を返納しなければならない。

臨時運行許可証、臨時運行許可番號標又は受檢番號標を亡失した場合は、警察署長の証明を添えて市長に届出なければならない。

第三条 虚偽その他不正の手段により第二條第一項の許可を受けたものであることを發見した場合は直ちにその許可を取消するものとする。

第三章 原動機付自轉車及び旅客輕便車兩の検査

第四條 法第七十三條の規定による原動機付自轉車又は旅客輕便車兩の運行の用に供しようとする者は、市長の検査並びに車兩番號の指定を受け、車兩検査證の交付を受けなければならない。

前項の検査を受けようとする者は原動機付自轉車にあつては別表第四號様式、旅客輕便車兩にあつては別表第五號様式の申請書を提出し、かつ、その車兩を呈示しなければならない。

第五條 市長は前條の申請書を受理したときは原動機付自

轉車にあつては法第四十四條、旅客輕便車兩にあつては法第四十五條で定められた保安上の技術基準（以下「保安基準」という。）に適合し、かつ、申請者がその運送車兩を使用する権利を有するに認めるときは、車兩番號を指定し、原動機付自轉車にあつては別表第六號様式、旅客輕便車兩にあつては別表第七號の車兩検査證と原動機付自轉車番號標又は旅客輕便車兩番號標（以下「車兩番號標」という。）をそれぞれ申請者に交付しなければならない。

前項の車兩番號の指定を受けた者は、その番號を記載した車兩番號標の交付を受け、その車兩の後面の見易い位置に表示し、市長の封印取付を受けなければならない。

何人も市長の取りつけをした車兩番號標は、これを取りはずしてはならない。但し、整備のため特に必要ある場合、その他やむを得ない場合において市長の許可を受けたときはこの限りでない。

第六條 原動機付自轉車並びに旅客輕便車兩の検査證の有効期間は、一年とする。但し、法第四十四條及び第四十五條の保安基準に適合しなくなるおそれがある認められるときは、一年未満とすることができる。

第七條 市長は、原動機付自轉車及び旅客輕便車兩検査證を備へ、この規則に定める、車兩検査を行い、検査證を交付し又は返納、返納及び再交付に關する事項を記載しなければならない。

第八條 市長は、市職員のうちから原動機付自轉車及び旅客輕便車兩の検査員を命じ、この規則に定める車兩の検査並びに事務に従事させるものとする。

第四章 罰則

第九條 第五條第三項の規定に違反した者は、二十圓以下の過料を科する。

第十條 第二條第四項の規定に違反した者は、千圓以下の過料を科する。

減額せられる場合でも手當は、減額しないものとする。  
 別表第一を次のように改める。

別表第一  
 市稅事務從事職員の特種勤務手當

種別	職	出張所	支給月額
第一種	市民課、資産稅課、徵收課		千圓
第二種	係長		八百圓
第三種	その他の吏員	係長、主任及びその他の吏員	六百圓
第四種	雇員		四百圓

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査に關する取扱規則をここに公布する。

昭和二十七年一月十日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第九號  
 自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査に關する取扱規則

第一章 總則

第一條 この規則は、道路運送車兩法（昭和二十六年法律第八十五號以下「法」という。）並びに道路運送車兩法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四號以下「施行規則」という。）の規定に基き、自動車及び原動機付自轉車の臨時運行の許可並びに原動機付自轉車、旅客輕便車兩の検査その他に關し、必要な事項を定める。

第二章 自動車及び原動機付自轉車の臨時運行許可

第二條 法第三十四條並びに施行規則第四十六條の規定による自動車及び原動機付自轉車の臨時運行をしようとするものは、市長に申請して許可を受けなければならない。

前項の許可申請には、自動車にあつては別表第一號様式、原動機付自轉車にあつては別表第二號様式の申請書を提出しなければならない。

市長は、第一項の臨時運行の許可をしたときは、その車兩の臨時運行許可証（別表第三號様式）を交付し自動車にあつては、臨時運行許可番號標、原動機付自轉車にあつては、受檢番號を貸與しなければならない。

臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときはその日から五日以内に臨時運行許可証を添え、自動車にあつては受檢番號標を返納しなければならない。

臨時運行許可証、臨時運行許可番號標又は受檢番號標を亡失した場合は、警察署長の証明を添えて市長に届出なければならない。

第三条 虚偽その他不正の手段により第二條第一項の許可を受けたものであることを發見した場合は直ちにその許可を取消するものとする。

第三章 原動機付自轉車及び旅客輕便車兩の検査

第四條 法第七十三條の規定による原動機付自轉車又は旅客輕便車兩の運行の用に供しようとする者は、市長の検査並びに車兩番號の指定を受け、車兩検査證の交付を受けなければならない。

前項の検査を受けようとする者は原動機付自轉車にあつては別表第四號様式、旅客輕便車兩にあつては別表第五號様式の申請書を提出し、かつ、その車兩を呈示しなければならない。

第五條 市長は前條の申請書を受理したときは原動機付自

別表第一號様式  
 臨時運行許可申請書

証紙貼付欄

申請者住所	氏名	住所	氏名
自動車の種別	車名	年式	型式
運行の目的	運行の経路	運行の開始日時	運行の終了日時
車體番號	運行の経路	運行の開始日時	運行の終了日時

右の通り臨時運行をいたしたいから御許可願ひたい。

昭和 年 月 日

廣島市長 濱井信三 氏名 印

別表第二號様式  
 原動機付自轉車臨時運行許可申請書

証紙貼付欄

申請者住所	氏名	住所	氏名
自動車の種別	車名	年式	型式
運行の目的	運行の経路	運行の開始日時	運行の終了日時
車體番號	運行の経路	運行の開始日時	運行の終了日時

右の通り臨時運行をいたしたいから御許可願ひたい。

昭和 年 月 日

廣島市長 濱井信三 氏名 印

（増減額整理簿の整理）  
 第五條 賦課額の増額又は減額並びに過誤納金は、増減額整理簿により整理しなければならない。  
 （過誤納金の整理等）  
 第六條 條例第九條の規定により過誤納金を、未納に係る徴収金に充當した場合は、左の各號により整理しなければならない。  
 一 調定額及び収入額を減じ未納の税目に振替えをする。  
 二 過誤納額還付整理簿及び徴収元簿を整理し、納税者にその旨を通知すること。  
 （市民税特別徴収義務者の指定）  
 第七條 條例第三十二條の三の規定による特別徴収義務者は、本縣内において給與の支拂をしてゐる者とする。但し、特別の事情がある者は特別徴収義務者に指定しないことがある。  
 （同一の納税義務者で特別徴収義務者が二人以上ある場合の特別徴収税額の定め方）  
 第八條 條例第三十二條の三第二項により各特別徴収義務者に徴収させる税額は、課税所得金額を基本として按分してこれを定める。  
 （特別徴収義務者の徴収した特別徴収税額を納入すべき金源機關の指定）  
 第九條 市民税特別徴収義務者の徴収した特別徴収税額を納入すべき金源機關は、左の各號のうちから市長がこれを指定する。  
 一 廣島市内 郵便局又は市金庫（本金庫、支金庫又は本金庫出張所）  
 二 廣島市以外の市町村 廣島銀行支店、出張所又は郵便局  
 （徴収交付簿の整理）  
 第十條 徴収の交付は、徴収交付簿によるものとする。

（課税外鑑札の交付等）  
 第十一條 地方税法第四百四十三條に規定する非課税団体の所有する自動車又は條例第六十六條第三號に規定する自動車に係る課税外鑑札の交付を受けようとするときは、課税外鑑札交付申請書を市長に提出しなければならない。  
 一 前項の規定により交付を受けた課税外鑑札について、その交付の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に届出ることにも當該鑑札を返納しなければならない。  
 二 商品自動車鑑札の交付等）  
 第十二條 條例第七十四條第二項の規定により商品自動車鑑札の交付を受けようとするときは、商品自動車鑑札交付申請書を市長に提出しなければならない。  
 一 前項の鑑札は、一事務所又は一事業所につき一枚限りとする。  
 二 前項の規定により鑑札の付替えを行つたときは、期日を定め、舊鑑札無効の告示をしなければならない。  
 （評価調査の提出）  
 第十四條 固定資産評価員は評価調査を毎年二月二十日までに市長に提出しなければならない。  
 一 検査復命書の提出  
 第十五條 市税の検査に従事したときは、検査復命書を提出しなければならない。  
 （測定算議簿の記載）  
 第十六條 税金を測定するときは、測定算議簿に記載しなければならない。

（擔保提供書の提出）  
 第十七條 徴収猶予を受けようとする者は、條例第八條の二第二項の規定によつて徴収猶予を受けようとする金額が二万円を超える場合及び條例第八條の三第一項の規定によつて擔保の提供を命ぜられた場合においては、左に掲げる事項を記載した擔保提供書を條例第八條の二第三項の規定による申請書に添附して市長に提出しなければならない。但し、條例第八條の二第二項の規定によつて徴収猶予を受けようとする場合においては、擔保を提供することができない特別の事情があるときは、その旨を記載しなければならない。  
 一 擔保の種類、數量及び價格  
 二 擔保の所在場所  
 三 擔保が保証人の保証であるときは、當該保証人の氏名又は名稱及び住所、居所又は所在地  
 四 前各號に掲げるものの外、市長において必要があると認める事項  
 （徴収猶予に係る通知）  
 第十八條 市長は、條例第八條の二の規定によつて徴収金の徴収猶予の申請に對する處分を決定したとき及び條例第八條の四第一項の規定によつて徴収猶予の取消を決定したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。  
 （滞納處分の命令）  
 第十九條 條例第十五條の規定による滞納處分については、滞納處分命令書を作成し滞納處分命令簿により擔當吏員に交付し滞納處分に着手せしめなければならない。  
 （滞納處分の嘱託）  
 第二十條 滞納處分の嘱託をしようとするときは、滞納處分嘱託書に記載の上嘱託しなければならない。  
 （滞納處分の受託）  
 第二十一條 滞納處分の嘱託を受けたときは、滞納處分受託整理簿により処理しなければならない。

別表第四號様式

原動機付自動車検査申請書

廣島市長 役所  
 申請者の氏名又は住所  
 昭和 年 月 日

車名	最大積載量
型式	車台號
形状	原動機號
事業用の別	燃料の種類
乗車定員	
所有者氏名及住所又は住居使用本據の位置	
備考	

証紙貼付欄

別表第五號様式

旅客輕車兩検査申請書

廣島市長 役所  
 使用者の氏名又は住所  
 昭和 年 月 日

車兩の種類	長さ	米
乗車の定員	中	米
	高さ	米
使用本據の位置		
使用者の氏名及住所		
備考		

右旅客輕車兩を使用したいから御検査下さる様申請します。

証紙貼付欄

別表第六號様式

原動機付自動車検査証

廣島市役所

原動機検査番號	原動機
種類	原動機種類
総排気量及びサイクル又は定格馬力	立方センチメートル サイクル キロワット
有効期間	自 至 自 至 自 至
使用者の氏名及住所又は住居使用本據の位置	
備考	

別表第七號様式

旅客輕車兩検査証

廣島市役所

旅客輕車兩検査番號	長さ	米
種類	中	米
乗車定員	高さ	米
有効期間	自 至 自 至 自 至	
使用者の氏名及住所又は住居使用本據の位置		
備考		

廣島市役所出張所處務規則を廃止する規則をここに公布する。  
 昭和二十七年一月十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十號  
 廣島市役所出張所處務規則を廃止する規則  
 廣島市役所出張所處務規則（昭和二十五年十一月一日規則第五十四號）は、廃止する。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 廣島市税條例施行規則をここに公布する。  
 昭和二十七年一月十九日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十一號  
 廣島市税條例施行規則  
 （目的）  
 第一條 この規則は、廣島市税條例（昭和二十五年條例第二十九號以下「條例」という。）第六條の規定に基づき、條例施行に於いて必要な事項を定めることを目的とする。  
 （書類等の様式）  
 第二條 市税に關係ある書類、届書その他の様式は、別に定めるものの外、別記の通りとする。  
 （台帳の備付及び整理）  
 第三條 市税台帳及び非課税台帳は各税目別に區分しなければならない。但し、市民税台帳は調査票をもつてこれに替えることができる。  
 第四條 條例に規定する届書を受理したときは、市税台帳及び非課税台帳を整理し、受理した届書及び除去した台帳は、廣島市文書取扱規程により処理しなければならない。

（擔保提供書の提出）  
 第十七條 徴収猶予を受けようとする者は、條例第八條の二第二項の規定によつて徴収猶予を受けようとする金額が二万円を超える場合及び條例第八條の三第一項の規定によつて擔保の提供を命ぜられた場合においては、左に掲げる事項を記載した擔保提供書を條例第八條の二第三項の規定による申請書に添附して市長に提出しなければならない。但し、條例第八條の二第二項の規定によつて徴収猶予を受けようとする場合においては、擔保を提供することができない特別の事情があるときは、その旨を記載しなければならない。  
 一 擔保の種類、數量及び價格  
 二 擔保の所在場所  
 三 擔保が保証人の保証であるときは、當該保証人の氏名又は名稱及び住所、居所又は所在地  
 四 前各號に掲げるものの外、市長において必要があると認める事項  
 （徴収猶予に係る通知）  
 第十八條 市長は、條例第八條の二の規定によつて徴収金の徴収猶予の申請に對する處分を決定したとき及び條例第八條の四第一項の規定によつて徴収猶予の取消を決定したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。  
 （滞納處分の命令）  
 第十九條 條例第十五條の規定による滞納處分については、滞納處分命令書を作成し滞納處分命令簿により擔當吏員に交付し滞納處分に着手せしめなければならない。  
 （滞納處分の嘱託）  
 第二十條 滞納處分の嘱託をしようとするときは、滞納處分嘱託書に記載の上嘱託しなければならない。  
 （滞納處分の受託）  
 第二十一條 滞納處分の嘱託を受けたときは、滞納處分受託整理簿により処理しなければならない。

前項の滞納処分着手の期間は、受託の日から起算するものとする。

(差押調書の受拂)

第二十二條 差押調書を徴税吏員に交付するときは、受拂簿によりこれを交付しなければならぬ。

(徴收猶予をした市税に係る延滞金等の免除申請)

第二十三條 條例第八條の五の規定によつて延滞金及び延滞加算金の免除を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名簿
- 二 年度、期別又は月別、税目及び税額
- 三 前號の税額中徴收猶予又は滞納処分執行の停止を受けた税額
- 四 當該徴收猶予又は停止を受けた期間並びにこれに對する前號の税額に係る延滞金額及び延滞加算金額
- 五 免除を受けようとする事由

(納期後に納付又は納入する市税に係る延滞金の減免)

第二十四條 條例第十二條に規定する延滞金は、左の各號の一に該當する事由がある場合においてこれを減免する。

- 一 災害により事情やむを得ない認めるとき
- 二 納税者又は特別徴收義務者が死亡し又は法令により身体を拘束された場合において納税することができない事由があるとき
- 三 解散した法人及び破産の宣告を受けた者であつて、事情やむを得ない認めるとき
- 四 徴税令書の送達の日を納税者において全く知らず、さかさまに正當な事由があるもので、その住所、居所、事業所又は事務所において納税に関する事項を處理する者がなかつたとき
- 五 交付要求をした場合において、その要求の日以後に係るものであるとき

(不足金額に係る延滞金の減免)

第二十五條 不足金額に係る延滞金は、在の各號の一に該當する事由がある場合においてこれを減免する。

- 一 更正又は決定の通知書の送達の日を納税者又は特別徴收義務者において全く知らず、さかさまに正當な事由があるもので、その住所、居所、事業所又は事務所において納税に関する事項を處理する者がなかつたとき
- 二 更正又は決定をした場合において、その更正又は決定した税額が過大であることを理由とし又は賦課の誤により調査中に屬するものであるとき
- 三 前各號の均等上市長において減免の必要があることを認めるとき

(延滞金の減免申請)

第二十六條 前二條の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、當該事由の發生の都度、左に掲げる事項を記載した申請書にその事由を説明すべき書類を添附してこれを市長に提出しなければならない。

(延滞加算金の不徴收)

第二十七條 延滞加算金額は第二十四條及び第二十五條各號の一に該當するときは、これを徴收しない。

附 則

一 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年分分から適用する。但し、別記様式第三十六號及び第三十八號に規定する自轉車變札については、昭和二十六年十月一日から適用する。

廣島市税條例施行細則(昭和二十四年規則第七十二號)は、廢止する。

二八

**告 示**

廣島市告示第七十六號

昭和二十六年十二月二十一日

廣島市長 濱 井 信 三

公告

今般政府において身体障害者及び舊傷痍軍人等の援護の適正を圖り、その更生を促進するに金國一齊に實能調査することにいたしましたので、左記御留意の上該當者(該當と思われる方も含む)は廣島市福祉事務所へ申し出られたい。

- 一 調査對象
  - 1 身体障害者全員(身体障害者手帳の交付に關係なし)
  - 2 舊傷痍軍人等(舊軍人、軍屬徵用、學徒動員、女子挺身隊で第二目症以上の傷痍者)
- 二 調査方法
 

本人又は家族(具体的によく判る方)が福祉事務所へ申出ること。
- 三 携行書類
 

恩給証書、身体障害者手帳、その他關係書類
- 四 調査期間
 

自昭和二十六年十二月二十日(休日以外の勤務時間中)至昭和二十七年一月十日
- 五 その他
 

恩給証書のない方でも舊軍人等であつても障害が第二目症以上であると思われる方も申出て下さい。

※備考 期日までに申出のない場合は今後の援護に支障をきたす向もあるかき存じますので一人の漏れもなく御申出下さい。

廣島市告示第七十七號

十二月二十六日市議会の議決を経た昭和二十六年分廣島市歳入算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和二十六年十二月二十六日

廣島市長 濱 井 信 三

- 一 市税 金七億壹千四百貳拾八萬八千貳百六拾四圓
- 一 普通税 金六億壹千九百參拾五萬九千五百拾六圓
- 二 舊法による 金九千四百九拾貳萬八千七百四拾四圓
- 二 地方財政平 金參億五千六百七拾四萬九千九拾四圓
- 一 衛生交付金 金參億五千六百七拾四萬九千九拾四圓
- 二 衛生交付金 金參億五千六百七拾四萬九千九拾四圓
- 二 手数料 金八千六百參拾參萬六千七百七拾四圓
- 二 手数料 金貳千五百貳拾壹萬五千四百拾九圓
- 二 國庫補助金 金貳億五千八百八拾貳萬七千五百七拾九圓
- 一 支國庫 金貳億五千八百八拾貳萬七千五百七拾九圓
- 一 繰入金 金四百七拾八萬八千參百拾六圓
- 一 繰入金 金四百七拾八萬八千參百拾六圓
- 九 繰越金 金壹千貳百七拾壹萬四千參百九拾九圓
- 一 前年度 金壹千貳百七拾壹萬四千參百九拾九圓
- 一 繰越金 金壹千貳百七拾壹萬四千參百九拾九圓
- 十 雜收入 金貳千四百八拾六萬五千八百六拾五圓
- 二 辨償金及報償金 金五拾七萬四千六百六拾壹圓
- 三 物品貸拂代金 金參百九拾六萬五千參百五拾圓

- 四 利子 金七拾五萬八千七百六拾八圓
- 八 過年度收入 金七百拾六萬五千五百貳拾四圓
- 一 市債 金壹億七千參百七拾萬圓
- 一 市債 金壹億七千參百七拾萬圓
- 一 歳入合計 金拾六億七千參百四拾七萬四千參百拾七圓
- 歳 出
- 一 議會費 金貳千貳百五拾壹萬八千四百參拾四圓
- 一 市議會費 金貳千貳百五拾壹萬八千四百參拾四圓
- 一 役所費 金貳億五千壹百七拾壹萬四千九百七拾五圓
- 一 役所費 金貳億五千壹百七拾壹萬四千九百七拾五圓
- 二 諸 費 金貳千六百八拾參萬參千六百四拾六圓
- 二 警察消防費 金壹億九千八百八拾九萬九千參拾壹圓
- 一 警察費 金壹億參千六百八拾八萬九千九百貳拾圓
- 一 消防費 金五千五百八拾八萬四千八百參拾圓
- 三 消防團費 金七百六拾參萬二千貳百七拾九圓
- 四 土木費 金七千七百拾五萬六千貳百七拾四圓
- 一 道路維持 金貳千貳百九拾五萬七千參百參拾壹圓
- 一 修繕費 金貳千貳百九拾五萬七千參百參拾壹圓
- 二 橋樑維持 金五百七拾五萬五千七百九圓
- 二 修繕費 金五百七拾五萬五千七百九圓
- 三 河川維持 金參千四百四拾五萬九千七百參拾四圓
- 三 修繕費 金參千四百四拾五萬九千七百參拾四圓
- 四 港灣維持 金七百九拾八萬參千五百圓
- 四 修繕費 金七百九拾八萬參千五百圓
- 五 教育費 金壹億貳千貳百六拾五萬四千參百七拾貳圓
- 一 教育費 金壹億貳千貳百六拾五萬四千參百七拾貳圓
- 一 員會費 金壹千四百貳拾八萬壹千四百九拾八圓
- 一 員會費 金壹千四百貳拾八萬壹千四百九拾八圓
- 二 小學校費 金四千四百九拾壹萬八千八百貳拾五圓
- 二 小學校費 金四千四百九拾壹萬八千八百貳拾五圓
- 三 中學校費 金壹千五百六拾九萬五千四百拾圓
- 三 中學校費 金壹千五百六拾九萬五千四百拾圓
- 四 高等學校費 金貳千四百八拾九萬壹千八百貳拾九圓
- 四 高等學校費 金貳千四百八拾九萬壹千八百貳拾九圓
- 七 社會教育費 金貳百七拾貳萬參千五百四拾參圓
- 七 社會教育費 金貳百七拾貳萬參千五百四拾參圓
- 八 原爆犠牲者 金參拾萬圓
- 八 原爆犠牲者 金參拾萬圓
- 八 社會勞動 金參萬貳千六百拾四萬九千貳百八拾壹圓
- 八 社會勞動 金參萬貳千六百拾四萬九千貳百八拾壹圓
- 六 施設費 金參萬貳千六百拾四萬九千貳百八拾壹圓
- 六 施設費 金參萬貳千六百拾四萬九千貳百八拾壹圓

- 一 生活保護費 金壹億貳千八百貳千六百九拾四圓
- 一 社會福祉事務所費 金七拾貳萬四千九百圓
- 三 養老院費 金參百七拾壹萬八千八百參圓
- 三 養老院費 金參百七拾壹萬八千八百參圓
- 五 保育所費 金八百拾八萬參千七百七拾八圓
- 五 保育所費 金八百拾八萬參千七百七拾八圓
- 六 厚生諸費 金貳百六拾壹萬參千參百圓
- 六 厚生諸費 金貳百六拾壹萬參千參百圓
- 七 公團費 金五拾六萬九千九百參拾壹圓
- 七 公團費 金五拾六萬九千九百參拾壹圓
- 八 兒童福祉費 金壹千四百五拾壹萬貳千七百七拾壹圓
- 八 兒童福祉費 金壹千四百五拾壹萬貳千七百七拾壹圓
- 九 失業對策事業費 金壹億六千四百七拾貳萬五千七百七拾五圓
- 九 失業對策事業費 金壹億六千四百七拾貳萬五千七百七拾五圓
- 十二 養老院費 金參百七拾壹萬四千四百八拾七圓
- 十二 養老院費 金參百七拾壹萬四千四百八拾七圓
- 十三 乳兒院費 金百八拾五萬五千貳拾圓
- 十三 乳兒院費 金百八拾五萬五千貳拾圓
- 十五 職災者救濟援護費並施設費 金百參拾九萬六千七百六拾八圓
- 十五 職災者救濟援護費並施設費 金百參拾九萬六千七百六拾八圓
- 七 保健衛生費 金八千七百九拾九萬拾壹圓
- 一 保健衛生費 金八千七百九拾九萬拾壹圓
- 一 保健所費 金壹百千貳萬四千四拾八圓
- 一 保健所費 金壹百千貳萬四千四拾八圓
- 六 結核予防費 金六百八拾八萬參千六百拾九圓
- 六 結核予防費 金六百八拾八萬參千六百拾九圓
- 十一 下水道費 金九百九拾參萬五千七百五拾六圓
- 十一 下水道費 金九百九拾參萬五千七百五拾六圓
- 十三 汚物處理費 金七百參拾貳萬參千貳百貳拾七圓
- 十三 汚物處理費 金七百參拾貳萬參千貳百貳拾七圓
- 十四 屠場費 金百參拾貳萬參千參百五拾壹圓
- 十四 屠場費 金百參拾貳萬參千參百五拾壹圓
- 十五 火葬場費 金六拾六萬九百九拾六圓
- 十五 火葬場費 金六拾六萬九百九拾六圓
- 十八 狂犬病預防費 金百貳拾七萬貳千參百五拾壹圓
- 十八 狂犬病預防費 金百貳拾七萬貳千參百五拾壹圓
- 十九 保健所復舊費 金貳千五百萬圓
- 十九 保健所復舊費 金貳千五百萬圓
- 二十 社會保險病院建設準備費 金九拾七萬千貳百拾五圓
- 二十 社會保險病院建設準備費 金九拾七萬千貳百拾五圓
- 二十一 舟入病院建設費 金五百九拾九萬圓
- 二十一 舟入病院建設費 金五百九拾九萬圓
- 八 産業經濟費 金五千五百拾五萬四千參百八圓
- 八 産業經濟費 金五千五百拾五萬四千參百八圓
- 二 商工諸費 金八百六拾九萬四圓
- 二 商工諸費 金八百六拾九萬四圓
- 三 農水諸費 金貳百八拾八萬九千九百八拾圓
- 三 農水諸費 金貳百八拾八萬九千九百八拾圓
- 四 農地委員會費 金參拾五萬七千九百六拾八圓
- 四 農地委員會費 金參拾五萬七千九百六拾八圓
- 五 農產調整委員會費 金四拾貳萬六千六百拾圓
- 五 農產調整委員會費 金四拾貳萬六千六百拾圓
- 八 工業指導所費 金貳百拾四萬五千四百八拾圓
- 八 工業指導所費 金貳百拾四萬五千四百八拾圓
- 九 觀光港灣諸費 金六十八萬八千七百九拾參圓
- 九 觀光港灣諸費 金六十八萬八千七百九拾參圓
- 十一 國庫綜合指導所費 金貳百拾參萬五千五百拾圓
- 十一 國庫綜合指導所費 金貳百拾參萬五千五百拾圓

十二 土地改良費 金四百貳拾六万四千貳百圓  
 十四 中央卸賣市場増築費 金壹千五百四拾九万九千參百九拾五圓  
 十五 農地災害復舊費 金五百拾四万八千四百圓  
 十六 農業委員會費 金九拾貳万貳千貳百九拾貳圓  
 九 財產費 金九百參拾壹萬貳千四百六拾八圓  
 二 財產管理費 金八百參拾四萬九千八百四拾壹圓

十三 輸送費 金九百貳拾八萬壹千五百七拾五圓  
 一 輸送費 金九百貳拾八萬壹千五百七拾五圓  
 十七 災害復舊費 金壹億壹千七百七拾七万參千貳百參拾參圓  
 一 土木復舊費 金貳千貳拾萬貳千七百圓  
 二 下水復舊費 金七百拾壹萬圓  
 三 公園復舊費 金貳百拾貳万九千圓  
 四 港灣復舊費 金六百七拾八萬貳千圓  
 五 住宅其他復舊費 金壹千六百參拾八萬六千貳百參圓  
 六 教育施設復舊費 金四千貳百拾万九千九百六拾圓  
 七 總令その他復舊費 金壹千六百拾六萬四千四百六拾圓  
 十八 諸支出金 金參億參千九百四拾萬五千五百七拾壹圓  
 二 訴訟費 金拾五萬貳千六百貳圓  
 四 特別會計繰入金 金貳億八千四百五拾四萬貳千八百參拾參圓  
 七 過年度支出 金四百七拾貳萬六千六百四拾五圓  
 八 雜支出 金八百參拾六萬九千九百四拾參圓  
 十六 市史編纂費 金七拾參萬九千八百圓  
 十七 寄附金 金貳百萬圓  
 十八 財政調査費 金百萬圓  
 十九 原爆犠牲者調査費 金參拾萬圓  
 歳出合計 金四億六千七百九拾萬參千四百拾貳圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第七十八號  
 十二月二十六日廣島市議会の議決を経た昭和二十六年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十六年十二月二十六日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十六年度廣島市特別會計  
 水道事業費歳入出豫算追加更正  
 歳入  
 一 使用料及手数料 金壹億貳千參百四拾八萬九千參百九拾七圓  
 二 使用料 金壹億貳千參百八拾九萬參千貳百九圓  
 三 國庫支出金 金四千九百拾參萬九千圓  
 四 補助金 金四千九百拾參萬九千圓  
 五 市債 金八千九百參拾萬圓  
 六 繰入金 金貳千七拾九萬貳千九百貳拾八圓  
 七 前年度繰越金 金貳千七拾九萬貳千九百貳拾八圓  
 歳入合計 金參億七千四百拾五萬四千八百拾圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第七十九號  
 十二月二十六日市議会の議決を経た昭和二十六年廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十六年十二月二十六日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十六年度廣島市特別會計  
 建設費歳入出豫算追加更正  
 歳入  
 一 國庫支出金 金貳億四千九百八拾四萬參千四百拾參圓  
 二 補助金 金貳億四千九百八拾四萬參千四百拾參圓  
 三 繰入金 金貳億八千壹百六拾九萬四千拾四圓  
 四 繰入金 金貳億八千壹百六拾九萬四千拾四圓  
 五 雑収入 金壹千貳百六拾九万六千八拾八圓  
 六 市債 金壹億九千六百六拾万圓  
 七 前年度繰越金 金壹圓  
 八 繰入金 金壹圓  
 九 繰入金 金壹圓  
 一 換地清算徴収金 金五拾萬圓  
 二 寄附金 金百拾萬圓  
 歳入合計 金七億四千七百五拾參萬七千九百九拾六圓  
 歳出  
 一 建設費 金七億壹千參拾六萬九千貳百五拾六圓  
 二 記念施設費 金參千五百四拾八萬貳千貳拾九圓  
 三 區劃整理費 金壹億貳百五拾六萬貳千八百八拾九圓  
 四 街路費 金貳千七百六拾萬六千五百拾九圓  
 五 重要幹線街路費 金壹千六萬參百壹圓  
 六 橋梁費 金六千七百九拾九萬參千七百七拾圓  
 七 下水費 金七千六百八拾五萬九千九百九拾八圓  
 八 公共空地整備費 金六百八拾四萬四千九百九拾參圓

八 住宅建設費 金壹億壹千貳百七拾貳萬貳千九百八拾圓  
 九 學校營繕費 金貳億五千九百八拾貳萬五千貳百六拾圓  
 十 建設費 金百八拾五萬八千九百九拾七圓  
 十一 瓦斯及軌道事業費 金八百五拾六萬貳千圓  
 三 諸支出金 金四百拾八萬壹千七拾四圓  
 一 過年度支出 金七拾壹萬四千貳拾貳圓  
 二 雜支出 金貳百七拾六萬八千五百拾貳圓  
 歳出合計 金七億四千七百五拾參萬七千九百九拾六圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第八十號

十二月二十六日市議会の議決を経た昭和二十六年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十六年十二月二十六日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十六年度廣島市歳入出豫算追加  
 歳入  
 二 地方財政平衡交付金 金貳拾萬圓  
 一 地方財政平衡交付金 金貳拾萬圓  
 歳入合計 金貳拾萬圓  
 歳出  
 十八 諸支出金 金貳拾萬圓  
 八 雜支出 金貳拾萬圓  
 歳出合計 金貳拾萬圓  
 歳入出差引殘額なし

廣島市告示第八十一號

昭和二十六年十二月二十七日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和二十六年九月三十日までに交付せる自庫車燃料は、昭和二十七年一月一日以後は無効とする。

廣島市告示第一號

昭和三十七年一月四日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 地方自治法第百一條第二項の但し書により左記の通り緊急臨時廣島市議會を招集する。  
 一 招集日時 昭和二十七年一月七日午前十時  
 二 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第二號

昭和三十七年一月四日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 一月七日招集の緊急臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り  
 一 昭和三十六年度廣島市歳入出豫算追加

廣島市告示第三號

一月七日緊急臨時市議会の議決を経た昭和二十六年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十七年一月七日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和三十六年度廣島市歳入出豫算追加  
 歳入  
 二 地方財政平衡交付金 金貳拾万圓  
 一 地方財政平衡交付金 金貳拾万圓  
 歳入合計 金貳拾万圓  
 歳出  
 十八 諸支出金 金貳拾万圓  
 八 雜支出 金貳拾万圓  
 歳出合計 金貳拾万圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第四號

昭和三十七年一月八日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 第二十七回及び第二十二回換地予定地變更指定、第二回不換地清算處分の發表について

一 換地予定地變更指定  
 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員會議の諮問を経て、換地予定地が變更決定したから、關係者は、東部復興事務所に、詳細承知された。  
 二 土地所有者に對する換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない者は至急届出られた。  
 三 今開發表の土地を賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取運び願いたい。  
 四 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地權その他の権利については追つて指定する。

一 第十七回換地予定地變更指定中未發表のもの  
 尾長町二百四番地の一 瀧居富造  
 尾長町二百四番地の七 木原幸一  
 第二十二回換地予定地變更指定中未發表のもの  
 柳町五百五十一番地の一 岸田菊見  
 下柳町五百五十一番地の一 品川眞吾  
 第二十六回換地予定地變更指定  
 大手町七丁目百七番地の一 若狭久吉  
 大手町七丁目百七番地の外三筆 三井銀山株式会社  
 大手町七丁目百七番地の外三筆 長久寺  
 全町十九番地の一外二筆 住田正人  
 大手町八丁目四十五番地の一 西川秀雄  
 横町百五十一番地の一外一筆 山下實雄  
 白鳥九軒町百十六番地



千田町一丁目五百八十番地の十一 加藤泰一  
 全町五百八十番地の二 濱波利光  
 大手町一丁目四番地の二 三好政雄  
 全町四番地の二外三筆 小林眞一  
 紙屋町五十番地の三外二筆 田中敬一  
 大手町一丁目一番地の二外二筆 田中政次  
 元地なし 廣島市(消防署)  
 榎木町九百四十三番地の二 新見彰外一名  
 全町九百四十三番地の五外三筆 新見 和一郎  
 平塚町三百二十二番地の二外一筆 湊 松 男

二 不換地清算  
 廣島特別都市計画事業復興東部土地区劃整理施行に伴い  
 換地を要する左記土地は、土地区劃整理委員の審問を  
 經て不換地清算處分に決定したから、関係者は東部復興  
 事務所にて詳細承知されたい。

記  
 下流川町四十一番地の六 土井 登  
 關係圖索覽場所 廣島市東部復興事務所  
 廣島市基町

廣島市告示第五號

廣島市左官町増田重美外四、一六五件に對する昭和二十  
 六年定期収入第四期固定資産税徵稅令書住所不明のため  
 送達不能につき地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條  
 により公告す。  
 昭和二十七年一月十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第六號

昭和二十七年一月十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 漂流物引渡しについて公告

左記のものは、拾得の届出があつたから、心當りの方  
 は、廣島市役所社會課へ申出られたい。  
 記  
 一 品名 モーター船 壹隻 長さ十五尺巾五尺深さ三尺  
 二 拾得場所 宇品築港沖  
 三 拾得年月日 昭和二十六年十二月二十一日

訓 令

廣島市訓令第三十八號  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 各事務部局  
 超過勤務手當、休日給、夜勤手當及び常直手當の支給細  
 目に関する規程を次のように定め、昭和二十六年十二月一  
 日から適用する。  
 昭和二十六年十二月二十日  
 廣島市長 濱 井 信 三

(目的)  
 第一条 この規程は、給料等の支給に関する規則(昭和二十  
 六年三月三十日廣島市規則第九十四號)第九条の規定  
 に基き、超過勤務手當及び常直手當の支給に關し、必要  
 な細目を定めることを目的とする。  
 (超過勤務手當、休日給及び夜勤手當の支給細目)  
 第二条 超過勤務手當、休日給及び夜勤手當は、超過勤  
 務、休日勤務及び夜勤命令(別紙様式第一。以下「命  
 令簿」といふ。)により勤務を命ぜられた職員に對し  
 て、その實際に勤務した時間について支給するものとす  
 る。  
 第三条 命令権者が、所屬職員に對して、超過勤務、休日  
 勤務及び夜勤(以下「超過勤務等」といふ。)を命じよ  
 うとする場合には、あらかじめ割り振られた予算の範圍  
 内に於いて行わなければならない。  
 (常直手當の支給細目)  
 第四条 常直手當は、常直日誌(廣島市常直勤務規則(昭  
 和二十四年十一月十日廣島市規則第五十三號)に定める  
 もの。)又はこれに準ずる服務の記録簿に基いて支給  
 するものとす。  
 (命令簿の作成及び保管)  
 第五条 各所屬局長は、職員に、超過勤務等を命ずる場合  
 は、次の要領により命令簿を作成し、且つ、これを保管  
 しなければならない。  
 一 各所屬局長は、職員に、超過勤務等を命ずるときは、  
 職員の名及び勤務の内容並びに超過勤務等の時  
 間を指定した場合はその時間数をそれぞれ命令簿の該  
 當欄に記入の上押印する。  
 二 超過勤務等の欄には、超過勤務等を命ぜられた職員  
 が實際に勤務した時間数を超過勤務、休日勤務及び夜  
 勤の別にそれぞれ記入し、その記入事項について各所  
 屬局長の承認の押印をうけてから超過勤務等集計表に轉  
 記する。  
 前項及び第二条の規定により難い特殊の事情があるも  
 のについては、市長の承認を得て別に命令簿を定めるこ  
 とができる。  
 (超過勤務等集計表)  
 第六条 各課又はこれに準ずる組織の單位(以下「各課」  
 といふ。)別に、各給與期間ごとに超過勤務等集計表(別  
 紙様式第二)を作成し、保管しなければならない。  
 第七条 超過勤務等集計表には、各職員につき次に掲げる  
 事項を記録するものとす。  
 一 超過勤務、休日勤務及び夜勤の時間  
 二 欠勤、無届、遅参及び早退の時間  
 二 勤務時間等集計表は、各給與期間の終了後、すみやか  
 に、その課の長の証明を得なければならない。

(勤務時間管理員)  
 第八条 各課の長は、その課の超過勤務等の事務を取り扱  
 うもの(以下「勤務時間管理員」といふ。)一名を指定  
 するものとす。  
 二 勤務時間管理員は、左に掲げる事務を行うものとす  
 る。  
 一 第五条第一項第二號に掲げる事務  
 二 第七条に掲げる事務  
 三 第九条に掲げる事務  
 (勤務時間報告書)  
 第九条 勤務時間管理員は、第七条に規定する勤務時間等  
 集計表に基き、勤務時間報告書(別紙様式第三)を  
 作成し、毎月七日(その日が日曜日若しくは休日に當るこ  
 とは八日)までに、各機關の長の指名する給與の事務を  
 擔當する者に報告しなければならない。

廣島市訓令第三十九號

市長の事務部局における役付職員級の取扱規程を次の  
 ように定め、昭和二十六年十月一日から適用する。  
 昭和二十六年十二月二十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

市長の事務部局における役付職員級の取扱規程  
 級別取扱規程  
 市長の事務部局における役付職員級の級別については、左  
 記により取り扱うものとす。

本 則  
 記  
 廣島市長 濱 井 信 三

役職名	級別
局長	一 原則として、十三級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる者たる場合は、これを十二級とする。
課長	一 原則として、十二級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを十一級とする。
主任	一 原則として、十一級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを十級とする。
係長	一 原則として、十級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを九級とする。
主任	一 原則として、九級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを八級とする。
主任	一 原則として、八級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを七級とする。
主任	一 原則として、七級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを六級とする。
主任	一 原則として、六級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを五級とする。
主任	一 原則として、五級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを四級とする。
主任	一 原則として、四級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを三級とする。
主任	一 原則として、三級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを二級とする。
主任	一 原則として、二級とする。 二 その職務内容が特別の責任を要する者又はその職務内容が特別の責任を要する者たる場合は、これを一级とする。

廣島市訓令第一號  
 廣島市文書取扱規定を次のように定める。  
 昭和二十七年一月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市文書取扱規程

第一章 總則

(目的) 第一條 本市における文書の取扱については、別に定めがあるものの外、この規程の定めるところによる。

(局、課及びその長の定数) 第二條 この規程において、局及び課とは、廣島市事務分掌規則第一條による局、室、課、所及び場並びにこれに準ずるものとし、局長及び課長とは、その長をいう。

(決裁順序) 第三條 文書の処理は、特別の定めのあるものの外、主務課長、次長(事務三課のみ)、局長及び助役を経て、市長の決裁を受けなければならない。但し、収入役所管の文書は、この限りでない。

(文書主任の設置) 第四條 各課の庶務擔任の係長又は主任を文書取扱主任(以下「文書主任」という。)とする。

(文書主任の責任) 第五條 文書主任は、上司の命を受けて、課内文書事務を掌理し、文書の正確迅速なる處理と上司の意圖、諸規定等の履行等についての責任ある傳達をしなければならない。

(各課の備付簿冊) 第六條 各課に、左の簿冊を置く。

- 一 文書整理簿 (第二號様式)
二 親展文書整理簿 (第二號様式)
三 指令番號簿 (第三號様式)
四 證明番號簿 (第三號様式)
五 運送簿 (第六號様式)
六 廳内配布簿 (第四號様式)

七 郵送文書送付簿 (第五號様式)
(總務課の備付簿冊)
第七條 總務課に、左の簿冊を置く。

- 一 文書配布簿 (第七號様式)
二 親展文書配布簿 (第八號様式)
三 重要文書送付簿 (第九號様式)
四 金品配布簿 (第十號様式)
五 電報配布簿 (第十一號様式)
六 郵便電信送付簿 (第十二號様式)
七 指令番號簿 (第十三號様式)
八 公印使用簿 (第十四號様式)

(公文番號) 第八條 各課において、文書整理簿及び親展文書整理簿(以下「文書整理簿」という。)に記載する文書には、記號及び番號を附さなければならない。

第九條 條例、規則、訓令及び告示は、令達番號簿に、指令は、指令番號簿に、証明は證明番號簿により番號を附し、主務課において處理する。

第十條 文書番號は、毎年一月から十二月をもつて終り、一連番號とする。

第十一條 文書整理簿に記載する文書の番號は、同一事件については、その事件の完結するまで同一の番號を用いなければならない。但し、輕易なものには除外することができる。

第十二條 到着した文書は、總務課において收受し、左の各課により處理しなければならない。但し、主務課において直接收受した文書は、すみやかに、總務課に回付しなければならない。

第十三條 收受文書は、親展及び入札の表記のあるものを除き、すべて、これを開封し、欄外に市受付印(第一號様式)を押して、文書配布簿に記載の上、主務課に配付し受領印を受けなければならない。特に重要且つ、緊急を要するに認められるものは、總務課長にこれを檢

査し、留意又は指示する要があるに認めるときは、その旨を記載押印し、配付に先立ち一應市長、助役の閱覽に供し、文書配布簿に記載の上、市長直屬の主務課又は局長の庶務擔任課に配付し、受領印を受けなければならない。

第十四條 局の庶務擔任課長は、すみやかに、主管局長の閱覽に供し、主務課に配付しなければならない。

第十五條 親展文書は、市受付印を封皮に押し、親展文書配布簿に記載の上市長、助役あてのものは、秘書課長に、その他のものは、あて名人に交付して、受領印を受け交付を受けたものは開封して上司の閱覽を経たのち、總務課長に認められたときは總務課長に提出し、総務課長は前號により處理する。

第十六條 封皮に入札書の表記があるものは、收受日時を封皮に記入押印し、親展文書配布簿に記載の上、開封のまゝに配付し、親展文書を受けなければならない。但し、主務課に配付し受領印を受けなければならない。ま、主務課に配付し受領印を受けなければならない。ま、主務課に配付し受領印を受けなければならない。ま、主務課に配付し受領印を受けなければならない。

第十七條 電報は、電報配付簿に記載の上、親展は開封のまゝ名あてに、親展以外のものにて封字を用いたものは、署名を付して主務課に配付し、受領印を受けなければならない。

第十八條 前條の配付の際、二以上の課に關連する文書は、その關係の最も深い課に配付しなければならない。

第十九條 文書主任は、配付を受けた文書で當該課の主管でない

項の例によるものとし、その記載例は、左の通りとする

- 一 規 則 廣島市條例第 號
二 訓 令 廣島市訓令第 號
三 告 示 廣島市告示第 號
四 指 令 廣島市指令「何」第 號
五 證 明 廣「何」證明第 號
六 發 信 名 的 原 則

第十條 發信文書は、市長名によるを本則とする。但し、左の各號の一に掲げる場合においては、それぞれに定める發信名を用いることができる。

第十一條 輕易な事項にあつては、市役所名、助役名又は局長名

第十二條 廳内の往復文書にあつては、局、課長名

第十三條 (特殊文書の明示方式)

第十四條 要急の文書.....右上部に「赤紙」をちよう布

第十五條 議會提案の文書.....右上部に「普紙」をちよう布

第十六條 秘密の文書.....右上部に「秘」の印を押し紙袋に入れる。

第十七條 進駐軍關係の文書.....右上部に「進」の印を押す。

第十八條 後附の文書.....決裁を受ける者の右上部に「後附」の印を押す。

第十九條 第二章 文書の收受及び配付

第二十條 (文書の處理)

第二十一條 到着した文書は、總務課において收受し、左の各課により處理しなければならない。但し、主務課において直接收受した文書は、すみやかに、總務課に回付しなければならない。

第二十二條 收受文書は、親展及び入札の表記のあるものを除き、すべて、これを開封し、欄外に市受付印(第一號様式)を押して、文書配布簿に記載の上、主務課に配付し受領印を受けなければならない。特に重要且つ、緊急を要するに認められるものは、總務課長にこれを檢

査し、留意又は指示する要があるに認めるときは、その旨を記載押印し、配付に先立ち一應市長、助役の閱覽に供し、文書配布簿に記載の上、市長直屬の主務課又は局長の庶務擔任課に配付し、受領印を受けなければならない。

第二十三條 局の庶務擔任課長は、すみやかに、主管局長の閱覽に供し、主務課に配付しなければならない。

第二十四條 親展文書は、市受付印を封皮に押し、親展文書配布簿に記載の上市長、助役あてのものは、秘書課長に、その他のものは、あて名人に交付して、受領印を受け交付を受けたものは開封して上司の閱覽を経たのち、總務課長に認められたときは總務課長に提出し、総務課長は前號により處理する。

第二十五條 封皮に入札書の表記があるものは、收受日時を封皮に記入押印し、親展文書配布簿に記載の上、開封のまゝに配付し、親展文書を受けなければならない。但し、主務課に配付し受領印を受けなければならない。ま、主務課に配付し受領印を受けなければならない。ま、主務課に配付し受領印を受けなければならない。

第二十六條 電報は、電報配付簿に記載の上、親展は開封のまゝ名あてに、親展以外のものにて封字を用いたものは、署名を付して主務課に配付し、受領印を受けなければならない。

第二十七條 前條の配付の際、二以上の課に關連する文書は、その關係の最も深い課に配付しなければならない。

第二十八條 文書主任は、配付を受けた文書で當該課の主管でない

第二十九條 文書は、「文書の例式及び文書用語等」に關する規程」及び「廣島市役所事務決裁規程」により行い、加除訂

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

第五十條

4 合議の事件について異議があるときは、主管の課長に協議し、その同意を得ないときは意見を附し、上司の各意見を陳述して、市長の決裁を受けなければならない。

5 起案文書の回議中、原案を加除訂正したときは、これに認印し、特に重要な加除訂正の場合は、欄外等にその理由を記入認印しなければならない。

6 前項の回議文書は、その旨合議した局、課に通知しなければならない。

（合議文書の再回）

第二十條 合議を受けた事件について再回を要する課は、「要施行前（後）」再回課名」を表示し、再回を受けたときは、その表示に消印してすみやかに、起案者に返付しなければならない。

（代決事務）

第二十一條 回議文書で上司不在のため、廣島市助役事務擔任規則第三條及び廣島市 事務令 第六條により代決した場合は、特に重要又は異例と認められるものは、代決者において「後回」し、起案者は、上司在席の際、その文書を後回に供さなければならない。

（持廻り決裁）

第二十二條 特に重要、異例の文書で説明を要するもの又は至急若しくは機密を要するものは、局長、課長又は、起案者若しくは責任者が携帶して決裁又は閱覧を経なければならぬ。

前項の場合は、事後においてその書類を総務課に回付しなければならない。

（重要文書の經由）

第二十三條 回議文書で、市長、助役の決裁を受ける文書は、すべて、総務課長に提出し、総務課長は、重要文書送付簿に登記し、総務局長を経て、上司に提出する。

2 前項市長の決裁を受ける文書は、兩助役の決裁を経なければならぬ。但し、他の一方の助役不在のときは、後回とし、在席の際その文書を後回にしなければならない。

第一項の文書の内、総務課長指示の文書は、第一通を総務課に回付しなければならない。

（重要文書の整理）

第二十四條 前條の決裁済又は供覧済の文書は、総務課においてこれを受け、決裁済又は供覧済の日付を記入して主務課に回付する。

第三節 事務の整理

（決裁文書の整理）

第二十五條 起案文書で決裁を終つたものは、起案者において決裁年月日を記入し、決行を要するものは、すみやかに、決行し、その年月日を記入しなければならない。

事件が完結したときは、擔當者において、その文書に完結の印を押すと同時に、保存年限を記入し、且つ、文書整理簿に登記されている文書については、直ちに文書主任にその旨を告げ、文書主任は直ちに整理しなければならない。

総務課長を終つた重要文書も、前二項により整理すると同時にすみやかに、総務課に報告しなければならない。

前項の處理を終つた完結文書は、事件の種類毎に所定の簿冊に記し込まなければならない。

第二十六條 総務課長は、重要文書の處理状況については、常に意を用い、主管局、課に配付後一週間以内に處理されていないときは、すみやかに連絡又は督促し、上司にその旨を報告しなければならない。

（文書處理状況の報告）

第二十七條 文書主任は、常に、その課における文書の處理状況を調査し、毎月末日現在で處理未済の文書につき、課長に報告しなければならない。

（市長への報告）

第二十八條 総務課長は、毎年二回以上事務の整理状況を査察し、市長に報告しなければならない。

（文書事務の報告）

第二十九條 各課長は、前年中における事務の概況及び文書の收受、發送件数を、毎年一月二十日までに総務課長に回付し、総務課長はこれを整理統合して市長に提出しなければならない。

第四節 條例、規則その他の規程の事務

（公布及び公表）

第三十條 條例、規則その他の規程で、公布及び公表を要するものは、當該規程の決裁を受けた後、主務課において公布用紙（第二十一號様式）正副四通を準備し、その正本に條例及び規則にあつては市長の署名を、その他の規程で公表を要するものは、市長印の押印を受けなければならない。

前項の公布及び公表文書の副三通は、総務課に回付しなければならない。

第四章 文書の發送

（發送文書の處理）

第三十一條 發送を要する決裁済の文書は、主務課において封書、校合の上、文書整理簿に登記整理し、市長印、助役印、市役所印及び局長印を要するものは、原議書とともに総務課に提示して原議書と契印し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。

郵送のものは、必要な包装をし、これに發送年月日及び差出課名を明記しなければならない。

前項により、包装を終つたものは、文書主任が取りまとめ、郵送文書送付簿（以下「送付簿」という。）を添え、退廳時刻一時間前までに総務課に回付しなければならない。

4 各がい及び出張所その他處外に發する文書は、主務課において運送簿に登記し、午前十時又は午後三時までに総務課（庶務係）に回付しなければならない。

5 總内における文書の往復は、總内配付簿によつて行うものとする。

（特殊文書の取扱）

第三十二條 速達、書留、内容証明及び配達証明等特殊の取扱により文書を郵送しようとするときは、包装前におらかじめ、原議書若しくは内容を総務課に提示しなければならない。但し、親展文書はこの限りでない。

電報を發信しようとするときは、その原文を総務課に回付して、發信を依頼しなければならない。

（發送發信の手續）

第三十三條 総務課において、郵送文書の回付を受けたときは、送付簿と照合して、員数を確認した後に、電報の原文の回付を受けたときは、共に郵便電信發送簿に登記して、發送又は發信しなければならない。

（退廳時限後の取扱）

第三十四條 退廳時限後若しくは休日において發送を要する文書又は發信する電報は、當（宿）直員が發送の手續をしなければならない。

公印使用の際には、上席當（宿）直員に提示し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。

第五章 文書の編集及び保存

（文書の整理編集の原則）

第三十五條 完結文書は、主務課において左の要領により整理編集する。

一 扉年毎に区分すること。但し、多数の文書は適宜に区分し、また少量の文書は數箇年を通じて編集することとする。

二 文書の種類別（第三十七條に定める。）に区分する。

三 關係書類は、一事件一まとめにすること。

四 整理した簿冊に索引（第十六號様式）及び表紙（第十七號様式）を付すること。但し、第五種に屬するものにあつては、索引を省略することができる。

五 前各號により難いときは、総務課と合議の上、適宜な方法によることとする。

（文書の保存区分）

第三十六條 文書の種類及び保存期間は、特に規定があるものを除き、左の通りとする。

第一種 永久保存

第二種 十年保存

第三種 五年保存

第四種 三年保存

第五種 一年保存

（第一種文書の範圍）

第三十七條 第一種に屬するものは、次の通りである。

一 條例、規則その他の規程の原議文書

二 重要な事業計画及びその實施に關する書類

三 市史の資料となる重要書類

四 議會の會議録、議決書等重要書類

五 所轄行政廳の令達、規程その他の往復文書で重要な書類

六 訴訟、訴訟及び異議申立に關する書類

七 重要な統計表

八 重要な契約書

九 任免、賞罰に關する重要書類

十 財産、營造物及び市債に關する重要書類

十一 隣接町村との分合に關する書類

十二 重要な機關の設置、廢止に關する書類

十三 事務引續に關する書類

十四 金銭出納に關し、特に、後日の説明上重要な書類

十五 その他重要にして、永久保存の必要があるものとする。

（第二種文書の範圍）

第三十八條 第二種に屬するものは、次の通りである。

一 法規により、處分したもので主な書類

二 租税その他各種公課に關する書類

三 決算の認定を終つた金銭物品に關する主な書類

四 その他十箇年間保存の必要があるものとする。

（第三種文書の範圍）

第三十九條 第三種に屬するものは次の通りである。

一 往復文書、願書書等で五箇年保存の必要があるもの。

（第四種文書の範圍）

第四十條 第四種に屬するものは、次の通りである。

一 一時の處理にかゝる願、届書通ちよう等で三箇年保存の必要があるもの。

（第五種文書の範圍）

第四十一條 第五種に屬するものは、次の通りである。

一 輕易な照會、回答、願、伺、届書等の文書

（保存期限）

第四十二條 文書の保存期限は、處分完結の翌年から起算する。

（簿冊の引續）

第四十三條 主務課において編集を終つた簿冊は、第五種に屬するもの及び當時使用の必要があるものを除き、簿冊引續目録（第十八號様式）を付して、毎年五月三十一日までに、總務課に引き續がなければならない。

（簿冊の保存）

第四十四條 總務課において、簿冊の引續を受けたときは、簿冊引續目録（第十九號様式）に登記し、見出票を付して、取出し支障のないよう保存しなければならない。

（閱覧の請求）

第四十五條 保存の簿冊を閱覧しようとするものは、保存簿冊貸出簿（第二十號様式）により、總務課長の承認を得なければならない。

第七號樣式 文書配付簿			第八號樣式 親展文書配付簿			第九號樣式 重要文書送付簿			第十號樣式 金品配付簿			第十一號樣式 電報配付簿		
月日	番號	元	宛	先	宛	月日	番號	元	宛	先	宛	先	宛	先

第十二號樣式 郵便電信送付簿			第十三號樣式 令達番號簿			第十四號樣式 公印使用簿			第十五號樣式 起案用紙					
月日	課	先	番	件	名	月日	番	件	番	號	起	案	用	紙

第十六號樣式 簿冊索引			第十七號樣式 簿冊表紙		
目	件	次	簿	冊	表

「註」1 簿冊番號は、各種類別毎に一連番號とし、總務課において記入する。  
2 同年に屬する、同種類の簿冊が、二以上あるときは、(何冊の)の例に従い記入する。  
3 (何年度第何種簿冊)を簿冊名とする。

(簿冊の廢棄)  
第四十六條 總務課長は、毎年一回保存期限の経過した文書を精査して、關係課に合議の上、廢棄の手續をなすものとする。但し、第五種に屬するものは、主務課長において、廢棄の手續を行う。  
(文書の燒却)  
第四十七條 廢棄する文書で、他見を避ける文書は、燒却しなければならない。  
附則  
1 廣島市役所文書取扱規程(昭和二十二年八月一日訓令第二十一號)は廢止する。  
2 文書の編集は、昭和二十六年に限り、同年四月一日から十二月までとする。  
3 受付印(第一號樣式)は、現在使用中のものを、充分の間、使用することとする。  
4 文書例式及び文書用語等に關する規程(昭和二十六年七月一日訓令第五號)の一部を次のように改正する。  
「(年月日)廣島市條例第 號」 「(年月日)廣島市條例第 號」 「(年月日)廣島市規則第 號」 「(年月日)廣島市規則第 號」 「(年月日)廣島市訓令第 號」 「(年月日)廣島市訓令第 號」 に改める。  
5 廣島市役所事務裁裁規程(昭和二十六年八月九日訓令第七號の二)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加え、第四條を削り、第二條を第三條に、第三條を第四條に改める。  
第二條 この規定において、局及課とは、廣島市事務分掌規則第一條による局、室、課、所及び場とし、局長及び課長とは、その長をいう。  
第五條を次のように改める。  
第五條 削除

第一號樣式  
受付印  
廣島市 受 付 印  
收 27. 1. 1 受 號  
總務課 局長 印

第二號樣式及び第二號樣式の二  
文書整理簿及び親展文書整理簿

號	來書番號	種別	種別	種別	種別
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
收 元	宛 元	宛 元	宛 元	宛 元	宛 元
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
宛 先	宛 先	宛 先	宛 先	宛 先	宛 先

第三號樣式 指令番號簿			第四號樣式 證明番號簿			第五號樣式 郵送文書送付簿			第六號樣式 選送簿			
指令番號	月日	指令先	名	備	考	月日	番號	元	宛	先	宛	先

第十八號様式 簿引目録(課名)

Table with columns: 簿引目録(課名), 簿籍名, 冊數, 備考

第十九號様式 簿台帳

Table with columns: 簿籍名, 保存種別, 保存年月, 備考

「註」保存種別毎に作成する。
1「保存満期年月」の欄は、第二種の簿籍において...

第二十號様式 保存簿籍貸出簿

Table with columns: 貸付返納簿籍, 簿籍名, 借置者所屬課名主任者の年月日, 借置者氏名, 返納受領印

第二十一號様式 公布書用紙

Table for official notice with fields for date, month, and content.

廣島市訓令第二號

廣島市税徴収員事務取扱規程を次のように定める。
昭和二十七年一月一日 廣島市長 濱井信三

(規程の範圍)
第一條 市税徴収員(以下「徴収員」という。)の公金取扱に關しては、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。
(擔當事務)
第二條 徴収員は、市税の滞納金、督促手数料、延滞金及び延滞加算金の徴収事務に従事するものとする。
2 前項以外の徴収金で納税者より納付の申出があつたときは、これを前項の徴収金として納付の申出があつたものとす。

廣島市訓令第二號の二

廣島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日訓令第七號の二)の一部を次のように改正する。

第十條 産業局の商工課長の専決事項中第二號を削り第三號を第二號とし、第二號の次に次の一號を加える。
三 原動機付自転車の検査及び自動車臨時運行許可に關すること
同條同局の農水産課長専決事項中第一號の次に次の一號を加え、第二號以下順次繰り下げる。
二 生活物資配給に關すること

廣島市訓令第四號

廣島市役所出張所處務規程を、次のように定める。
昭和二十七年一月十日 廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市役所出張所(以下「出張所」という。)に次の係を設ける。但し、中央、牛田及び似島出張所は、係を設けない。
庶務係
第二條 係に係長をおき、係長は、出張所長の命を受けて...

二 在職者の整理
三 轉入、轉出に關する証明
四 人口異動の集計並びに報告
五 主要食糧購入通帳の交付並びに異動記入
六 配給通帳その他購入票の交付
七 物資配給の指導監督
八 火葬認許証の交付
九 出生届、死亡届の受付
十 水道の新規使用並びに故障修理
十一 居住その他の証明
十二 徴税令並その他諸通達書の配布
十三 その他特に命ぜられたこと
(稅務係)
一 市税の徴収
二 自動車及び荷車の鑑札交付
第四條 職員の仕事及び事務の處理については、市長の事務部局の例による。

廣島市訓令第五號

廣島市役所守衛服務規程を次のように定める。
昭和二十七年一月十六日 廣島市長 濱井信三
廣島市役所守衛服務規程
第一條 守衛の服務に關しては、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。
第二條 守衛は、總務局長(以下「總務局長」という。)の指揮を受け、その職務は、おむね、次の通りとする。

第三條 領收証書を徴収員に交付するときは、受拂簿によりこれを交付しなければならぬ。
(公金取扱)
第四條 徴収員は、公金の取扱については、細心の注意を拂ひ、現金領收の際は、納税者、年度、期別、税目及び徴收簿別毎に領收金額、領收年月日その他必要な事項を記入した領收証書を作成し、署名捺印の上これを納税者に交付しなければならない。
2 前項の領收証書に使用する私印は、予め當該出納員に届出なければならぬ。

(徴収金の提出)
第五條 徴収した現金は、毎日集計し復命書及び領收簿等を添え當該出納員に提出しなければならない。
第六條 徴収員は、徴収金、領收証書その他証券等を亡失したときは、直ちに當該出納員に届出なければならない。
(証票)
第七條 徴収員は、その身分を表示する証券を常に携帯し關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

命令

廣島市出納員を命ずる
昭和二十六年十二月十四日
事務吏員 澤田 銀雄

廣島市技術吏員に任命する  
 技手に補する  
 七級八號給を給する  
 厚生局衛生課勤務を命ずる  
 昭和二十六年十二月二十四日  
 技術吏員 福島 國登  
 廣島市市畜検査員を命ずる  
 廣島市食品衛生監視員を命ずる  
 廣島市環境衛生監視員を命ずる  
 技術吏員 務中 昌己  
 廣島市環境衛生監視員を命ずる  
 昭和二十六年十二月二十八日  
 事務吏員 谷口 恭子  
 願により本職を免する  
 昭和二十七年一月四日  
 事務吏員 大崎 正幸  
 地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により、昭和二十七年十二月三十一日まで休職を命ずる  
 昭和二十七年一月一日  
 事務吏員 船倉 康郎  
 地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により、昭和二十七年五月三十一日まで休職を命ずる  
 昭和二十七年一月一日  
 技術吏員 西山 高明  
 事務吏員 前田 利英  
 總務局総務課勤務を命ずる  
 昭和二十七年一月十日  
 事務吏員 桂 時雄  
 尾長出張所庶務係長を命ずる

段原出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 麻尾 養郎  
 仁保出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 佐々木 弘  
 大河出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 宮本 光夫  
 皆賀出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 東本 政夫  
 守品出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 岸本 正一  
 基町出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 岩崎 七郎  
 十日市出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 田中 健之助  
 舟入出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 高田 卓男  
 觀音出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 吉村 隆之  
 己斐出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 鷺見 義夫  
 三篠出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 益井 集  
 草津出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 池上 利美  
 十日市出張所勤務を命ずる 事務吏員 佐古 連夫  
 昭和二十七年一月十日(各通)  
 尾長出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 長崎 勉  
 青崎出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 深山 惠  
 段原出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 川村 正男

比治山出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 奥田 勇  
 仁保出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 吉村 重治  
 大河出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 渡友 新  
 皆賀出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 松岡 正之  
 守品出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 祝 清二  
 己斐出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 藤川 敏  
 十日市出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 石田 良夫  
 舟入出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 安本 正雄  
 觀音出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 山田 千珠  
 三篠出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 亀井 藍幸  
 草津出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 吉益 周  
 基町出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 本川 則清  
 昭和二十七年一月十日(各通)  
 總務局総務課勤務を命ずる 事務吏員 尾森 唯男  
 昭和二十七年一月十五日  
 秘書課勤務を命ずる 事務吏員 水野 豊  
 市長室勤務を命ずる 事務吏員 林 春三

厚生局社会課勤務を命ずる  
 昭和二十七年一月十六日(各通)  
 事務吏員 長岡 敏夫  
 水道局給水課工事係長を命ずる  
 昭和二十七年一月十六日  
 事務吏員 白石 賢三  
 技術吏員 松原 喬  
 技術吏員 野上 章  
 事務吏員 新宅 武雄  
 事務吏員 眞藤 祥藏  
 地方公務員法第二十九條第一項第二號の規定により戒告する。  
 昭和二十七年一月十六日  
 生塩 信三

◎雑報

廣島第九號  
 昭和二十七年一月十七日  
 各局長殿  
 年次有給休暇の取扱について(依命通牒)  
 年次有給休暇については、職員が勤務時間及び休暇等に關する條例及び同規則により實施することに定められていますが、これが取扱については、左記によることに決定されましたので命により通牒します。

採用され  
 年次休暇  
 の日数

一月	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

一 年次休暇の計算は、曆年による。  
 二 年の中途において新たに採用された職員はその年に於ける年次休暇の日数は、次に掲げる通りとする。  
 三 臨時雇用職員(公共事業労働者を含む。)の年次休暇の日数は、繼續勤務した期間が一年に達したときからその年の十二月三十一日までの間においては六日以内、その翌年においては七日以内、爾後一年を増す毎に一日を加算した日数(二十日を超えることができない。)以内とする。

十二月定例市議会において左記の通り議決された。  
 (十二月二十一日)  
 第百五十七號議案 一般職の職員の給与に關する條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百五十八號議案 昭和二十六年度における廣島市の公務員の年末手当の支給に關する條例制定について 原案可決  
 (十二月二十二日)  
 一 議員提出第十一號 廣島特別都市計画による西部地區街路計画の一部變更に關する意見書提出について 提出に決定  
 (十二月二十四日)  
 一 故木原七郎氏に對する追悼文について 決定  
 一 特別委員会設置、委員並に正副委員長選任について  
 委員長 水野 秀雄  
 副委員長 波多野 隆雄  
 委員 藤長 隆全、藤長 隆全、藤長 隆全  
 自第百十九號議案 昭和二十六年度廣島市歳入山手至第百五十三號議案 算道加更正  
 契約締結の同意について

特別委員会付託  
 第百五十五號議案 廣島市報酬並に費用辨償條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百五十六號議案 特別職の職員の給与に關する條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百五十九號議案 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 (十二月二十六日)  
 第百十九號議案 昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加更正  
 第百二十號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十一號議案 廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十二號議案 職員の分限に關する手續及び効果に關する條例等の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十三號議案 職員の特種勤務手当に關する條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十四號議案 廣島市職員公務災害補償條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十五號議案 廣島市表彰條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十六號議案 廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 第百二十七號議案 廣島市役所出張所設置條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百二十八號議案 廣島市説明及び閲覧手数料條例等の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百二十九號議案 廣島市工業指導所使用材料及び手数料條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百三十號議案 廣島市保健所結核審査協議會委員の報酬及び費用攤償條例制定について 原案可決

第百三十一號議案 廣島市農藥委員會委員の報酬及び費用攤償條例制定について 原案可決

第百三十二號議案 地方自治法第二百七條による費用攤償額及び支給方法條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百三十三號議案 廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百三十四號議案 廣島市中央卸賣市場業務條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

第百三十五號議案 廣島市乳兒院條例制定について 原案可決

第百三十六號議案 廣島市社會教育委員條例制定について 原案可決

第百三十七號議案 昭和二十六年廣島市土地改良事業費公債方法 原案可決

第百三十八號議案 昭和二十六年廣島市中央卸賣市場業務費公債方法 原案可決

第百三十九號議案 昭和二十六年廣島市災害復舊事業費公債方法 原案可決

第百四十號議案 昭和二十六年廣島市傳染病院建設事業費公債方法 原案可決

第百四十一號議案 昭和二十六年廣島市保健所復舊事業費公債方法 原案可決

第百四十二號議案 昭和二十六年廣島市各公債方法中變更について 原案可決

第百四十三號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加更正 原案可決

第百四十四號議案 廣島市水道使用條例制定について 原案可決

第百四十五號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加更正 原案可決

第百四十六號議案 昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加更正 原案可決

第百四十七號議案 昭和二十六年廣島市建設事業費公債方法中變更について 原案可決

第百四十八號議案 契約締結の承認について 承認

第百四十九號議案 契約締結の承認について 承認

第百五十號議案 契約締結の承認について 承認

第百五十一號議案 契約締結の承認について 承認

第百五十二號議案 契約締結の同意について 同意

第百五十三號議案 契約締結の同意について 同意

第百五十四號議案 道路占用料徴收に關する異議の決定について 原案決定

第百六十一號議案 昭和二十六年廣島市歳入出予算追加 原案可決

第百六十一號議案 監査委員選任の同意について 原案同意

第百六十一號 琴町下水溜りを埋立て兒童小公園・市營住宅建設用地に充當について 建設委員會付託 閉會中審査

第百六十二號 中島町立退に對し善處方要綱について 閉會中審査

第百六十三號 向西館移轉要綱について 閉會中審査

第百六十四號 宇品中學校々舎増築要綱について 閉會中審査

第百六十五號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百六十六號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百六十七號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百六十八號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百六十九號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十一號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十二號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十三號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十四號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十五號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十六號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十七號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十八號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百七十九號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十一號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十二號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十三號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十四號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十五號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十六號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十七號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十八號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百八十九號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十一號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十二號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十三號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十四號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

第百九十五號 古島羽衣町の都市計画中一部變更について 建設委員會付託 閉會中審査

出張所所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年一月一日現在)

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	九、〇〇四	△	二、三三七	△
尾長	三、四七二	△	一、〇八八	△
青島	九、五八一	△	二、三三六	△
段原	二、三二八	△	五、五九一	△
比治山	一、七三三	△	四、一六二	△
仁保	五、九八八	△	一、五三七	△
大河	一、三三三	△	二、二二一	△
皆實	一、四四四	△	四、〇三二	△
宇品	二、三三三	△	六、三三三	△
似島	二、三三三	△	九、九七二	△
基町	三、三三三	△	七、三三三	△
中央	三、三三三	△	九、九七二	△
十日市	二、三三三	△	五、三三三	△
舟入	一、三三三	△	三、三三三	△
觀音	一、三三三	△	三、三三三	△
己斐	一、三三三	△	三、三三三	△
三津	一、三三三	△	三、三三三	△
草津	一、三三三	△	三、三三三	△
計	三、三三三	△	三、三三三	△

戸籍上の市勢 (昭和二十六年十二月分)

種別	件数	同上一日平均		前年同月	増減
		最大	最小		
結婚	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	△
離婚	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
出生	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
死亡	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
寄留届	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
出寄留届	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
謄抄本請求	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
印鑑届	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
印鑑照査	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
身分證明	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△
戸籍閲覧	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	△

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの

二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分で、その他は二十六日分で計算したもの

### ◎教育委員會規則

廣島市社會教育委員會會議規則をここに公布する。  
昭和二十七年一月二十二日  
廣島市教育委員會 委員長 吉本 壽一

#### 廣市教委規則第八號

廣島市社會教育委員會會議規則

(目的)  
第一條 この規則は、廣島市社會教育委員條例(昭和二十七年廣島市條例第二號。以下「條例」という。)第六條の規定に基づき、會議に必要な事項を定めることと目的とする。  
(議長及び副議長)  
第二條 會議に議長及び副議長を置く。  
第三條 議長及び副議長は委員の互選とし、その任期は一年とする。但し、再選をさせない。  
第四條 議長は會議をつかさどる。  
副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。



號外  
昭和二十七年發行  
一月二十二日  
(火曜日)

發行所  
廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九  
電話  
中二三五五番  
中三〇六一番  
中三七九四番  
中三七六一番  
中一六五八番  
中一六五八番

長が欠けたときは、その職務を代理する。  
議事及び副議長ともに事故あるときは、又は議長及び副議長ともに欠けたときは、年長の委員が臨時に議長職務を代理する。  
(會議の招集及び議決の方法)  
第三條 會議は、必要の都度議長が招集する。  
第四條 會議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
第五條 會議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
(雜則)  
第五條 この規則に定めるものの外必要な事項は、議長これを定める。

政黨、協會その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附件数	一件五百円以上の寄附件数	支出の総額	一件千円以上の支出件数	一件五百円以上の支出件数	報告書の受理年月日
縣市政刷新同志會	なし	1		なし			三、九、七
廣島市佛教連盟	なし			なし			三、九、八
廣島市政研究會	なし			なし			三、九、八
日本電氣産業労働組合中會	なし			なし			三、九、一
地方電氣産業労働組合中會	なし			なし			三、九、一
電氣産業労働組合廣島西條支所分會	なし			なし			三、九、一

### ◎選挙管理委員會告示

#### 廣選管告示甲第六一號

政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。  
昭和二十六年九月二十九日  
廣島市選挙管理委員會 委員長 平井 憲太郎

- 種類 政治資金規正法第十二條による報告書
- 期間 自昭和二十六年五月一日至昭和二十六年八月三十一日
- 報告書の要旨





舟入町四一八ノ九	高橋イ子	舟入善町四一八ノ九	〇九一
舟入町三丁目一〇九一	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九一	〇九一
舟入町三丁目一〇九二	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九二	〇九二
舟入町三丁目一〇九三	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九三	〇九三
舟入町三丁目一〇九四	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九四	〇九四
舟入町三丁目一〇九五	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九五	〇九五
舟入町三丁目一〇九六	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九六	〇九六
舟入町三丁目一〇九七	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九七	〇九七
舟入町三丁目一〇九八	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九八	〇九八
舟入町三丁目一〇九九	原虎雄	舟入善町三丁目一〇九九	〇九九

廣選管告示甲第六八號  
中村信子外七十二名より申立のあつた昭和二十六年九月十五日現在に調製の安藝海  
區漁業調整委員会委員選舉人名簿に關する異議申立に對し左記のように決した。

委員長 平井 憲太郎  
廣島市選舉管理委員會  
決定 記  
有申立人の申立書は昭和二十六年九月十五日現在により本市において調製され  
た安藝海區漁業調整委員会委員選舉人名簿に仁保町淵崎帯地中村信子外七十二名は  
登録せられるべき者であるにもかかわらず該名簿に登録されておらず登載せら  
れたといふのであるよつて漁業法第八十九條第五項の規定により準用する公職選  
挙法第二十三條の規定によりこれを受理し審査を行つた結果右關係人は昭和二十六  
年九月十五日現在本市において選挙権を有し名簿登録要件を具備している認め次  
のごおり決定する。

異議申立に關する中村信子外七十二名は昭和二十六年九月十五日現在により調製  
した安藝海區漁業調整委員会委員選舉人名簿に登録せられるべき者である。

仁保町本浦五八	仁保町本浦五八	〇四三	中村信子	仁保町本浦五八	〇四三
本浦三七	本浦三七	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三七	〇四三
本浦三八	本浦三八	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三八	〇四三
本浦三九	本浦三九	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三九	〇四三
本浦四〇	本浦四〇	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四〇	〇四三
本浦四一	本浦四一	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四一	〇四三
本浦四二	本浦四二	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四二	〇四三
本浦四三	本浦四三	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四三	〇四三
本浦四四	本浦四四	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四四	〇四三
本浦四五	本浦四五	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四五	〇四三

仁保町本浦四五八	仁保町本浦四五八	四五八	淺田トヨ	仁保町本浦四五八	四五八
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四
〇四四	〇四四	〇四四	宮田イコ	〇四四	〇四四

廣選管告示甲第六九號  
昭和二十六年九月十五日現在により調製した基本選舉人名簿に關する異議申立に  
對し十一月三十日の委員会決定に基づき公職選挙法第二十三條の規定により該名簿を  
左記要領により修正した。

委員長 平井 憲太郎  
廣島市選舉管理委員會  
決定 記  
有申立人の申立書は昭和二十六年九月十五日現在により本市において調製され  
た安藝海區漁業調整委員会委員選舉人名簿に仁保町淵崎帯地中村信子外七十二名は  
登録せられるべき者であるにもかかわらず該名簿に登録されておらず登載せら  
れたといふのであるよつて漁業法第八十九條第五項の規定により準用する公職選  
挙法第二十三條の規定によりこれを受理し審査を行つた結果右關係人は昭和二十六  
年九月十五日現在本市において選挙権を有し名簿登録要件を具備している認め次  
のごおり決定する。

異議申立に關する中村信子外七十二名は昭和二十六年九月十五日現在により調製  
した安藝海區漁業調整委員会委員選舉人名簿に登録せられるべき者である。

仁保町本浦四五八	仁保町本浦四五八	〇四三	淺田トヨ	仁保町本浦四五八	〇四三
本浦三七	本浦三七	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三七	〇四三
本浦三八	本浦三八	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三八	〇四三
本浦三九	本浦三九	〇四三	山田ヒナヨ	本浦三九	〇四三
本浦四〇	本浦四〇	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四〇	〇四三
本浦四一	本浦四一	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四一	〇四三
本浦四二	本浦四二	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四二	〇四三
本浦四三	本浦四三	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四三	〇四三
本浦四四	本浦四四	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四四	〇四三
本浦四五	本浦四五	〇四三	山田ヒナヨ	本浦四五	〇四三

Table with columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 修正要領 (Correction Details). Lists names like 仁保町本浦三三五, 中村信子, etc.

Table with columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 修正要領 (Correction Details). Lists names like 仁保町本浦七〇二, 沖ノササ子, etc.

Table with columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 修正要領 (Correction Details). Lists names like 大須賀町二一三, 明三, etc.

Table with columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 修正要領 (Correction Details). Lists names like 左官町二〇, 明三, etc.

廣選管告示甲第七二號
昭和二十六年九月十五日現在により調製した安藝海區漁業調整委員會委員選舉人名簿に關する異議申立に對し十一月三十日の委員會決定に基き漁業法第八十九條により準用する公職選舉法第二十三條の規定により該名簿を左記要領により修正した。
昭和二十六年十一月三十日
廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第七〇號
昭和二十六年九月十五日現在により調製した安藝海區漁業調整委員會委員選舉人名簿に關する異議申立に對し十一月三十日の委員會決定に基き漁業法第八十九條により準用する公職選舉法第二十三條の規定により該名簿を左記要領により修正した。
昭和二十六年十一月三十日
廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

### 廣選管告示甲第七三號

檢察官候補者選定規定の一部を改正する規程廣選管告示甲第五〇號（昭和二十三年十二月二十八日）の一部を左記の通り改正する。

昭和二十七年一月七日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

### 廣選管告示甲第七五號

昭和二十七年年度の廣島市檢察官候補者名簿に登録された者の氏名は左の通りである。

昭和二十七年一月十四日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

第五條を次のように改める。

豫定者の豫選は選舉人名簿登録者一万人に對し二十人をして豫定員數とし一万に滿たざる端數に對しては千人につき二の割合を以て之を定め千以下の端數は之を千として抽籤する。

附則  
この規定は昭和二十七年一月七日から施行する。

第一群	委員	委員	委員
吉岡 君子	武田 幾枝	原田 武志	田北 祐一
永井 ユヰ子	北村 閑夫	長田喜代子	山崎 孝志
佐々木 於一	上本 時子	喜志 ミネ	三衛 英子
中岡 惠美子	大橋 勝治郎	森 一義	十倉 千鶴
甲立 隆	山口 ハナ	上原 三衛	砂本 ヴタ
金銅 スエ子	仁井 克身	森 一義	
金崎 茂	鈴木 惠一		
世原 千鶴子	桑原 崇子		
竹河 ミヅノ	川本 幸藏		
鈴木 久	河崎 源次郎		

第二群

秋山 孝造 高野 辰夫 田道 ヒサヨ  
士本 殿 住吉 稔子 松岡 安子  
河野 好技 任海友次郎 藤安 文江  
道田 正春 藤原 幸恵 西脇 フク  
庄司 千代 中野 幸治 原田 東映  
島 トヨ 三原 重男 香川 文子  
佐々木 進 松本 ヨシ 若本 静子  
東原 ハルミ 中根 清之 高島 健太郎  
澤井 修三 小森 早人 井上 未吉  
吉光 喜代次 前田 義忠 鈴木 信  
中村 久夫 瀧尾 伏権六 井上 アキ  
中川 久夫 石川 登 高尾 マサヨ  
森川 政之助 福原 キヨノ 井上 ヨネ  
永江 ハナ子 矢崎 泰人 谷本 キヨノ  
池邊 正雄 久保 定夫 井筒 キク  
伊藤 忠夫 鎌山 正夫 野場 ツルヨ  
岡本 なつ 北室 キミ子 土屋 久人  
根石 博子 神森 智 能勢 豊  
石橋 ユカ 河本 シゲコ 島原 美代子  
金原 富美子 伊藤 花子 岡本 秀子

第三群

森川 政之助 石川 登 高尾 マサヨ  
永江 ハナ子 矢崎 泰人 井筒 キク  
池邊 正雄 久保 定夫 井筒 キク  
伊藤 忠夫 鎌山 正夫 野場 ツルヨ  
岡本 なつ 北室 キミ子 土屋 久人  
根石 博子 神森 智 能勢 豊  
石橋 ユカ 河本 シゲコ 島原 美代子  
金原 富美子 伊藤 花子 岡本 秀子

廣選管告示甲第七六號

政治資金規正法第十二條の規定による収支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年一月二十一日

廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

政黨、協會、その他の團體名	寄附収入又は支出の総額	一件千円以上の寄附件數	一件五百円以上の寄附件數	一件千円以上の支出件數	一件五百円以上の支出件數	報告書の受理年月日
縣市政刷新同志會	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
廣島縣齒科醫師連盟	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
廣島支部	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
日本電氣産業労働組合	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
中國地方廣島支店分會	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
廣島市政研究會	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
日本社會黨廣島支部	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
日本電氣産業労働組合廣島西條業所分會	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七
日本電氣産業労働組合中國地方廣島出沙分會	なし	1	1	なし	なし	二七、一、一七

第一條

吉岡 君子 武田 幾枝 原田 武志 田北 祐一  
永井 ユヰ子 北村 閑夫 長田喜代子 山崎 孝志  
佐々木 於一 上本 時子 喜志 ミネ 三衛 英子  
中岡 惠美子 大橋 勝治郎 森 一義 十倉 千鶴  
甲立 隆 山口 ハナ 上原 三衛 砂本 ヴタ  
金銅 スエ子 仁井 克身 森 一義 十倉 千鶴  
金崎 茂 鈴木 惠一 上原 三衛 砂本 ヴタ  
世原 千鶴子 桑原 崇子 上原 三衛 砂本 ヴタ  
竹河 ミヅノ 川本 幸藏 上原 三衛 砂本 ヴタ  
鈴木 久 河崎 源次郎 上原 三衛 砂本 ヴタ

### 廣島市公安委員會告示第十號

道路の交通に關する必要な制限について（昭和二十三年三月七日廣島市公安委員會告示第一號）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十日

廣島市公安委員會

- 一の五を次のように改める。
- 廣島市横川町一丁目一〇五六番地先横川橋北詰から、同市同町三丁目七六五番地先までの間車馬（但し、自轉車を除く。）の北行禁止
- 一の〇の次に次の七及び八を加える。
- 廣島市大須賀町東警察署前巡査部長派出所前が

### 廣島市公安委員會告示第十一號

緊急自動車指定について

廣島市大手町八丁目

廣島市消防局長

右申請に係る標記のこまについて、道路交通取締令第九條に基き、緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。

昭和二十六年十二月二十五日

廣島市公安委員會

種別	指定自動車	指定事項
一	一九三四年式シボレー普通乗用車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
二	一九三四年式ハイルーイ自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
三	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
四	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
五	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
六	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
七	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際
八	一九三四年式陸王自動車	消防用務により局長が、災害現場に急接近の際

### 廣島市公安委員會告示第十二號

廣島市自動車運轉免許規程（昭和二十三年三月七日廣島市公安委員會告示第二號）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十六日

廣島市公安委員會

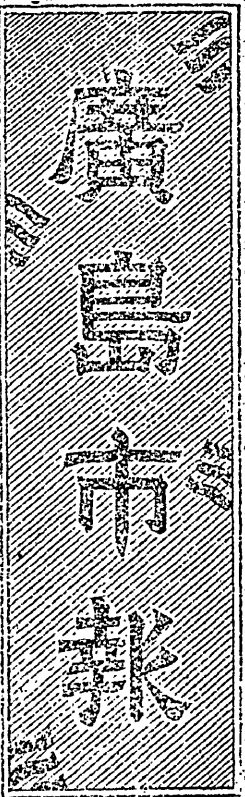
市公安委員會告示第二號）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十六日

廣島市公安委員會

第二條中「住所地の所轄警察署長」を「廣島市警察本部長」に改める。

附則  
この告示は、昭和二十七年一月一日から施行する。



No. 70

發行 昭和二十七年二月二十日 (水曜日)

電話 中三五二一三三三(代表) 中三五二六(市會事務局) 中三五九(建設局總務課) 中〇七(舟入病院) 中三五七(秘書課) 中三五八(商工課) 中三五九(労働課) 中〇六(警察本部) 中三五八(總務局總務課) 中三五七(教育委員會) 中三五七(保健課) 中三五七(消防課) 中三五七(西區) 中三五七(東區) 中三五七(中央卸賣市場)

發行所 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

目次

規則 廣島市營住宅使用條例施行細則の一部改正 一

規則 廣島市財政調査委員會規則 一

規則 廣島市表彰條例施行規則の一部改正 一

規則 廣島市水道集金員の任免服務等に關する規則の一部改正 二

告示 行旅死亡人公告について 三

訓令 廣島市役所出退所處務規程の一部改正 三

訓令 選舉管理委員會告示 三

訓令 公安委員會告示 三

雜報 辭令 三

雜報 一級級の議員の給與に關する條例及び同條例に基く諸規定の取扱の一部改正について 四

雜報 川原所管区域別人口状況について 六

雜報 戸籍上の市域について 六

規則

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則  
ここに公布する。  
昭和二十七年二月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十一號の二  
廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則  
廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二)の一部を次のように改正する。  
別表(その一)中の若草町住宅の次に次のように加える。  
若草町甲型住宅 自一號 至二五號 八〇〇、〇〇〇  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市財政調査委員會規則をここに公布する。  
昭和二十七年二月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十二號  
廣島市財政調査委員會規則  
第一條 廣島市財政の確立を期し、財源の確保増進を圖るため、廣島市財政調査委員會(以下委員會とす。)を設置する。

第二條 委員會は、財政全般の調査研究をなし、市長の諮問並びに委嘱に應じ必要な活動をなすものとする。

第三條 委員會は、廣島市役所内に置く。

第四條 委員會は、委員若干名をもつて組織する。

委員は、左に掲げるものの中から、市長が任命又は委嘱する。  
一、市職員  
二、市議會議員  
三、學識経験者

第五條 委員會に委員長及び副委員長を置く。

第六條 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

第七條 委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。

第八條 任期中辭任した委員の後任者の任期は、前任者の殘任期間とする。

第九條 委員長は、會務を總理する。

第十條 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第十一條 委員長及び副委員長もに事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

第十二條 委員會は、必要の程度、委員長が招集する。  
第十三條 委員會は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。  
第十四條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。  
第十五條 委員會に左の部會を置く。各部會は、その担当事



一日時、昭和二十七年二月十三日午前十時  
場所 廣島市役所  
議題 1 職員の定数減について  
2 退職手当その他について

廣選管告示第八〇號  
廣島市選挙管理委員会證明及び開票手数料徴収規程（昭和二十四年四月十三日廣選管告示第三號）の一部を次のように改正する。  
昭和二十七年二月二十日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

第一条中「一件につき二十四」を「一件につき三十」に「一件につき十四」を「一件につき二十」に改める。  
附則  
この改正規程は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月十九日から適用する。

### 公安委員会告示

廣島市公安委員会告示第十三號  
道路の交通に關する必要なる制限について（昭和二十三年三月七日公安委員会告示第一號）の一部を次の通り改正する。  
昭和二十七年二月一日  
廣島市公安委員会  
二の次に次のように加える。  
4 前各號の規定にかかわらず乗用自動車三輪車  
毎時三十軒

### 命令

地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により昭和二十七年三月三十一日まで休職を命ずる  
昭和二十七年二月一日  
技術吏員 畑野 榮一  
事務吏員 山崎 千代助  
地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により昭和二十七年五月二十日まで休職を命ずる  
昭和二十七年二月一日  
事務吏員 山路 監  
事務吏員 古森 衛  
地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により昭和二十七年五月二十日まで休職を命ずる  
昭和二十七年二月一日  
事務吏員 今里 進三  
事務吏員 加藤 政夫  
事務吏員 雜波 巖  
市長兼務を命ずる  
昭和二十七年二月八日（各通）  
廣島市共済組合長に選任する  
事務吏員 山根 力男  
廣島市共済組合副組合長に選任する  
事務吏員 國安 榮  
事務吏員 石田 貞失  
廣島市職員考査委員会委員を命ずる  
昭和二十七年二月八日  
事務吏員 加藤 政夫  
事務吏員 石原 芳夫  
願により本職を免する  
昭和二十七年二月十四日

### 雜報

#### 廣總職第二八號

昭和二十七年二月一日  
總務局長（職員課）  
各局（室、課）長殿  
各事務局長殿  
一 一般職の職員に關する條例及び同條例に基く諸規定の取扱の一部改正  
同條例に基く諸規定の取扱の一部改正  
二 職務の分類基準については、職務による級別区分の基準に關する規則（昭和二十六年十二月二十一日廣島市規則第六十四號）の定めるところによる。  
なお、職員が初任給、昇格、昇給その他職務の級の決定については、初任給、昇格、昇給等の取扱規則（昭和二十六年十二月二十一日廣島市規則第六十五號）並びに市長の事務部局における役付職員の級別取扱規則（昭和二十六年十二月二十一日廣島市訓令第三十九號）の定めるところによるものとする。  
條例第四條關係第三項の「別」に規定せられる。（施行規則第二條參照）を「廣島市職員昇給規則（昭和二十三年四月五日廣島市規則第六號）の定めるところによる。」に改め、同項の「中」を「通し給給表（條例別表第三參照）」を「一般職の職員に關する條例の一部を改正する」に改める。

條例（昭和二十六年十二月二十一日廣島市條例第四十號）附則別表一に改める。  
條例第六條關係中（註）を削る。  
條例第十二條關係を次のように改める。  
條例第十二條關係（特殊勤務手当）  
特殊勤務手当に關しては、職員の特務勤務手当に關する條例（昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十一號）並びに職員の特務勤務手当の支給に關する規則（昭和二十六年八月二十八日廣島市規則第四十一號）の定めるところによる。  
條例第十三條關係中第三項を削る。  
條例第十三條關係の次に次の條例第十三條の二關係を加える。  
條例第十三條の二關係（休職者の給與）  
地方公務員法附則第十項の規定による休職を命ぜられた者の取扱については、同項の規定によつて、なお、従前の例によることとされているので、本條の規定に基く給與は支給されないものとする。すなわち、これらのものについては、給料及び勤務地手当の三分の一が支給される。

第一項  
本項は、公務員に關する休職者の給與に關する規定であるが、本項に「給與」とは、この條例に基くものとして、給料、扶養手当及び勤務地手当をさすものとする。  
第四項  
本項は、刑事事件に關して起訴された休職者の給與に關する規定であるが、本項の運用については、その者の生活を保障する意味において、予算の許す限り、本項に規定する割合以内の給與を支給するものとする。  
條例第十四條關係中（註）を次のように改める。  
超過勤務に關する命令、支給手續その他の實施細目に關しては、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び

Table with columns for salary, overtime pay, and other benefits. Includes a section for '超過勤務手当の支給細目' (Details of overtime pay). Rows list various categories with corresponding amounts and rates.

Table with columns for salary, overtime pay, and other benefits. Includes a section for '一般職の職員に關する條例第十四條の二關係の給與額及び超過勤務手当等の一時給與額表' (Table of one-time benefits for general staff). Rows list various categories with corresponding amounts and rates.

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	九,三三三	△	二,三二七	△
尾長	一五,四四四	△	三,一九四	△
青崎	九,六三三	△	二,五八八	△
段原	二二,二六三	△	五,六三三	△
比治山	一七,三〇〇	△	四,一七五	△
仁保	一七,〇〇〇	△	四,一七五	△
大河	一七,三七八	△	四,一七五	△
大川	一七,三七八	△	四,一七五	△
皆実	一六,五〇四	△	四,一七五	△
字品	二四,三〇九	△	六,三三三	△
似島	二二,二六六	△	五,三三三	△
基町	二八,二六六	△	七,三三三	△
本島	三三,八二二	△	八,三三三	△
十日市	二二,三三三	△	五,三三三	△
舟入	一四,三三三	△	三,三三三	△
観音	一四,三三三	△	三,三三三	△
己斐	一八,九〇一	△	四,六三三	△
三條	一七,五六五	△	四,六三三	△
三津	一七,五六五	△	四,六三三	△
計	三三二,七二四	△	七六,九三七	△

出張所管区域別人口及び世帯状況  
(昭和二十七年二月一日現在)

戸籍上の市勢

(昭和二十七年一月分)

種別	件数	同上		前年同月分	増減
		最大	最小		
婚姻	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
出生	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
死亡	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
寄留届	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
出寄留届	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
謄抄本請求	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
印鑑届	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
印鑑照査	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
身分証明	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一
戸籍開覧	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一	二,一〇一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの  
二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分で計算したもの



# 廣島市報

No. 71

發行  
昭和二十七年三月二十日  
(木曜日)

電話

中三五二(代表)  
 中三五二(市會事務局) 中三五九(建設局總務課) 中三七(舟入病院)  
 中三五七(秘書課) 中三五八(商工課) 中三五九(警務課) 中三五九(警務課) 中三五九(警務課)  
 中三五八(會計課) 中三五九(労働課) 中三五九(労働課) 中三五九(労働課) 中三五九(労働課)  
 中三五八(総務局總務課) 中三五九(徴収課) 中三五九(徴収課) 中三五九(徴収課) 中三五九(徴収課)  
 中三五八(教育委員會) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所)  
 中三五八(教育委員會) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所) 中三五九(保健所)

發行所 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

### 目次

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金給與金條令の一部改正	一頁
廣島市住宅入居者審査審議會規則の一部改正	二
廣島市養育園條令施行細則の一部改正	二
廣島市被災復興土地區画整理施行地内	三
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部改正	四
廣島市保健院使用料及び手数料條例施行規則	四
廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則	四
廣島市病院使用料及び手数料條例施行規則の一部改正	五
廣島市民生委員事務所設置規程の一部改正	六
昭和三十六回換地予定地變更指定案等發表について	六
公益質屋被造物処分について	七
建築主事設置について	七
三月定例市議會招集について	七
第二十八回換地予定地變更指定案等發表について	七
支金庫名稱及び位置變更について	八
昭和三十六年度一般會計歳入出予算追加更正の要領について	八

### 訓令

昭和三十六年度特別會計歳入出予算追加更正の要領について 九

廣島市競馬事務局規程 九

### 選舉管理委員會告示

### 監査結果公表

### 辭令

### 雜報

三月定例市議會議決事件について 二二

出張所所管区域別人口状況について 二二

戸籍上の市勢について 二二

### 條例

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條令の一部を改正する條令をここに公布する。

昭和三十七年三月二十日

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第十四號

### 廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金給與金條令の一部を改正する條令

廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金給與金條令(昭和二十四年四月二十八日廣島市條例第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十七條第五號中「五万円」を「六万五千元」に、「二十五万円」を「三十三万円」に改める。

附則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 この條例施行の際現に改正前の廣島市職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金給與金條令第十七條第五號の規定により退職料の一部の停止を受けている者(昭和二十七年六月分までのその退職料の停止額については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。)の場合において、同條の適用については、その者の退職料の年額は、第三項の規定の適用がなかつたものと見た場合の年額による。

3 昭和三十六年九月三十日以前に給與事由の生じた退職料又は遺族扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ對應する附則別表の假定給料年額を退職又は死亡當時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

4 前項の規定による退職料又は遺族扶助料年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行ふ。

附則別表

Table with 4 columns: 退隠料年額計算の基礎となつて給料年額, 假退隠料年額, 退隠料年額計算の基礎となつて給料年額, 假定給料年額. Rows list various amounts in Yen.

Table with 4 columns: 退隠料年額の計算の基礎となつて給料年額, 假退隠料年額, 退隠料年額計算の基礎となつて給料年額, 假定給料年額. Rows list various amounts in Yen.

退隠料年額の計算の基礎となつて給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に對應する假定給料年額による。但し、退隠料年額の計算の基礎となつて給料年額が四六、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千九百九十四倍に相當する金額（一回未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、退隠料年額の計算の基礎となつて給料年額が四四四、〇〇〇円を超える場合においては、その給料年額の千分の千三百五十二倍に相當する金額（一回未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をそれぞれ假定給料年額とする。

規 則

廣島市營住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正する規則をここに公布する。昭和二十七年二月二十八日 廣島市長 濱井信三 廣島市營住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正する規則 廣島市營住宅入居者除衛審議會規則の 廣島市長濱井信三 廣島市營住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正する規則 廣島市長濱井信三

前二條の規定にかかわらず出席委員の互選により、臨時に委員長を選任することができる。附 則 この規則は、公布の日から施行する。 廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 昭和二十七年三月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十六號 廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則 廣島市保育園條例施行細則（昭和二十三年十月四日規則第三十八號）の一部を次のように改正する。 第三條中「別表類書」の様式を次のように改める。

Table for child registration with columns: 氏名, 生年月日, 保護者, 住所, 職業, 備考. Includes fields for 現住所, 本市居住, 自給年月日, 至年月日.

託児を必要とする者（注）を詳しく記入して下さい。 廣島市長濱井信三 廣島市保育園に入学させたい御許可の上は幼児の一人身上については一切引受けますから御願ひ致します。 昭和二十七年三月一日 廣島市長濱井信三 廣島市保育園に入学させたい御許可の上は幼児の一人身上については一切引受けますから御願ひ致します。 昭和二十七年三月一日 廣島市長濱井信三

廣島市被災復興土地區画整理施行地區内建築制限令施行規則をここに公布する。 昭和二十七年三月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十七號

廣島市被災復興土地區画整理施行地區内建築制限令施行規則 (目的) 第一條 この規則は被災復興土地區画整理施行地區内建築制限令（昭和二十一年勅令第三百八十九號。以下「勅令」という。）による事務を市長に委任する規則（昭和二十六年廣島縣規則第二十六號）に基づき、廣島縣知事より委任の事務處理について定めることを目的とする。 (許可の申請) 第二條 勅令第二條第三號又は第三條の許可を受けようとする者は、別紙様式第一號による許可申請書の正本及び副本に附近見取圖及び配置を添えて市長に提出しなければならない。 第三條 前項の申請書は、廣島市建設局東部復興事務所長を経由しなければならない。 (許可) 第四條 市長は、前條の申請書を受理したときは、これを審査し、その結果を指令書によつて本人に通知する。 第五條 前項の指令書は、許可にあつては、前條第一項の許可申請書の副本の許可指令欄に所要の記載をしたものとし、不許可にあつては、別紙様式第二號による書面に前條第一項の許可申請書の副本及びその添付圖面を添えたものとする。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年三月十六日から施行する。 附 則

假設建築許可申請書 (様式第一號(A))

Form for building permit application with fields: 建築主住所及び氏名, 地名, 土地區画整理施行地區内建築制限令, 敷地面積, 建築面積, 建築の構造, 工事着手年月日, 工事完了年月日, 許可年月日, 許可不許可.

假設建築許可申請書 (様式第二號)

Form for building permit application with fields: 敷地面積, 建築面積, 建築の構造, 工事着手年月日, 工事完了年月日, 許可年月日, 許可不許可.

被災復興土地區画整理施行地區内建築制限令 第二號様式第一號 (第三條) の規定による許可申請書に添付して申請します。 昭和二十七年三月一日 廣島市長 濱井信三

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年三月十六日から施行する。 附 則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島規則第十八號

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

第六十條を次のように改める。

第六十條 倉庫若しくは、冷蔵庫の使用につき、市が故意又は重大な過失に因つて直接に生じたことが明瞭な場合の損害を除き、地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、戦争、事變、暴動、強盗、労働争議、風害、蟲害、貨物の性質若しくは瑕疵、荷造の不完了、徴發、防疫、その他坑拒若しくは忌避することのできない、災厄、事故、命令、處置、又は保全行為に因つて直接に間接を問わず生じた損害に關しては、本市はその責に任じない。

別表（一）使用料中冷蔵庫使用料を次のように改める。

級別	面積	期間	料率	備考
A級室	一立坪	一月	二〇〇圓	保管温度攝氏零下二〇度以下
B級室	一立坪	一月	一〇〇圓	保管温度A級室の中間温度
C級室	一立坪	一月	五〇圓	保管温度攝氏零下二度以上

専用使用料（冷蔵庫）

級別	單位	保管料率	備考
A級室	一才につき	半月一期二四〇圓	保管温度攝氏零下二〇度以下
B級室	一才につき	半月一期一四〇圓	保管温度A級室の中間温度
C級室	一才につき	半月一期八〇圓	保管温度攝氏零下二度以上

附帯條件

(一) 一般保管料は、曆日によつて月始めから一五日まで、一六日から月末までを、それぞれ一期として計算する。

(二) 一般保管料は寄託物の才積又は重量による各算出額のうち、いずれか大なる方による。但し、商慣習のあるものはこれによる。

(三) 寄託物の才積は、荷造包装の外部から見た才積とする。

(四) 寄託物の買取は、風袋込掛重を算する。

(五) 一個一才又は三貫未満のものは、それぞれ一才又は三貫として計算する。但し、ばら物はこの限りでない。

(六) 坪貨の場合の立坪数は、相對する兩壁面間の距離を、坪上からパイプ下端までの高さとの相乗積をもつて計算する。但し、柱の占める容積を除く。

(七) 庫入及び庫出の日を含め三日以内保管の場合に日割をもつて保管料を計算することができる。この場合の料率は、一日につき一般保管料率の四分の一とする。

(八) 寄託物の内出し及び見本抽出の場合の手数料は、一日につき二四圓とする。

(九) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料一期分の半額を加算する。

(十) 一口九〇才又は二七〇貫未満の小口貨物に對しては、一般保管料率の十割増とする。

(十一) 跌島肉類であつて懸垂保管をなすものに對しては、一般保管料率の二十割増とする。

(十二) 一室の一部を坪貨する場合は、坪貨料率の二割増とする。

(十三) 左記貨物には、次の割増を附加するものとする。

(十四) かさ高貨物（一個十五才以上）ばら貨物、積載不適貨物、荷造、不完全貨物及び汚損性貨物十割以内

右の各割増率は同一の寄託物について併用すること

(四) 高價品及び藥品十割以内

(十一) 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料に乘するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月十六日から適用する。

廣島市保健院使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年三月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十九號

廣島市保健院使用料及び手数料條例施行規則

廣島市保健院使用料及び手数料條例施行規則（昭和二十五年十一月十日規則第六十一號）の全部を次のように改正する。

第一條 廣島市保健院使用料及び手数料條例第三條による使用料及び手数料を次のように定める。

一 使用料の額

本院の使用料及び手数料は、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」の規定する點數により、一點單價を十圓とし計算徴収する。但し、診察料、内服薬、頓服薬及び注射料（注射薬を除く。）は、次の通りとする。

診察料	一ヶ月	二十圓
内服薬	一日分	三十圓
頓服薬	一回分	三十圓
注射料	一回につき	二十圓（靜脈） 十圓（皮下）

二 手数料の額

診察料	一通につき	五十圓
-----	-------	-----

廣島市規則第二十一號

廣島市産院使用料及び手数料條例施行規則

廣島市産院使用料及び手数料條例施行規則（昭和二十六年八月十一日規則第三十六號）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 廣島市産院使用料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

一 使用料

本院の使用料及び手数料は、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」に規定する點數により、一點單價を十圓とし計算徴収する。但し、次に掲げるものの費用については、左記により徴収する。

診察料	一ヶ月	二十圓
内服薬	一日分	三十圓
頓服薬	一回分	三十圓
注射料	一回につき	二十圓（靜脈） 十圓（皮下）

（注射薬を除く）十圓（皮下）

分産料 一回につき 六百圓

但し、双生児の場合は一回につき 九百圓

沐浴料 一回につき 三十圓

悪露交換 一回につき 三十圓

胎盤處置料 一回につき 五十圓

器具使用料 一回につき 三十圓

洗濯料 入院一週間に付 五十圓

廣島市規則第二十號

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年三月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

證明書料 一通につき 五十圓

検査書料 一通につき 百圓

処方箋料 一通につき 五十圓

第二條 健康保險法、児童福祉法並びに生活保護法により療養を受ける者の要する費用の額は、前條の規定にかかわらず、法令の定めるところによりこれを徴収する。但し健康保險法に規定する被扶養者の本人負担額については、前條の規定により徴収する。

第三條 使用料及び手数料は、外来患者にあつては診療並びにその他の處置をした都度、入院患者にあつては、一ヶ月を三期に分けて本人又は身元保証人より徴収する。

第四條 第二條に該當する者の使用料及び手数料は、前條の規定にかかわらず後に於いて、徴収することのできる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則（昭和二十一年十二月二十六日告示甲第百三十五號）の全部を次のように改正する。

第一條 廣島市診療所使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

一 使用料の額

本院の使用料は、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」の規定する點數によ

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市産院使用料及び手数料條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

診察料	一通につき	五十圓
検査書料	一通につき	百圓
処方箋料	一通につき	五十圓

第二條但書中「被扶養者は、本人負担額の七割を徴収する。」を、「被扶養者の本人負担額については、前條の規定により徴収する。」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市民生委員事務所設置規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月十五日  
廣島市長 濱 井 信 三

**廣島市規則第二十二號**  
廣島市民生委員事務所設置規程の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
廣島市規則第六十五號の一部を次のように改正する。  
第二條の「別表」を次のように改める。

名稱	位 置	所管區域
牛田民生委	牛田町九七三	牛田民生區
尾長民生委	尾長出張所内	尾長民生區
青崎民生委	青崎出張所内	向洋民生區
段原民生委	段原出張所内	荒神民生區
比治民生委	比治出張所内	比治山民生區
仁保民生委	仁保出張所内	仁保民生區
大河民生委	大河出張所内	大河民生區
皆賀民生委	皆賀出張所内	皆賀民生區
宇品民生委	宇品出張所内	宇品民生區
似島民生委	似島出張所内	宇品民生區

廣島市告示第九號  
昭和二十七年二月二十九日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市は、廣島縣知事と協議の結果、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第六條第一項の規定による確認に關する事務をつかさどるため、昭和二十七年四月一日から建築主事を置く。

廣島市告示第十號  
昭和二十七年三月八日  
廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一 招集日時 昭和二十七年三月十五日午前十時  
一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第十一號  
昭和二十七年三月十日  
廣島市長 濱 井 信 三

第二十八回換地予定地變更指定、第十一回換地予定地地籍地權指定及換地予定地の變更取扱い停止發表について

一 換地予定地變更指定  
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て、換地予定地が變更決定したから、關係者は、東部復興事務所に詳細通知された。

二 土地所有者に對する換地予定地の指定通知は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届を未だ提出していない者は、至急届出られた。

三 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取扱い願いたい。

四 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については、追つて指定する。

新川場町四番地の四	福田 芳子
同 町四番地の四	妙 慶 院
同 町四番地の四	波 邊 齋 米
同 町四番地の四	長 久 寺
同 町三十八番地の二	大 旗 正 二
同 町三十七番地の二	櫻 井 隆
同 町三十七番地の二	荒 井 柳 太郎
同 町三十七番地の二	住 田 正 人
同 町三十七番地の二	木 本 ツヤ子
同 町三十七番地の二	九 山 ヨシ子
同 町三十七番地の二	福 田 定 夫
同 町三十七番地の二	新 田 泰 男
同 町三十七番地の二	安 東 忠 士
同 町三十七番地の二	中 村 信 三
同 町三十七番地の二	一 瀬 眞 平
同 町三十七番地の二	田 邊 松 太郎
同 町三十七番地の二	廣 島 藥 業 俱樂部
同 町三十七番地の二	吉 野 ユキ子
同 町三十七番地の二	藤 田 子 子 外 四名
同 町三十七番地の二	數 佐 春 男
同 町三十七番地の二	西 村 榮 一
同 町三十七番地の二	小 島 辰 一

廣島市告示第七號  
昭和二十七年二月二十五日  
廣島市長 濱 井 信 三

第二十六回換地予定地變更指定中未發表、第二十七回換地予定地變更指定並びに土地評價基準の發表について

一 換地予定地變更指定  
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て、換地予定地が變更決定したから關係者は、東部復興事務所に詳細通知された。

二 土地所有者に對する換地予定地の指定通知は、土地

廣島市告示第八號  
昭和二十七年二月二十八日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市公益質屋流賃貸分を左記の要領により實施するから希望者は参加せられた。

昭和二十七年二月二十八日  
廣島市長 濱 井 信 三

一 入札月日 三月一日午前九時  
一 場 所 廣島市議會控室  
一 入札の方法 隨意契約  
一 賣約品目 安物給外八十四點  
一 手数料 賣却代金の百分の五  
詳細は社會課に問合せの事

廣島市告示第九號  
昭和二十七年二月二十九日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市は、廣島縣知事と協議の結果、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第六條第一項の規定による確認に關する事務をつかさどるため、昭和二十七年四月一日から建築主事を置く。

廣島市告示第十號  
昭和二十七年三月八日  
廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一 招集日時 昭和二十七年三月十五日午前十時  
一 招集場所 廣島市役所

平塚町三百三十一番地の一外一筆 三菱重工株式會社  
 同 町三百三十一番地の二 武田 二五次  
 下柳町三十七番地の一 原 信 嗣  
 同 町三十七番地の三 西 田 守 久  
 白鳥九軒町四百十九番地の二 小 川 勇 一  
 同 町四百十九番地の三 石 堂 勝 太郎  
 段原大町百十三番地の四 小 松 正 一  
 白鳥西中町二十番地の一 小 松 正 一  
 白鳥西中町四十四番地の五 金 森 初 江  
 白鳥西中町二十一番地の一 矢 立 和 子

廣島特別都市計畫事業復興東部土地区劃整理施行に  
 伴う左記土地は、土地区劃整理委員会の諮問を経て換  
 地予定地の借地権が決定したから、關係者は、東部復  
 興事務所にて詳細承知されたい。  
 前記換地予定地の借地権使用開始の時期について  
 は、追つて指定する。

記  
 下柳町三十七番地の一 午 來 克 見  
 胡町五十一番地 安 田 侑  
 同町五十三番地の一外一筆 山 田 法 義  
 三 換地予定地の變更取扱い停止について  
 昭和二十七年三月二十五日以後左記の場合を除き、換地  
 予定地の變更取扱いを停止する。  
 但し、土地所有者、或はその關係者等で、既に申請して  
 いるもの、又はその期日迄に申請をなすものは、昭和二  
 十七年四月十五日迄に、土地買得、充當等の方法により  
 所定の手續を完了したものに限り變更を行つ。

記  
 (一) 土地所有者或はその關係者、當事者間に於て、協定  
 して願出たもので、換地準則に適合するもの。  
 (二) 換地予定地の實測抗打による修正換地。

(三) 整理施行上是非必要な場合。  
 (四) 従来より懸案になつてゐるもので、施行者に於て必要  
 と認められたもの。  
 關係圖書縦覧場所  
 廣島市基町 廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第十二號  
 昭和二十七年三月十日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 廣島市京橋支金庫の名稱及び位置を左記の通り改める。  
 廣島市廣島駅前支金庫 廣島市松原町一、〇四八  
 取扱銀行 廣島銀行廣島駅前支店

廣島市告示第十三號  
 三月十七日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市歳  
 入出予算追加更正の要領は次の通りである。  
 但しこの予算は即日これを施行する。  
 昭和二十七年三月十七日  
 廣島市長 濱 井 信 三

歳 入  
 一 地方財政平衡交付金 金參億貳千四百五拾貳萬貳千參百四拾四圓  
 二 地方財政平衡交付金 金參億貳千四百五拾貳萬貳千參百四拾四圓  
 三 國庫支出金 金貳億六千參百四拾五萬七拾九圓  
 四 國庫補助金 金貳億六千參百四拾五萬七拾九圓  
 五 縣支出金 金參千參百六拾壹萬六千八百八拾五圓  
 六 補助金 金參千貳百五拾五萬壹千九百九拾五圓  
 七 寄附金 金壹千四百八拾八萬貳千五百五拾壹圓  
 八 市債 金壹億七千六百七拾七圓

歳 出  
 一 建設費 金七億壹千四拾九萬五千九百九拾六圓  
 二 記念施設費 金參千五百五拾八萬貳千貳百八拾九圓  
 三 區劃整理費 金壹億貳百五拾六萬貳千八百八拾九圓  
 四 街路費 金貳千七百七拾貳萬貳千七百九拾九圓  
 五 重要幹線街路費 金壹千七百參百壹圓  
 六 橋梁費 金六千七百九拾九萬參千七百七拾七圓  
 七 第一期下水道築造費 金六千六百五拾壹千四  
 八 業費本年度支出費 金壹千八百八拾八千參拾八圓  
 九 排水施設整備費 金壹千八百八拾八千參拾八圓  
 十 諸支出金 金四百五拾六萬九百九拾四圓  
 十一 雑支出 金參百拾四萬六千九百二圓  
 十二 歳出合計 金七億四千八百四萬參千五百八拾六圓  
 歳入出差引殘金なし。

一 市債金壹億七千六百七拾七圓  
 歳入合計 金拾六億五千參百貳拾五萬四千六百六拾壹圓

一 議會費 金貳千貳百九拾壹萬四千參拾四圓  
 二 市議會費 金貳千貳百九拾壹萬四千參拾四圓  
 三 役所費 金貳億五千貳百九拾參萬七千七百七拾五圓  
 四 諸費 金貳千八百四萬九千四百四拾六圓  
 五 警察消防費 金貳億參百九拾八萬四千四百四拾六圓  
 六 警察費 金壹億參千七百八拾壹萬九千貳百貳拾貳圓  
 七 消防費 金五千八百四拾九萬七千貳百參拾四圓  
 八 消防團費 金七百六拾六萬參千九百九拾四圓  
 九 土木費 金七千四百四拾五萬九千九百七拾四圓  
 十 道路維持修繕費 金貳千參百七拾四萬七千九百參拾壹圓  
 十一 河川維持修繕費 金參千六百五拾壹萬壹千參拾四圓  
 十二 港灣維持修繕費 金八百四拾四萬五千貳百圓  
 十三 教育費 金壹億貳千參百參拾七千七百七拾貳圓  
 十四 高等學校費 金貳千五百五拾參萬八千貳百貳拾九圓  
 十五 社會労働施設費 金參億參千八百九拾九萬參千五百五拾六圓  
 十六 失業對策事業費 金壹億七千貳百貳拾四萬五千七百圓  
 十七 保育所建設費 金壹百四拾五萬五千八百九圓  
 十八 兒童遊園地設置費 金壹百六拾參萬五千圓  
 十九 身体障害者福祉費 金參拾壹萬六千六百圓  
 二十 厚生施設設置費 金四百五拾壹萬四千五百五拾圓  
 二十一 保健衛生費 金八千七百拾六萬四千五百拾壹圓  
 二十二 火葬場費 金七拾參萬五千四百九拾六圓  
 二十三 農水産請費 金參百九拾七萬八千六百八拾八圓  
 二十四 農業委員會費 金九拾七萬八千貳百九拾貳圓  
 二十五 選舉費 金壹千六百九拾五萬九千七百參拾七圓  
 二十六 選舉費 金壹千四拾四萬七千七拾六圓

廣島市告示第十四號  
 三月十七日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特  
 別會計建設費歳入出予算追加更正の要領は次の通りである  
 但し、この予算は即日これを施行する。  
 昭和二十七年三月十七日  
 廣島市長 濱 井 信 三

歳 入  
 一 繰入金 金貳億參千參百貳拾貳萬四千六拾八圓  
 二 繰入金 金貳億參千參百貳拾貳萬四千六拾八圓  
 三 雑収入 金壹千五百五拾七萬七千六百貳拾四圓  
 四 雑収入 金壹千五百五拾七萬七千六百貳拾四圓  
 五 市債 金貳億四千六百六拾六圓  
 六 寄附金 金百貳拾四萬  
 七 歳入合計 金七億四千八百四萬參千五百八拾六圓

歳 出  
 一 建設費 金七億壹千四拾九萬五千九百九拾六圓  
 二 記念施設費 金參千五百五拾八萬貳千貳百八拾九圓  
 三 區劃整理費 金壹億貳百五拾六萬貳千八百八拾九圓  
 四 街路費 金貳千七百七拾貳萬貳千七百九拾九圓  
 五 重要幹線街路費 金壹千七百參百壹圓  
 六 橋梁費 金六千七百九拾九萬參千七百七拾七圓  
 七 第一期下水道築造費 金六千六百五拾壹千四  
 八 業費本年度支出費 金壹千八百八拾八千參拾八圓  
 九 排水施設整備費 金壹千八百八拾八千參拾八圓  
 十 諸支出金 金四百五拾六萬九百九拾四圓  
 十一 雑支出 金參百拾四萬六千九百二圓  
 十二 歳出合計 金七億四千八百四萬參千五百八拾六圓  
 歳入出差引殘金なし。

廣島市訓令第十七號  
 廣島市競馬事務局規定を次のように定める。  
 昭和二十七年三月十五日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市競馬事務局規程  
 第一條 競馬法に基く地方競馬事業の實施に當り事業の事  
 務を円滑適正に行うため、廣島競馬事務局(以下「局」  
 といふ)を廣島市産業局商工課内に置く。  
 第二條 前條の目的を遂行するため、局において取り扱  
 う事務は次の通りとする。  
 一 地方競馬の實施に関すること

廣島市告示第八十一號  
 政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次  
 の通りである。  
 昭和二十七年三月十一日  
 廣島市選挙管理委員会  
 委員長 平 井 憲 太郎

一 種類 政治資金規正法第十二條による報告書  
 二 期間 自昭和二十六年一月一日  
 至昭和二十六年四月三十日  
 自昭和二十六年五月一日  
 至昭和二十六年八月三十一日  
 自昭和二十六年九月一日  
 至昭和二十六年十二月三十一日  
 三 報告書の要旨

一 特別會計事業費の予算並びに經理に關すること  
 二 その他競馬事業に關すること  
 三 第三條 局に左の職員を置き、市の職員の中から市長が任  
 命する。  
 局長  
 次長  
 局長 若干名  
 第五條 局長は、上司の命を受けて局務を掌理し、局員を  
 指揮監督する。  
 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、そ  
 の職務を代理する。  
 局員は局長の命を受けて局務に従事する。  
 第六條 局の取扱事務については、この規定によるの外、  
 廣島市役所の例による。

Table with columns for '支出' (Expenditure) and '収入' (Revenue). It lists various categories like '家賃' (Rent), '給料' (Postage), and '文具費' (Stationery) with their respective amounts and purposes.

監査結果公表

監査公表第二十一號
定期監査の結果公表
地方自治法第九十九條第二項の規定により、建設局を執行したのでその結果を左記の通り公表する。
昭和二十六年十二月十九日
廣島市監査委員 堀江 守 鈴木 惣三郎 上原 三衛

決定し將來における新しい本市の姿が實施される曙光を見るに至つたのである。
就中昭和二十四年八月六日を期して公布された廣島市都市建設法によつて、應々建設事業もその成果を現段階に達し、次で翌二十五年七月には新たに被災復興事業を基盤として平和都市としての方向を性格づける記念施設を中心とした緊急事業の五ヶ年計画が樹立されるに至り、目下着々之が實行されつつあるのである。
然し乍ら之等事業の遂行に當つては莫大なる経費を必要とするのであるが、原爆被災によつて全く鳥有に歸した本市の經濟状態においては如何にもなほ難くその大部分を國庫補助或は起債に依存するの外なき實情にあり、殊に昭和二十五年度は朝鮮動亂の影による諸資材の高騰或はキシア災害等により予想外の出費を餘儀なくされ、加うるに人件費、電力費、その他のベースアップ等により本市財政は窮乏の一途にあるのであつて、今後における之等事業の執行については相當の困難が予想せられるのである。従つて之が關係當事者は特に財源の獲得に努力すると共に、不急工事の棚上げ、その他冗費の徹底的節約を圍り事業の完遂に邁進せられんことを期待して止まない次第である。
尙各課所管に關する事務事業の執行については局長のまこと課長以下一連となつて緊務困難を克服して努力し、あるべきは認めらるるも部下職員は擔當せる事務より見るべきは本務に熱意を欠ぐと認めらるるもの、條例、規則に基しくりさきものあるにつき一層職員の所然と努力を希望する。
監査の結果不備欠陥を認められたものについては、その都度取扱者に注意を促しておいたが、左記事項については各課共通に改善を要すると認められ、以下各課について主なる指摘事項を記述する。
各課共通事項
一、文書を發給する際はすべて原簿と共に製印を押すべきであるが、之を實行していないものが多数あり、又市長名

Table showing '収入' (Revenue) and '支出' (Expenditure) with columns for '件数' (Number of items), '金額' (Amount), and '年報の受理' (Receipt of annual report).

主要な寄附者及び支出
(自昭和二十六年一月一日至昭和二十六年四月三十日)

Table listing donors and recipients of contributions, including names, addresses, and amounts. Donors include 桶瀬常猪, 砂原格, 松島彌, etc.

Table listing donors and recipients of contributions, including names, addresses, and amounts. Donors include 桶瀬常猪, 砂原格, 松島彌, etc.









三 監査の對象 選舉管理委員會事務局所管事務

選舉管理委員會は地方自治法及び公職選舉法の關係規定によつて本市の選舉に關する一切の事務を管理するに當つて、之が事務を處理させるため條例をもつて事務局の設置及び所屬職員の定数が定められ、現在庶務、選舉の二課に分れ夫々事務を分掌處理している。而して當委員會事務局における所管事務については法規により委員會の管理に屬する選舉事務は別として其の他の一般事務は等しく本市の關係例に準據して執行されなければならぬものである、従つて今回の監査に當つては主として予算の執行及び會計處理を通じて所掌する事務の執行状況を對象として實施したものである。監査の結果は前述の如く法規に基き執行される選舉本來の事務については一貫した執行態勢のもとよく整備されていたが庶務關係事務については將來注意を要するもの認めらるゝものがあり、以下之を記述する。

事務の處理状況

- (一) 出勤簿の整理が充分でなかつた、即ち出勤簿と出張命令簿及び休暇簿、欠勤届等と合致しないものが多数あると共に出張の際における市外、市内の区分が判然としないから適正に整理せられたい。
(二) 市内出張をなしたる場合命令簿に出張先を單に「本市」と記入し條例列表の二、三、四該當地同様の旅費を支給しているが適當と認め難いから、かかる場合は該當地名を明確に記入すべきである。又臨時事務員と本簿に記載して出張扱いとしたるもの或は命令簿と出張簿と相違して戻入又は追給を要すると思はれるものがある等整理が不充分であるから取扱に充分留意せられたい。
(三) 各種經費の支出額をなしたる際、之が何金額を予算整理簿に記載せず實際の支出額のみを記載しているが予算の實態を把握する上においても總て記載整理の要がある。

證明書發行の際證明書號を全く附していないが必ず番號を附すべきである。又證明書貼付の収入證紙に契印をもつて消印しているが規則通りの消印をなす必要がある。
尚収入證紙の貼用高については毎月五日までに會計課長に報告書を提出すべきであるが實行されてない。
(四) 備品の出納保管については保管簿の外に貸與整理簿及び局外貸出簿等を整備し万全を期して保管状況

表一 昭和三十六年度予算の執行状況
款 項 歳 入 歳 出
縣支出金 一交付金 23,100,000 1,001,230,000

表二 當委員會備付の確定名稱に記載された有権者数は左の通りであつた。
選挙費 1,628,637,000
選挙費 1,628,637,000
選挙費 1,628,637,000
選挙費 1,628,637,000

有権者數(四月末現在) 戶數(六月十五)
東部選挙區 男 3,516 男 3,516
中部選挙區 男 2,736 男 2,736
西部選挙區 男 2,282 男 2,282

監査公表第二十三號

昭和二十六年定期監査の結果公表
地方自治法第九十九條第二項の規定により標記監査を執行したので同條第五項によりその結果を左記の通り公表する。
昭和二十六年十二月十九日

廣島市監査委員 堀 江 守
同 鈴木 惣三郎
同 上原 三衛

- 一 監査の種類 昭和二十六年定期監査。
二 監査の時期 自昭和二十六年十月六日至同月二十三日。
三 監査の對象 議會事務局所管事務。
四 監査の結果

議會事務局は自治法第三十八條第二項の規定に基き條例(廣島市議會事務局分掌條例)をもつて議會に設置せられ議長管理の下に本議會に關する一切の事務を處理するに當つて、同條例第二條に定めるに當り現在庶務、選舉の二課に分れ夫々事務を分掌處理している。而して當事務局所管の事務については法令の規定するところにより議會の權限に屬する事務は別としてその他一般事務の取扱については市の機關の局、課、室等異なる。

款 項 種 目 予算額 支出済額
議會費 1,628,637,000 1,628,637,000
議員報酬 1,628,637,000 1,628,637,000

一 許可休暇を實施した場合、欠勤同様の届出をなしているが休暇の場合は届出でなく何決才によるべきであるから規定による休暇届を備付て整理すべきである。尚届出書類中欠勤、休暇の區別又は事由不明のものが多数あつたが速かに整理して職務状況を明確にしておかれたい。
(二) 市外出張命令簿に受命者の受印が全くないが必ず受印をなす要がある。又議員、出務表及び職員の出勤簿と出張命令簿と合致しないものが多数あつたが今後の處理に充分注意せられたい。
(三) 備品、圖書等の保管主任が更迭した際は速かに引續をなし簿冊の末尾に双方署名捺印すべきであるが、これを怠つたいた、又圖書保管簿の表紙に簿冊名及び課名の記入がなく様式も規程と相違し物品取扱主任者印も全くないが規程に従つて處理せられたい。
(四) 乗車券乗拂簿に舊年度よりの繰越數が記載されていなく用務についても單に市會用務として記載されているが具体的に記入の要がある。又消耗品の受拂簿についても残數の相違するものが多数あつたが充分注意せられたい。

(五) 公印番號簿は公文番號簿と改められたい。なお議長印を押捺して發送する文書に限り本簿に記才しその他文書については各文書綴の索引によつて整理して發送文書は總て本簿によつて處理すべきである。
(六) 本年八月技術員(巡轉手)四名が市長の事務局局長より配置となりたるも給與その他に要する該當費目なきため事務局給より流用支出しているが適當でない。かかる場合は事前に予算措置を講じ、然る後に配置費をなす等の考慮が望ましい。
(七) 超過勤務手当課拂のため、戻入又は追加支給を要するに認められるものがあり、又命令票中、休日又は時間外の區別が判然としていなく課名、職名等の記入洩れのものも多数あつた。
(八) 尚時間外勤務命令票と自動車運轉日誌の記入時間と相違しているものが多数あつたが給與に關する事務については特に厳密なる取扱をなし過誤なきを期する要がある。
(九) 備品中議場關係のものは総務課の所管となつており現在議場構造物に不用又は破損品が相當あるが中には事務局所管に屬するものもあつて、これらの備品中には廢棄處分を必要とするものも相當見受けられるから、双方合議の上適當なる整理が望ましい。
(十) 昭和二十六年定期における予算の執行状況は左の通りであつて概ね良好と認められるが執行面において目的外支出と認められるものが往々見受けられるから予算執行に當つては各各の予算科目の本質をよく理解し、適正なる運用を期するよう要する。

職員費	三,四八〇.〇〇	一,四〇九.〇三	三,四八〇.〇〇
諸手当	一,九七四.九六	八二九.三六	一,九七四.九六
恩給費又は退職料	一,〇〇〇.〇〇	—	—
交際費	三,三三三.四〇	—	—
旅費	一,七〇四.八〇	—	—
需用費	一,七〇四.八〇	—	—
負担金補助及交付金	—	—	—
合計	一七,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇

### ◎ 命令

地方公務員法第二十八條第二項第一號により昭和二十七年八月二十一日まで休職を命ずる  
 昭和二十七年二月二十九日  
 仁保出張所庶務係長を免ずる  
 昭和二十七年三月十日

事務吏員	堀内 竹春
事務吏員	吉村 重治
事務吏員	澤田 鎮雄
事務吏員	岩原 和一
事務吏員	川本 照男
事務吏員	池内 邦政
事務吏員	戸澤 實登
事務吏員	馬場 績
事務吏員	渡邊 重郎
事務吏員	平井 武養

皆賀民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	佐々木 勇
宇品民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	濱本三三郎
似島民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	豊山 豊
基町民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	石橋 精進
十日市民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	上村 悟
舟入民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	笹野口 榮
觀音民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	瀧本 鶴一
己斐民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	脇田 謙壯
三篠民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	前田 勘兵衛
草津民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	辻 眞次郎
中央民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	外野 茂隆
牛田民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	長神 勉
尾長民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	—

皆賀民生委員事務所兼務を命ずる  
 宇品民生委員事務所兼務を命ずる  
 似島民生委員事務所兼務を命ずる  
 基町民生委員事務所兼務を命ずる  
 十日市民生委員事務所兼務を命ずる  
 舟入民生委員事務所兼務を命ずる  
 觀音民生委員事務所兼務を命ずる  
 己斐民生委員事務所兼務を命ずる  
 三篠民生委員事務所兼務を命ずる  
 草津民生委員事務所兼務を命ずる  
 中央民生委員事務所兼務を命ずる  
 牛田民生委員事務所兼務を命ずる  
 尾長民生委員事務所兼務を命ずる

青崎民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	深山 照
段原民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	川村 正男
比治山民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	奥田 勇
大河民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	澁友 新
皆賀民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	松岡 正之
宇品民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	祝 清二
基町民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	本川 則清
十日市民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	石田 良夫
舟入民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	安本 正雄
觀音民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	山田 千秋
己斐民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	森川 敏藤
三篠民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	亀井 憲幸
草津民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	吉益 周
中央民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	吉本 貞夫
牛田民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	矢尾 澄子
尾長民生委員事務所兼務を命ずる	事務吏員	上井 一人

青崎民生委員事務所兼務を命ずる  
 段原民生委員事務所兼務を命ずる  
 比治山民生委員事務所兼務を命ずる  
 大河民生委員事務所兼務を命ずる  
 皆賀民生委員事務所兼務を命ずる  
 宇品民生委員事務所兼務を命ずる  
 基町民生委員事務所兼務を命ずる  
 十日市民生委員事務所兼務を命ずる  
 舟入民生委員事務所兼務を命ずる  
 觀音民生委員事務所兼務を命ずる  
 己斐民生委員事務所兼務を命ずる  
 三篠民生委員事務所兼務を命ずる  
 草津民生委員事務所兼務を命ずる  
 中央民生委員事務所兼務を命ずる  
 牛田民生委員事務所兼務を命ずる  
 尾長民生委員事務所兼務を命ずる

産業局農水産課農産係長を命ずる  
 技術吏員 西山 寛  
 中央卸賣市場業務課農産品係長を命ずる  
 技術吏員 高瀬 孝一  
 中央卸賣市場業務課水産品係長を命ずる  
 技術吏員 田中 千万一  
 昭和三十七年三月十八日(各通)

三月定例市議會に於て左記の通り議決された。  
 (三月十七日)  
 一、第百六十三號議案 昭和三十六年度廣島市歳入出予算追加更正 原案可決  
 一、第百六十六號議案 昭和三十六年度廣島市消防施設整備備費公債方法 右 全  
 一、第百六十四號議案 廣島市吏員退職料退職給與金遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について 原案可決  
 一、第百六十五號議案 廣島市性病診療所使用料及び手数料條例の一部を改正する條例制定について 右 全  
 一、第百六十七號議案 昭和三十六年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加更正 右 全  
 一、第百六十八號議案 昭和三十六年度廣島市建設事業費公債方法中變更について 右 全  
 一、第百六十九號議案 契約締結の承認について 原案承認  
 一、第百七十號議案 契約締結の承認について 右 全  
 一、第百七十一號議案 契約締結の承認について 右 全  
 一、第百七十二號議案 契約締結の承認について 右 全

一、第百七十三號議案 契約締結の承認について 原案承認  
 一、第百七十四號議案 契約締結の同意について 原案同意  
 一、第百七十五號議案 契約締結の同意について 右 全  
 一、第百七十六號議案 契約締結の同意について 右 全  
 一、第百七十七號議案 契約締結の同意について 右 全  
 一、第百七十八號議案 契約締結の同意について 右 全  
 一、第百七十九號議案 契約締結の同意について 委員會付託  
 一、第百八十號議案 財産取得及び処分について 原案可決  
 一、第百八十一號議案 軌道敷設特許申請に伴う意見の決定について 原案可決  
 一、第百八十二號議案 自昭和三十六年度廣島市第一期下水道築造事業費繰上り及支出方法 原案可決  
 (三月十九日)  
 一、第百八十一號議案 公安委員任命の同意について 同意  
 一、自第一號議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案  
 一、至第四十號議案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案  
 一、至第四十號議案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案  
 一、至第四十號議案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市建設事業費歳入出予算案

昭和三十五年廣島市各経費歳入出決算  
 決算委員設置、委員並に正副委員長選任について  
 正副委員長 各一名  
 委員 數 九名  
 人選は議長一任に決定  
 (三月二十日)  
 一、第百四十二號議案 廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 予算特別委員會付託  
 一、第百四十三號議案 廣島市納税奨励條例の一部を改正する條例制定について 右 全  
 一、第百四十四號議案 廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例制定について 右 全  
 一、第百四十五號議案 廣島市舟入病院條例の一部を改正する條例制定について 右 全  
 一、第百四十六號議案 昭和三十七年度廣島市特別會計競馬事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市特別會計競馬事業費歳入出予算案 特別會計設置について 右 全  
 一、第百四十七號議案 昭和三十七年度廣島市特別會計競馬事業費歳入出予算案 昭和三十七年度廣島市特別會計競馬事業費歳入出予算案 特別會計設置について 右 全

出張所管轄区域別人口及び世帯状況 (昭和二十七年三月一日現在)

出張所別	人口	同上前月 の比較 △減	世帯	同上前月 の比較 △減
牛田	九,七五五	△	二,四二二	△
尾長	一三,四六八	△	三,一九七	△
青島	九,六八八	△	二,三六六	△
段原	二二,二六八	△	五,六四四	△
比治山	二七,二七六	△	四,九四四	△
仁保	五,八六八	△	一,四七七	△
大河	二一,二五三	△	三,八四四	△
皆河	二一,二五三	△	四,二五五	△
宇品	二二,四三二	△	六,四八八	△
似島	二二,三三三	△	五,一五二	△
基町	二八,三九九	△	七,七八六	△
元中央	三九,一七五	△	一〇,〇三〇	△
十日市	二二,一八七	△	五,三五四	△
舟入	一四,二六六	△	三,三三四	△
親善	一九,四九八	△	四,六二二	△
己斐	一八,九三〇	△	四,九八八	△
三津	一七,七三三	△	四,四三三	△
草津	一三,五一一	△	三,三三三	△
計	三〇三,七九九	△	七九,一九二	△

戸籍上の市勢 (昭和二十七年二月分)

種別	件数	同上		前年同月	期前同月	増減
		最大	最小			
婚姻	二九八	二六	一五	二八〇	二二	二九
離婚	二二	二	一	二四	二	二
出生	三〇五	三三	二	二四八	一〇	二八
死亡	二八三	二七	一	二七五	一	二
寄留届	四四七	二七	一	四三〇	一	一
出寄留届	二四〇	二二	一	二二八	一	一
印鑑届	六九五七	六六	一	六九〇	六	七
印鑑照査	一,一〇九	六六	一	一,〇四〇	六	九
身分證明	四,八六四	二六	一	四,八三〇	三	四
戸籍閲覧	三九三	三三	六	三六〇	三	六

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの  
 二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分で計算したもの



未指定地補換地手指定地指定その他の決定並びに告示について……………五二  
市議會議長當選について……………五二  
廣島市指定水道工事店の新規指定並びに繼續指定申請の受付期間について……………五二  
建築に關する公開懸附について……………五二  
公費公告について……………五二

◎公安委員會告示  
令  
廣島市役所事務決裁規程の一部改正……………五三  
廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付審査會規程……………五四

◎雜令  
三月定例市議會決事件について……………五六  
出張所管区域別人口狀況について……………五七  
戶籍上の市勢について……………五八

◎條例  
廣島市の公務員に對する特別手當の支給に關する條例をここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十五号  
廣島市の公務員に對する特別手當の支給に關する條例  
支給に關する條例  
(特別手當の支給)  
第一條 本市の公務員(常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものを除く。以下「職員」という。)に對しては、毎年八月十日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に當る場合は、その前日)に特別手當を支給する。(特別手當の額)  
第二條 八月に支給する特別手當の額は、その支給の日現在において職員が受けるべき給與月額に左の各號に定め

る在職期間に應ずる割合を乗じて得た額をその額と同額の範囲内において職員の勤務成績を考慮して定める額の合計額とする。  
一 在職期間が六月未満の場合 百分の十  
二 在職期間が六月以上の場合 百分の二十  
三 前項の特別手當の支給総額は、その所属の職員がその支給の日現在において受けるべき給與月額の合計額に百分の三十を乗じて得た額をこえてはならない。  
第四條 十二月に支給する特別手當の額は、その支給の日現在において職員が受けるべき給與月額に左の各號に定める在職期間に應ずる割合を乗じて得た額をその額と同額の範囲内において職員の勤務成績を考慮して定める額の合計額とする。  
一 在職期間が六月未満の場合 百分の二十五  
二 在職期間が六月以上の場合 百分の五十  
三 前項の特別手當の支給総額は、その所属の職員がその支給の日現在において受けるべき給與月額の合計額に百分の七十を乗じて得た額をこえてはならない。(給與月額)  
第四條 前二條に規定する給與月額は、一般職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については同條例に規定する給料、扶養手當及び勤務地手當の月額の合計額とし、その他の職員については一般職の職員の給與月額に準じて規則で定める額とする。(特別手當の支給細目)  
第五條 第一條及び前條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他特別手當の支給に關し必要な細目は、市長が定める。  
附則  
この條例は、昭和二十七年四月一日から施行する。  
特別職の職員の給與に關する條例の一部を改正する條例

ここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十六号  
特別職の職員の給與に關する條例の一部を改正する條例  
特別職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十一號)の一部を次のように改正する。  
第二條を次のように改める。  
(給與)  
第二條 給與は、市長及び學識経験を有する者の中から選任された監査委員にあつては給料及び勤務地手當とし、その他の職員にあつては給料、扶養手當及び勤務地手當とする。  
第三條の次に次の一條を加える。  
(扶養手當)  
第三條の二 扶養手當の額及びその支給については、一般職の職員の扶養手當の支給の例による。  
第四條中「給料月額」の下に「扶養手當の月額」の合計額を加える。  
第五條中「給與の計算期間(以下「給與期間」という。)」の下に「及び給與の支給日」を加える。  
附則  
この條例は、昭和二十七年四月一日から施行する。  
廣島市職員等の旅費に關する條例をここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十七号  
廣島市職員等の旅費に關する條例  
第一章 總則  
第一條 (目的)  
この條例は、公務のため旅行する本市職員等に對し支給する旅費に關し諸般の基準を定め、公務の円滑な

運営に資するにも市役の適正な支出を圖ることを目的とする。  
市が職員及び職員以外の者に對し支給する旅費に關しては、他の條例に特別な定めがある場合を除く外、この條例の定めるところによる。  
(用語の意義)  
第二條 この條例において、左の各號に掲げる用語の意義は、當該各號に定めるところによる。  
一 各機關の長 各事務部局長をいう。  
二 普通旅費 特別旅費及び移動旅費以外の旅費をいう。  
三 特別旅費 講習等のための旅行又は外勤等について支給する旅費をいう。  
四 移動旅費 赴任に伴う家用及び扶養親族の移轉について支給する旅費をいう。  
五 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(常時勤務する勤務場所のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいふ。  
六 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移轉のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は移轉を命ぜられた職員がその移轉に伴う移轉のため勤務地から新勤務地に旅行することをいふ。  
七 歸任 職員が、退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根據地となる地に旅行することをいふ。  
八 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいふ。  
九 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父及び兄弟姉妹並びに職員の死亡當時職員が生計を一にしていた他の親族をいふ。

この條例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)第三條第三項に規定する一般給料表による當該級の職務及び一般給料表の適用を受けない者について市長の定めるこれに相當する職務をいうものとする。  
この條例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都については、特別區の存する全地域)をいう。  
第三條 職員が出張し、又は赴任した場合には、當該職員に對し、旅費を支給する。  
職員、その配偶者又はその遺族が左の各號の一に該當する場合に、當該各號に掲げる者に對し、旅費を支給する。  
一 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(當該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)  
二 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合に、當該職員の遺族  
三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、當該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内のその居住地を出發して歸住したときは、當該遺族  
職員が前項第一號の規定に該當する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第十六條第二號から第五號まで若しくは第二十九條第一項各號に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費を支給しない。  
職員に採用を予定されている者が、呼出に應じ出頭した場合に、その者に對し、旅費を支給する。  
職員又は職員以外の者が、市の機關の依頼又は要求に

應じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通譯等として旅行した場合には、その者に對し、旅費を支給する。  
第一項 第二項、第四項及び前項の規定に該當する場合を除く外、他の條例に特別な定めがある場合その他市費を支拂して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。  
第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、當該扶養親族を含む。以下本條において同じ。)  
が、その出發前に旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、當該旅行のため既に支出した金額があるときは、當該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。  
第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機關の事故に因り概算拂を受けた旅費額(概算拂を受けなかつた場合には、概算拂を受けたことができた旅費額に相當する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。  
(旅行命令等)  
第四條 左の各號に掲げる旅行は、當該各號に掲げる身分により、各機關の長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の發する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行なわれなければならない。  
一 前條第一項の規定に該當する旅行 旅行命令  
二 前條第四項又は第五項の規定に該當する旅行 旅行依頼  
旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を圖ることができな

い場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を發することができ、

旅行命令権者は、既に發した旅行命令等を變更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認められる場合で、前項の規定に該當する場合に、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを變更することができ、

旅行命令等に従わない旅行

第五條 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前條第三項の規定により變更された旅行命令等を含む。以下本條において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の變更の申請をしなければならぬ。

旅行者は、前項の規定による旅行命令等の變更の申請をするに、前項の場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の變更の申請をしなければならぬ。

旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の變更の申請をせず、又は申請をしたがその變更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、當該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に對する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の積算）

第六條 旅費の種類は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日常、宿泊料、食卓料、移轉料、着後手當及び扶養親族移轉料とする。

鐵道貨は、鐵道旅行について、路程に應じ旅客運賃等により支給する。

船貨は、水路旅行について、路程に應じ旅客運賃等により支給する。

航空貨は、航空旅行について、路程に應じ旅客運賃により支給する。

（旅費の積算）

第七條 旅費は、最も經濟的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も經濟的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該當する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鐵道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端數を生じたときは、これを一日とする。

第三條第二項各號の規定に該當する場合には、旅費計算上の旅行日数は第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

（旅費の積算）

第九條 旅行者が同一地域（第二條第三項に規定する地域區分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日當及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日數三十日をこえる場合にはそのこえる日數について定額の二割、滞在日數六十日をこえる場合にはそのこえる日數について定額の三割に相當する額をそれぞれ定額から減じた額による。

同一地域に滞在中一時他の地に出張した日數は、前項の滞在日數から除算する。

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合に、居住地又は滞在地より目的地に至る旅費を支給する。但し、その旅費額が在勤地又は出張地より目的地に至る旅費額より多いときは、當該旅行については、在勤地又は出張地より目的地に至る旅費を支給する。

第十一條 一日の旅行において日常又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日常又は宿泊料を支給する。

第十二條 鐵道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の變更等のため鐵道貨、船貨、航空貨又は車貨（扶養親族移轉料のうちこれらの旅費に相當する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手續）

第十三條 旅費（概算拂に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者でその積算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされない

5 車貨は、陸路（鐵道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に應じ一キロメートル當りの定額又は實費額により支給する。

6 日當は、旅行中の日數に應じ一日當りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜數に應じ一夜當りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜數に應じ一夜當りの定額により支給する。

9 移轉料は、赴任に伴う家財の移轉について、路程に應じ一定距離當りの定額により支給する。

10 着後手當は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移轉料は、赴任に伴う扶養親族の移轉について、支給する。

12 旅行の事情により、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は月額旅費を支給することができる。

（旅費の計算）

第七條 旅費は、最も經濟的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も經濟的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該當する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鐵道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端數を生じたときは、これを一日とする。

第三條第二項各號の規定に該當する場合には、旅費計算上の旅行日数は第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

（車貨）

第二十條 車貨の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額を超過する場合は、その超過部分については、別表第一の定額に超過した部分の額を支給する。

（日常）

第二十一條 日常の額は、別表第一の定額による。

第二十二條 鐵道貨は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊料）

第二十三條 宿泊料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

（食卓料）

第二十四條 食卓料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

かつた部分の金額の支給を受けることができない。

概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、當該旅行を完了した後所定の期間内に、當該旅行について前項の規定による旅費の積算をしなければならぬ。

（採用予定者の旅費）

第十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相當の旅費とする。

（職人等の旅費）

第十五條 第三條第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他の條例に特別の定めがある場合を除く外、市長が定める旅費とする。

第二章 普通旅費

（普通旅費の種類）

第十六條 普通旅費は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日常、宿泊料及び食卓料とする。

（鐵道貨）

第十七條 鐵道貨の額は、左の各號に規定する旅客運賃（以下本條において「運賃」といふ。）及び急行料金をこえるものに對する通行料を含む。による。

一 運賃の等級を三階級に區分する線路による旅行の場合には、別表第一による等級の運賃。但し、市長、助役、収入役、監査委員及び十三級以上の職務にあるものについては、廣島縣の地域内の旅行及び市長が定める用途による旅行の場合には、別表第一に定める等級の一等級を低下した等級による運賃

二 運賃の等級を二階級に區分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 四級以上の職務にある者については、上記の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前三號に規定する運賃の外左に規定する急行料金を

（船貨）

第十八條 船貨の額は、左の各號に規定する旅客運賃（以下本條において「運賃」といふ。）及び食卓料金をこえるものに對する通行料を含む。による。

一 運賃の等級を三階級に區分する船舶による旅行の場合には、別表第一による等級の運賃

二 運賃の等級を二階級に區分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 四級以上の職務にある者については、上記の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要に因り別に食卓料金を必要とした場合には、前三號に規定する運賃の外、現に支拂つた食卓料金を

（航空貨）

第十九條 航空貨の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

（車貨）

第二十條 車貨の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額を超過する場合は、その超過部分については、別表第一の定額に超過した部分の額を支給する。

（日常）

第二十一條 日常の額は、別表第一の定額による。

（宿泊料）

第二十二條 宿泊料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

（食卓料）

第二十三條 食卓料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

（旅費の積算）

第九條 旅行者が同一地域（第二條第三項に規定する地域區分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日當及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日數三十日をこえる場合にはそのこえる日數について定額の二割、滞在日數六十日をこえる場合にはそのこえる日數について定額の三割に相當する額をそれぞれ定額から減じた額による。

同一地域に滞在中一時他の地に出張した日數は、前項の滞在日數から除算する。

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合に、居住地又は滞在地より目的地に至る旅費を支給する。但し、その旅費額が在勤地又は出張地より目的地に至る旅費額より多いときは、當該旅行については、在勤地又は出張地より目的地に至る旅費を支給する。

第十一條 一日の旅行において日常又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日常又は宿泊料を支給する。

第十二條 鐵道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の變更等のため鐵道貨、船貨、航空貨又は車貨（扶養親族移轉料のうちこれらの旅費に相當する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手續）

第十三條 旅費（概算拂に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者でその積算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされない

（車貨）

第二十條 車貨の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額を超過する場合は、その超過部分については、別表第一の定額に超過した部分の額を支給する。

（日常）

第二十一條 日常の額は、別表第一の定額による。

（宿泊料）

第二十二條 宿泊料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

（食卓料）

第二十三條 食卓料の額は、別表第一の定額による。但し、前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端數を生じたときは、これを切り捨てる。

(講習等の旅費)

第二十四條 職員が講習、練習又は研習(以下「講習等」といふ。)のため旅行(第二十五條及び第二十六條に規定する旅行の場合を除く。)する場合には、左の各號に規定する旅費を支給する。

- 一 鐵道賃及び船賃は、普通旅費の場合の等級より一等級を低下した等級による旅客運賃並びに急行料金若しくは寝台料金
二 車賃は、普通旅費の場合の定額
三 日當及び宿泊料は、講習等の期間、宿泊設備その他の條件を考慮して、各機關の長が市長と協議して定めらる。但し、普通旅費の場合の定額をこえることができない。
四 食卓料は、普通旅費の場合の定額
第二十五條 講習等の期間中において、その講習等に必要なる旅行をした場合には、その旅行期間中は、普通旅費を支給する。但し、鐵道賃及び船賃については、前條第一號に規定するところによる。

第二十六條 講習等の期間が十日以内の場合の旅行については、第二十四條の規定にかかわらず、普通旅費を支給する。
(日額及び月額旅費)
第二十七條 第六條第十二項の規定により支給する日額旅費及び月額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、各機關の長が市長に協議して定める。但し、その額は、當該日額旅費及び月額旅費の性質に應じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの條例で定める基準をこえることができない。

第四章 移轉旅費
(移轉旅費の種類)
第二十八條 移轉旅費は、移轉料、着後手當及び扶養親族移轉料とする。
第二十九條 移轉料の額は、左の各號に規定する額による。
一 赴任の際扶養親族を移轉する場合に、舊在勤地から新在勤地までの路程に應じた別表第二の定額による額
二 赴任の際扶養親族を移轉しない場合には、前號に規定する額の二分の一に相當する額
三 赴任の際扶養親族を移轉しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移轉する場合に、前號に規定する額に相當する額
前項第三號の場合において、扶養親族を移轉した際における移轉料の定額は、職員が赴任した際の移轉料の定額と異なる場合は、同額の額は、扶養親族を移轉した際における移轉料の定額を基礎として計算する。
(着後手當)
第三十條 着後手當の額は、別表第一の日當定額の五分及び新在勤地の存する區分に應じた宿泊料定額の五分分に相當する額による。
(扶養親族移轉料)
第三十一條 扶養親族移轉料の額は、左の各號に規定する額による。
一 赴任の際扶養親族を舊在勤地から新在勤地まで隨伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移轉の際における年齢に従い、左の各號に規定する額の合計額
イ 十二歳以上の者については、その移轉の際における職員相當の鐵道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日當、宿泊料、食卓料及び着後手當の三分の二に相當する額
ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相當する額
ハ 六歳未満の者については、その移轉の際における職員相當の日當、宿泊料、食卓料及び着後手當の三分の一に相當する額

第三十二條 職員が、市長の指定する市附近地にある市の施設相互間及び当該施設と市内にある施設相互間において勤務を命ぜられた場合においては、第二十九條の規定にかかわらず、勤務を命ぜられた日の翌日から六月以内に、家財等を移轉したときに限り、別表第二の移轉料定額の三割に相當する額の移轉料を支給する。
前項の規定に該當する場合においては、着後手當及び扶養親族移轉料は、支給しない。
第五章 雜則
(退職者等の旅費)
第三十三條 第三條第二項第一號の規定により支給する旅費は、左の各號に規定する旅費とする。
一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費
イ 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となつた事實の發生を知つた日(以下「退職等を知つた日」といふ。)にいた地までの前職務相當の旅費

退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して當該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日以後の地から舊在勤地までの前職務相當の旅費
三 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を舊在勤地とみなして前號の規定に準じて計算した旅費
(遺族の旅費)
第三十四條 第三條第二項第二號の規定により支給する旅費は、左の各號に規定する旅費とする。
一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から舊在勤地までの往復に要する前職務相當の旅費
二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相當の旅費
(遺族の特例)
第三十七條 各機關の長は、職員について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法、昭和二十二年法律第百號)第四十七條の規定に該當する事由がある場合において、この條例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの條例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、當該職員に對しこれらの規定による旅費若しくは費用に相當する金額又はその満たない部分に相當する金額を旅費として支給するものとする。
(外國旅行の旅費)
第三十八條 外國旅行の旅費については、當分の間、國家公務員の旅費支給の例に準じて支給する。

第三十九條 この條例實施のための手續その他その執行に關する事項は、市長が定める。
附則
(條例の施行日)
一 この條例は、昭和二十七年四月一日から施行する。(経過規定)
二 この條例施行の際、現に旅行中のものの旅費に關しては、なお、従前の例による。
(條例の改廃等)
一 左に掲げる條例は、廢止する。
一 廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)
二 廣島市市内出張旅費支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十五號)
一 廣島市報例並びに費用辨償條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の一部を次のように改正する。
第五條第二項を削る。
第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。
第六條 前條に掲げる者が、その公務により廣島市の區域外に旅行したときは、必要な費用を辨償する。
前項の規定による費用は、鐵道賃、船賃、航空賃、車賃、日當、宿泊料及び食卓料の七割とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。
第七條を次のように改める。
第七條 前條に定めるものの外、費用辨償の事由については、廣島市報例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の規定を準用する。

第三十條 着後手當の額は、別表第一の日當定額の五分及び新在勤地の存する區分に應じた宿泊料定額の五分分に相當する額による。
(扶養親族移轉料)
第三十一條 扶養親族移轉料の額は、左の各號に規定する額による。
一 赴任の際扶養親族を舊在勤地から新在勤地まで隨伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移轉の際における年齢に従い、左の各號に規定する額の合計額
イ 十二歳以上の者については、その移轉の際における職員相當の鐵道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日當、宿泊料、食卓料及び着後手當の三分の二に相當する額
ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相當する額
ハ 六歳未満の者については、その移轉の際における職員相當の日當、宿泊料、食卓料及び着後手當の三分の一に相當する額

第三十二條 職員が、市長の指定する市附近地にある市の施設相互間及び当該施設と市内にある施設相互間において勤務を命ぜられた場合においては、第二十九條の規定にかかわらず、勤務を命ぜられた日の翌日から六月以内に、家財等を移轉したときに限り、別表第二の移轉料定額の三割に相當する額の移轉料を支給する。
前項の規定に該當する場合においては、着後手當及び扶養親族移轉料は、支給しない。
第五章 雜則
(退職者等の旅費)
第三十三條 第三條第二項第一號の規定により支給する旅費は、左の各號に規定する旅費とする。
一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費
イ 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となつた事實の發生を知つた日(以下「退職等を知つた日」といふ。)にいた地までの前職務相當の旅費

第三十四條 第三條第二項第二號の規定により支給する旅費は、左の各號に規定する旅費とする。
一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から舊在勤地までの往復に要する前職務相當の旅費
二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相當の旅費
(遺族の特例)
第三十七條 各機關の長は、職員について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法、昭和二十二年法律第百號)第四十七條の規定に該當する事由がある場合において、この條例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの條例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、當該職員に對しこれらの規定による旅費若しくは費用に相當する金額又はその満たない部分に相當する金額を旅費として支給するものとする。
(外國旅行の旅費)
第三十八條 外國旅行の旅費については、當分の間、國家公務員の旅費支給の例に準じて支給する。

第三十九條 この條例實施のための手續その他その執行に關する事項は、市長が定める。
附則
(條例の施行日)
一 この條例は、昭和二十七年四月一日から施行する。(経過規定)
二 この條例施行の際、現に旅行中のものの旅費に關しては、なお、従前の例による。
(條例の改廃等)
一 左に掲げる條例は、廢止する。
一 廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)
二 廣島市市内出張旅費支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十五號)
一 廣島市報例並びに費用辨償條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の一部を次のように改正する。
第五條第二項を削る。
第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。
第六條 前條に掲げる者が、その公務により廣島市の區域外に旅行したときは、必要な費用を辨償する。
前項の規定による費用は、鐵道賃、船賃、航空賃、車賃、日當、宿泊料及び食卓料の七割とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。
第七條を次のように改める。
第七條 前條に定めるものの外、費用辨償の事由については、廣島市報例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の規定を準用する。



區分	鐵道貨		船貨	車貨 (一キロメートルにつき)	日當 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一日につき)
	縣外	縣内及び市長の定めによる場合				甲地方	乙地方	
市議會議長	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
市議會議員	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
公安委員	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
選舉管理委員	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
監査委員	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
公平委員	一等貨費	二等貨費	一等貨費	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	

5 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例(昭和二十五年十二月二十三日廣島市條例第四十四號)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 委員が、その公務のため廣島市の區域外に旅行したときは、必要な費用を辨償する。

前項の規定による費用は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日當、宿泊料及び食卓料の七種とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空貨の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

第八條を次のように改める。

第八條 前條に定めるものの外、費用辨償の支給については、廣島市職員等の旅費に關する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七號)の規定を準用する。

別表

鐵道貨	縣外		縣内及び市長の定めによる場合
	一等貨費	二等貨費	
一等貨費	二等貨費	一等貨費	二等貨費

別表

車貨 (一キロメートルにつき)	日當 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一日につき)
		甲地方	乙地方	
五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	

6 廣島市社會教育委員條例(昭和二十七年廣島市條例第二號)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 委員が、その公務のため廣島市の區域外に出張したときは、必要な費用を辨償する。

後項の規定による費用は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日當、宿泊料及び食卓料の七種とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空貨の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

前項に定めるものの外、その費用の支給については、廣島市職員等の旅費に關する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七號)の規定を準用する。

別表

鐵道貨	縣外		縣内及び市長の定めによる場合
	一等貨費	二等貨費	
一等貨費	二等貨費	一等貨費	二等貨費

7 廣島市保健所結核診療協議會委員の報酬及び費用辨償條例(昭和二十七年廣島市條例第八號)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

(委員の費用辨償)

第三條 委員が、その公務のため廣島市の區域外に出張したときは、必要な費用を辨償する。

前項の規定による費用は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日當、宿泊料及び食卓料の七種とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空貨の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

本市の職員のうちから任命された委員の費用については、前項の規定にかかわらず、その職相當の旅費の額とする。

前二項に定めるものの外、その費用の支給については、廣島市職員等の旅費に關する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七號)の規定を準用する。

鐵道貨	縣外		縣内及び市長の定めによる場合
	一等貨費	二等貨費	
一等貨費	二等貨費	一等貨費	二等貨費

第七條を次のように改める。

第七條 委員が、その公務のため廣島市の區域外に出張したときは、必要な費用を辨償する。

前項の規定による費用は、鐵道貨、船貨、航空貨、車貨、日當、宿泊料及び食卓料の七種とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、航空貨の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

前項に定めるものの外、その費用の支給については、廣島市職員等の旅費に關する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七號)の規定を準用する。

別表

鐵道貨	縣外		縣内及び市長の定めによる場合
	一等貨費	二等貨費	
一等貨費	二等貨費	一等貨費	二等貨費

9 地方自治法第二百七條等による費用辨償額及び支給方法條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十二號)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 第一條に規定する費用は、鐵道貨、船貨、航空貨、日當、宿泊料及び食卓料の六種とし、別表に掲げることに従い、定額によつて支給する。但し、市内居住者には、日當のみを支給する。

第四條中「廣島市旅費條例」を「廣島市職員等の旅費に關する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七號)」に改める。

別表

鐵道貨	縣外		縣内及び市長の定めによる場合
	一等貨費	二等貨費	
一等貨費	二等貨費	一等貨費	二等貨費

別表第一 普通旅費

區分	鐵道貨	船貨	車貨 (一キロメートルにつき)	日當 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一日につき)
					甲地方	乙地方	
市長及び助役	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
市長及び助役	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
監査委員	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十五級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十四級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十三級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十二級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
十一級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
十級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
九級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
八級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
七級以下四級以上の職務にある者	三等	三等	三円	二円	甲地方 二円 乙地方 二円	食卓料 (一日につき) 一元	
七級以下の職務にある者	三等	三等	三円	二円	甲地方 二円 乙地方 二円	食卓料 (一日につき) 一元	

備考 一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五號)第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をい、乙地方とはその他の地域をい。

二 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、宿泊料は乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二 料

區分	鐵道貨	船貨	車貨 (一キロメートルにつき)	日當 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一日につき)
					甲地方	乙地方	
市長及び助役	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
市長及び助役	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
監査委員	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十五級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十四級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十三級の職務にある者	一等	一等	五円	四円	甲地方 四円 乙地方 四円	食卓料 (一日につき) 二元	
十二級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
十一級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
十級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
九級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
八級の職務にある者	二等	二等	四円	三円	甲地方 三円 乙地方 三円	食卓料 (一日につき) 一元	
七級以下四級以上の職務にある者	三等	三等	三円	二円	甲地方 二円 乙地方 二円	食卓料 (一日につき) 一元	
七級以下の職務にある者	三等	三等	三円	二円	甲地方 二円 乙地方 二円	食卓料 (一日につき) 一元	

収入役	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000	3,000,000
監査委員	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十五級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十四級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十三級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十二級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十一級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
十級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
九級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
八級の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
七級以下の職務にある者	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000

備考 路程は、水路一キロメートル、陸路一キロメートルをもちてそれぞれ鉄道一キロメートルをみなす。但し、通算して生じた端数は一キロメートルに切り上げる。

廣島市下水道條例をここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第十八號  
廣島市下水道條例

第一章 總則

第一條 (固定形式) 本市下水道の管理及び使用に關しては、法令その他別段の定めがあるものを除く外、この條例の定めるところによる。

第二條 (用語の定義) この條例で私設下水道とは、下水道法(明治三十三年三月七日法律第三十二號)第三條の施設で、公道以外に屬する部分を含む。

第三條 (義務者の變更) 義務者に變更を生じたときは、新たな義務者はこの條例に基く一切の權利義務を承継したものとみなす。

第四條 (代理人) 義務者が市内に居住しないときは、この條例に關する一切の事項を處理するために市内居住の代理人を選定し、連署してこれを市長に届け出なければならぬ。代理人を變更することもまた同様とする。

第五條 (施設の共有) 私設下水道を共有し、又は共用するときは、その共有者、又は共用者は連帯してこの條例に規定する義務を負わなければならない。

第二章 下水道敷の占用

第六條 (占用の許可及び手数料) 市長は、下水道敷のうち管理上支障がないと認められるものについては、その占用を許可することができる。

第七條 (前項の許可に關しては、一件につき二百圓以内で市長の定める手数料を徴収する。)

第八條 (占用許可の申請) 第九條 (下水道敷を占用しようとする者(以下申請者という。))は、市内に居住する身元確實な保証人二名を選び、これと連署して市長に占用の許可を申請しなければならない。

第十條 (保証人は、申請者と連帯して、その占用について一切の責を負わなければならない。)

第十一條 (占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。))は、占用目的、区域、期間を變更しようとするときは、前二項の規定により改めて許可を申請しなければならない。

第三章 下水道敷の管理

第十二條 (使用停止又は制限) 市長は、下水道の改築、増築、修繕、修除及び浚渫等をなし、又は天災その他やむを得ないを認める場合は、下水道の使用を停止又は制限することができる。

第十三條 (前項の場合には日時及び区域を定めてその都度予告する。但し、緊急の必要があるときはこの限りでない。)

第十四條 (第一項の停止又は制限措置による損害については、本市は賠償の責を負わない。)

第十五條 (流入の停止又は制限)

第十六條 (市長は、私設下水道からの流入によつて下水道を損傷し、若しくは疎通を妨げ、又は人体に危害があるを認めるときは、その流入を停止し、若しくは制限し、又は特別の施設をさせることができる。)

第四章 下水道敷の管理

第十七條 (公営内の無償工事) 第二十条 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第十八條 (私設下水道と下水道との連絡) 第十九條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第二十條 (公営内の無償工事) 第二十条 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第五章 使用料

第二十一条 (下水道使用料の徴収区域) 前項の規定による撤去、改修又は、使用の停止を指定期限内に履行しないときは、市長が代つて執行し、その費用は義務者から徴収する。

第二十二条 (工事の委託) 第二十一条 義務者は私設下水道の築造、増築又は修繕を本市に委託することができる。この場合における一切の費用は義務者の負擔とする。

第二十三条 (前項の築造、増築及び修繕並に第十九條の工事を本市で設計するときは、左の範圍内で市長の定める手数料を徴収する。)

第二十四条 (見積工事費) 五千圓以下のもの一件につき百圓以内

第二十五条 (見積工事費) 五千圓を超え一萬圓以下のもの一件につき、二百圓以内。

第二十六条 (見積工事費) 一萬圓を超えるもの一件につき、設計金額の百分の二以内。

第二十七条 (在來排水施設) 第二十二條 在來の排水施設で市長が検査の結果適當と認められたものは、これを條例により施設した私設下水道とみなす。

第二十八条 (使用の開始又は休止の届出) 第二十三條 私設下水道の使用を開始、休止又は廢止しようとする者は、義務者と連署してその前日までに市長に届け出なければならない。

第二十九条 (異動の届出) 第二十四條 左の各號の一に該當する事由が生じたときは、五日以内に義務者又は使用者は、市長に届け出なければならない。

第三十条 (義務者又は使用者が、この條例若しくは許可の條件に基く義務、又は市長の指示事項を履行せず、若しくは履行するに不充分と認めるときは、市長が占用者に代つてこれを執行することができる。この場合の費用は、占用者から徴収する。)

第六章 附則

第三十一条 (公営内の無償工事) 第二十条 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第三十二条 (私設下水道と下水道との連絡) 第三十條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第三十三条 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第七章 附則

第三十四條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第三十五条 (私設下水道と下水道との連絡) 第三十條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第三十六条 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第八章 附則

第三十七條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第三十八條 (私設下水道と下水道との連絡) 第三十條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第三十九條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第九章 附則

第四十條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第四十一條 (私設下水道と下水道との連絡) 第三十條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第四十二條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第十章 附則

第四十三條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第四十四條 (私設下水道と下水道との連絡) 第三十條 義務者の特別の必要により、私設下水道を下水道に連絡する場合、公営に屬する部分の工事は義務者の申請により本市が施行し、その費用の全部又は一部を義務者から徴収する。

第四十五條 (公営内の無償工事) 第三十條 までに前條の工事を行った者に對しては、市長は期限を指定してこれを撤去若しくは改修させ、又は使用を停止させることができる。

第二十五條 下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する区域は、市長が告示する。

2 使用料は、前項区域内の下水道使用者から徴収する。義務者は、使用料の納入について使用者を連帯して責を負わなければならない。

(区域外の使用料)

第二十六條 前條第一項の区域外においても、下水道施設に悪質又は多量の汚水を排出する使用者からは、使用料を徴収することができる。

(使用料)

第二十七條 使用料は、汚水排出量を基として左の料率によつて徴収する。

- 一 井戸汚水
  - 湯屋排水 一立方メートルにつき一圓五十銭
  - その他排水 一立方メートルにつき二圓
- 二 水道汚水
  - 水道使用料算定額(支線料及び量水器損料を除く)の十分の三。
- 三 汚水の排出量は、市長が認定する。
- 四 市長が悪質と認められた排水汚水については、第一項の規定による算定した額の三倍以内の使用料を増徴することができる。

(使用料の徴収)

第二十八條 使用料は、二箇月毎に徴収する。但し、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

2 下水道の使用を休止、廃止、又は停止したときは随時徴収する。

(使用料の前納)

第二十九條 土木工事による臨時排水その他市長が必要と認めるものについては、下水道使用開始の際、三箇月分以内の相當する使用料を前納させることができる。この場合の使用料は、使用休止の際精算して差額を追徴又は還付する。

(使用料の管理)

第三十條 本市の管理する用悪水路に關しては、この條例を準用する。

第三十一條 左の各號の一に該當するものがあるときは、市長は、二千圓以下の過料を科し、損害のあるときは、賠償させることができる。

第三十二條 左の各號の外、この條例又はこの條例に基く規定に違反したとき。

一 無断で下水道に接続工事を行ったとき、又はその請負をしたとき。

二 無断で下水道敷を占用したとき。

三 第六條又は第七條の規定による停止又は制限に従わないとき。

四 前各號の外、この條例又はこの條例に基く規定に違反したとき。

(準用規定)

第三十三條 本市の管理する用悪水路に關しては、この條例を準用する。

第三十四條 この條例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月三十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例

一 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例(昭和二十三年十一月二十六日條例第五十八號)の一部を次のように改正する。

第二條中「定時制高等學校一九二〇圓」を「定時制高等學校二二八〇圓」に改める。

第三條中「高等學校一五〇圓」を「全日制高等學校一五〇圓」に改める。

附則

この條例は、昭和二十七年四月一日から施行する。

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例

第一條 この條例は、廣島市において失業對策事業等に従事する労働者が、定職に就いた場合に必要と就職資金を貸し付け、もつて日雇労働者の更生援護を圖ることを目的とする。

(目的)

第一條 この條例は、廣島市において失業對策事業等に従事する労働者が、定職に就いた場合に必要と就職資金を貸し付け、もつて日雇労働者の更生援護を圖ることを目的とする。

(名稱及び位置)

第二條 公園の名稱及び位置は、別表第一の通りとする。

(行為の禁止)

第三條 公園を使用する者は、左の各號に掲げる行為をしてはならない。

一 焚火その他土地又は工作物に害を及ぼすこと

二 花、芝生その他植物を損傷し又は果實及び土石を採取すること

三 樹木等に登り又は立入禁止区域内に立入ること

四 廣告類を掲出し又は散布すること

五 行商をすること

六 指定道路外に車の類及び牛馬を入れること

七 許可を得ないで土地又は工作物を占據して使用する

八 前各號の外市長が公園管理上必要があるを認めて禁止すること

廣島市營業施設除料表

面	積	金額
一平方メートルにつき		一五〇円

附則

この條例は、公布の日から施行する。

二 この條例施行の際、現に使用権を有する者の特許料徴収については、この條例施行の日を使用許可の日とみなす。

廣島市公園條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十二號

廣島市公園條例

廣島市條例第二十九號

廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例

使用料
第七條 第四條の使用料は、別表第二の通りとする。
第八條 使用料の計算方法及び納付区分は、別表第三の通りとする。

第十二條 使用者は、使用地及びその附近の清静・風致の保持に努めなければならない。
第十三條 左の各號の一に該當するときは、市長は使用者に對し、その使用条件の変更若しくは使用の一時停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

Table with 5 columns: Name, Address, Location, etc. Lists various public facilities like parks and sports grounds with their addresses and locations.

廣島市條例第二十三號
第一條 本市に、顧問を置くことができる。
第二條 顧問は、市政に關し學識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

廣島市税條例(昭和二十五年條例第二十九號)の一部を次のように改正する。
第八條の四第一項中「第八條の二」の下に「又は第八條の六」を加え、同項第二號及び第三號を次のように改める。

Table with 4 columns: Taxable Income Range, Tax Rate, etc. Lists tax brackets and rates for various income levels.

廣島市條例第二十四號
第一條 本市に、顧問を置くことができる。
第二條 顧問は、市政に關し學識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

廣島市農業委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十五号

廣島市農業委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例

廣島市農業委員の報酬及び費用辨償條例(昭和二十七年廣島市條例第九號)の一部を次のように改正する。第二條第一號中「六百圓」を「六千圓」に、同條第二號中「三百圓」を「四千圓」に、それぞれ改める。第三條但書中「二千圓」を「二千五百圓」に改める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年十月から昭和二十七年三月までは「六千圓」を「八百圓」、「四千圓」を「五百圓」とし、第三條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

廣島市工業指導所條例等の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十六号

廣島市工業指導所條例等の一部を改正する條例

第一條 廣島市工業指導所條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第四十七號)の一部を次のように改正する。

題名を「廣島市工業指導所條例」に改める。本條例中「工業」を「工務」に改め、第三條を次のように改める。

第三條 本所は、第一條の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 一 工務技術の調査及び研究に關すること。
二 木工品の試作、研究、設計及び工作に關すること。
三 鑄造及び金屬工務の試作研究に關すること。
四 各種原材料の測定、検査、試験及び化學分析に關すること。
五 その他一般意匠圖案に關すること。

第二條 廣島市工業指導所使用料及び手数料條例(昭和二十二年二月五日廣島市條例第一號)の一部を次のように改正する。

題名を「廣島市工業指導所使用料及び手数料條例」に改める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市水防協議會條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十七号

廣島市水防協議會條例

第一條 廣島市水防協議會(以下協議會という。)の組織

及び運営に關し必要な事項は、水防法(昭和二十四年六月法律第一九三號)に定めるものの外、この條例の定めるところによる。

第二條 協議會は、廣島市役所内に置く。

會長

副會長

委員

第二條 協議會は、委員のうちから會長が選任する。

第四條 會長は、協議會を代表し、會務を統理する。

第五條 委員の任期は、關係行政機關の職員にあつては當該職に任る期間とし、その他のものにあつては二年とする。但し、再任を妨げない。

第六條 補欠による委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

第七條 會長は、特に事由があるを認めるときは、前二項にかゝらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することが出来る。

第八條 協議會に幹事及び書記若干名を置く。

第九條 幹事及び書記は、市職員のうちから會長がこれを任命する。

第十條 協議會は、會長の命を受け庶務を整理する。

第十一條 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第十二條 協議會は、次の事項を調査及び審議する。

一 水防計画に關すること。

二 水防のための重要な事項に關すること。

三 水防に關する關係者に對する勸告又はその意見の申立に關すること。

第十條 前各條に定めるものの外協議會について必要な事項は、會長が別にこれを定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十八号

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例(昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十五號)の一部を、次のように改正する。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市工業指導所條例等の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十九号

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例(昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十五號)の一部を、次のように改正する。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市水防協議會條例(以下協議會という。)の組織

出務一回に付

五時間以内の場合 一〇〇圓

五時間を超え十時間以内の場合 二〇〇圓

十時間を超え十五時間以内の場合 三〇〇圓

十五時間を超える場合 四〇〇圓

貸與被服

品目 員數 貸與期間

制服 一組 四ヶ年に一度

帽子 一個 四ヶ年に一度

地下足袋 一足 毎年一度

第十二條を次のように改める。

第十二條 附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十号

廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例

廣島市役所事務分掌條例(昭和二十六年六月十九日廣島市條例第九號)の一部を次のように改正する。第一條中、建設局、下水課の次に建築指導課を加える。第二條中、建設局、下水課分掌事務の次に、次のように建築指導課を加える。一 建築基準法に關すること。この條例は、公布の日から施行する。廣島市乳児院條例の一部を改正する條例をここに公布する。

Table with 4 columns: Position (市長, 副市長, 分團長, 副分團長), Name (濱井信三, 濱井信三, 濱井信三, 濱井信三), and other details.

昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市乳児院使用料及び手数料條例をここに公布する。  
昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十二號

廣島市乳児院使用料及び手数料條例

- （目的） 廣島市乳児院の使用料及び手数料は、この條例の定めるところにより徴収する。
- （使用料及び手数料の額） 前條の使用料及び手数料の額は、次の範圍内において市長がこれを定める。但し、廣島中央児童相談所その他の児童相談所より收容委託を受けた乳児の使用料及び手数料は、これを徴収しない。
- （使用料の額） 児童福祉施設最低基準による措置等のため支出する費用の限度に示す額の範圍内。
- （手数料の額） 各種証明書 一通に付 五十圓
- （減免） 前條の使用料及び手数料の徴収について、市長が必要と認めたる場合は、これを減免することができる。
- （市長への委任） この條例施行に關し、必要な事項は市長が定める。

附則  
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市建築審査會條例をここに公布する。  
昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十三號

廣島市建築審査會條例

- （目的） この條例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號。以下「法」という。）第八十三條の規定に基き、廣島市建築審査會（以下「審査會」という。）の組織、議事その他審査會について必要な事項を定めることを目的とする。
- （委員の定數） 第二條 審査會の委員の定數は五人とする。
- （委員の勤務） 第三條 審査會の委員は非常勤とする。
- （招集） 第四條 審査會は、會長が招集する。 1. 會長は、緊急やむを得ない場合を除く外、開會の日前三日までに會議の日時、場所及び付議すべき事件を示して、委員に招集の通知をしなければならない。 2. 會長は、左の各號の一に該當する場合は、審査會を招集しなければならない。 一 法第四十六條第一項、第五十四條第二項及び第五十七條第二項の規定に基いて、市長から同意を求められたとき。 二 法第九十四條の規定に基き決定するとき。 三 市長の諮問があつたとき。 四 委員の定數の二分の一以上から、審査會に付議する事件を示して招集の請求があつたとき。

五 前各號に定めるものの外、會長が必要と認めたることを。

（決議） 第五條 審査會の會議の議長には、會長をもつてあつて、會議は、委員の定數の二分の一以上出席しなければ會議を開くことができない。 3. 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同數の場合、議長の決するところによる。

廣島市條例第三十四號

廣島市建築審査會委員の報酬及び費用辨償條例

- （委員以外の者の出席） 第六條 審査會は、必要があるを認めるときは、關係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聞き、若しくは説明を求めることができる。
- （會議の公開原則及び秘密會） 第七條 審査會の會議は、公開する。但し、議長は傍聽人の數を制限することができる。 2. 議長又は委員の發議により出席委員の三分の二以上の多數で議決したときは、秘密會を開くことができる。
- （幹事及び書記） 第八條 審査會に幹事及び書記若干名を置く。 2. 幹事及び書記は、市長が命ずる。 3. 幹事は、會長の命をうけて、庶務を處理する。 4. 書記は、上司の命をうけて、庶務に従事する。
- （運営） 第九條 前各條に定めるものの外、審査會の運営については、必要な事項は、審査會が定める。

附則  
この條例は、公布の日から施行する。  
昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市建築審査會委員の報酬及び費用辨償條例

廣島市條例第三十五號

廣島市性病診療所使用料及び手数料

- （目的） この條例は、廣島市建築審査會委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用辨償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。
- （報酬） 第二條 委員の報酬は、月額四千圓とする。 第三條 報酬は、新任者、退任者とも當月分を支給する。但し、退任者で再任せられた者には、當月分を重ねて支給しない。
- （費用辨償） 第四條 委員の費用辨償は、出務一日につき六百圓を支給する。但し、その月の支給額が二千五百圓をこえるときは、その額をもつて支給額とする。 第五條 任期満了により退職したものが、再任されたときは、費用辨償の支給については、引継ぎ在職したものとみなす。 第六條 委員が職務のため市外に出張したときは、費用辨償として旅費を支給する。
- （支給方法） 第七條 報酬及び費用辨償は、當月分をその翌月上旬に支給する。
- （規定の作用） 第八條 前各條に定めるものの外、報酬及び費用辨償の支給については、一般職の職員に關する條例（昭和二十六年三月三十一日廣島市條例第六十二號）及び廣島市職員等の旅費支給に關する條例（昭和二十七年廣島市條例第十七號）の規定を準用する。

附則  
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例をここに公布する。  
昭和二十七年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十六號

廣島市性病診療所使用料及び手数料

- （目的） この條例は、公布の日から施行する。
- （委員の定數） 第二條 審査會の委員の定數は五人とする。
- （委員の勤務） 第三條 審査會の委員は非常勤とする。
- （招集） 第四條 審査會は、會長が招集する。 1. 會長は、緊急やむを得ない場合を除く外、開會の日前三日までに會議の日時、場所及び付議すべき事件を示して、委員に招集の通知をしなければならない。 2. 會長は、左の各號の一に該當する場合は、審査會を招集しなければならない。 一 法第四十六條第一項、第五十四條第二項及び第五十七條第二項の規定に基いて、市長から同意を求められたとき。 二 法第九十四條の規定に基き決定するとき。 三 市長の諮問があつたとき。 四 委員の定數の二分の一以上から、審査會に付議する事件を示して招集の請求があつたとき。

附則  
この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

別表第一（市稅事務従事職員の特種勤務手當）中「千圓」を「五百圓」に、「八百圓」を「四百圓」に、「六百圓」を「三百圓」に、「四百圓」を「二百圓」にそれぞれ改める。

廣島市規則第二十四號

廣島市保健所使用料及び手数料條例施行規則

- 廣島市保健所使用料及び手数料條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

規 則

職員の特種勤務手當の支給に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十七年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十三號

職員の特種勤務手當の支給に關する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手當の支給に關する規則（昭和二十六年八月二十八日廣島市規則第四十一號）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

廣 島 市 報

使用料票		使用料票		使用料票	
第 號	月 日	第 號	月 日	第 號	月 日
醫 料	料 料	醫 料	料 料	醫 料	料 料
劑 査	置 射	劑 査	置 射	劑 査	置 射
藥 檢	處 注	藥 檢	處 注	藥 檢	處 注
レントゲン	科 直 接	レントゲン	科 直 接	レントゲン	科 直 接
全 全	間 透 視	全 全	間 透 視	全 全	間 透 視
合 計		合 計		合 計	

附 則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。  
 廣島市下水道條例施行細則をここに公布する。  
 昭和二十七年四月一日  
 廣島市長 濱井信三

料票		料票		料票	
第 號	月 日	第 號	月 日	第 號	月 日
診 斷	書 料	診 斷	書 料	診 斷	書 料
方 明	書 料	方 明	書 料	方 明	書 料
試 驗	檢 査	試 驗	檢 査	試 驗	檢 査
ツベルクリン	反 應	ツベルクリン	反 應	ツベルクリン	反 應
レントゲン	料 間 接	レントゲン	料 間 接	レントゲン	料 間 接
B C G 接 種		B C G 接 種		B C G 接 種	
合 計		合 計		合 計	

第一條 この規則において條例とは、廣島市下水道條例をいう。  
 (総代理人の届出)  
 第二條 條例第五條の規定による私設下水道の共有者又は共用者は、條例に關する一切の事項を處理するため総代理人を選定し連署して、市長に届出なければならぬ。総

代人を變更するときはまた同様とする。  
 (下水道敷の占用許可申請手續)  
 第三條 條例第九條の規定により下水道敷の占有を許可せよとする者は、占有目的、期間、位置を記載した申請書に左の書類を添えなければならぬ。占有區域、期間、又は占有目的を變更しようとするときはまた同様とする。  
 一 占有の位置及び附近を表示した圖面。  
 二 工作物を設置しようとするときは、その設計書及び圖面。但し、輕易なものに限りその一部を省略することができる。  
 三 下水道敷の占有が隣接の土地又は家屋所有者に利害關係あると認められるものは、隣接地主又は建物所有者の同意書。  
 (占用許可手数料)  
 第四條 條例第八條第二項による手数料は一件につき二百圓とし、許可の際納付しなければならない。  
 (特殊工作物)  
 第五條 條例第十條第二項の特殊工作物とは、左の各號の一に該當するものをいう。  
 一 店舗その他營業を目的として設置する工作物。  
 二 占有者が隣接地に居住し、建物の一部又は塀圍として設置する工作物。  
 (占用許可の期間)  
 第六條 占用許可の期間は三年以内とする。但し、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。  
 (占用期間の更新)  
 第七條 占用許可期間満了後、占有を繼續しようとする者は、期間満了の一箇月前に改めて條例第九條により許可を受けなければならぬ。  
 (占有者及び保證人に異動のある場合の届出)  
 第八條 左の各號の一に該當するときは、占有者は、直ちに市長に届出なければならぬ。但し、第一號の場合

は、保證人に連署し、且つ、事實を證明する書類を添えなければならぬ。  
 一 租額によつて占有權を承継したとき。  
 二 占有者又は保證人が住所、氏名を變更したとき。  
 三 保證人に異動があつたとき。

(占用料の算定)  
 第九條 占用料の算定は、次の各號による。  
 一 占用面積が一坪に満たないものは一坪に、一坪を超えらるるものは一坪に満たないものは〇・一坪にそれぞれ切り上げて計算する。  
 二 占用期間一年未満のものは、月數により一月につき十二分の一に相當する額。  
 三 占用期間一月未満で占用日數十五日に満たないものは、前號の規定による半月分。十五日を超えるものは一月分。  
 四 占用期間中において占有の面積及び種類に異動があつたときは、その翌月分から新料率により計算する。  
 五 占用許可を取消したときは、その占用月數を以て第一號及び第三號の規定により計算する。

(占用料の徴収方法)  
 第十條 占用料は、占用許可の際又は會計年度の初めにその年度に屬する分を一時に徴収する。  
 第十一條 條例第十二條第一項但書の規定により占用の追認を受けたときは、又は條例第十三條第四號若しくは第三號の規定により占用を取消したときは、この限りでない。  
 (占用料の還付)  
 第十二條 既に納付した占有料は還付しない。但し、第三條後段の規定による占用の變更許可により占有料が過納されたときは、又は條例第十三條第四號若しくは第三號の規定により占用を取消したときは、この限りでない。  
 (占用許可の標示)  
 第十三條 許可を受けた者は、占有區域の見やすい場所に許可書又は寫を掲示しなければならぬ。  
 (占用許可の取消又は期間満了の場合の處置及び届出)

第十三條 占有者は、占有期間が満了し、若しくは占有を返還しようとするときは又は占有許可の取消があつたときは、直ちに工作物その他の物件を撤去して現狀に復し、その旨を市長に届出なければならぬ。  
 (私設下水道の構造)  
 第十四條 私設下水道の構造は、本市私設下水道設計標準(別表)によらなければならぬ。但し、市長において特別の事由があると認める場合は、この限りでない。  
 第十五條 條例第七條第二項の規定による淨化装置のある私設下水道を築造しようとするときは、廣島縣水務便所取締規則による知事の許可書等を添えなければならぬ。  
 (私設下水道施設の届出)  
 第十六條 私設下水道施設期間を延長する場合の届出は、私設下水道施設期間を延長する場合は、設置の場所、構造及び下水道との關係等を記載した申請書を提出しなければならぬ。條例第二十二條の規定による認定を受けようとするときはまた同様とする。  
 第十七條 義務者が條例第十五條第二項の期間内に私設下水道を築造することできないときは、その事由を具して、期間の延長を申請しなければならない。  
 (施設の効功検査及び認定検査)  
 第十八條 條例第十六條第二項の規定による効功検査又は認定検査は、義務者が条例第十五條第二項の期間内に私設下水道を築造し、又は同法施行規則第二條第二項の規定による施設費及び管理費は、工事着手前、あらかじめ義務者に告知する。  
 第十九條 前項の費用は、義務者から前納させ精算の結果、差額を還付又は追徴する。  
 (委託工事費及び手数料の算定)

第十九條 條例第十九條の工事又は條例第二十一條第一項の私設下水道の築造、増築若しくは修繕を本市に委託しようとする者は、第二十一條に定める設計手数料及び工事の概算額を納入しなければならない。但し、官公營、官公立學校その他市長において手納の必要がないと認めらるるものについては、この限りでない。  
 第二十條 工事概算額は、工事完成後これを精算し、差額を還付又は追徴する。  
 (他人の土地又は工作物使用の場合の處置)  
 第二十一條 前條の規定による工事のため他人の土地又は工作物を使用する必要があるときは、その土地又は工作物の所有者の承諾書を提出しなければならない。  
 (設計手数料)  
 第二十二條 條例第二十一條第二項の設計手数料は、左の各號により算定する。  
 一 見積工費 五千圓以下のもの一件につき、百圓。  
 二 見積工費 五千圓を超え一万圓以下のもの一件につき、二百圓。  
 三 見積工費 一万圓を超え十萬圓以下のもの一件につき、五百圓。  
 四 見積工費 十萬圓を超え五十萬圓以下のもの一件につき、千圓。  
 五 見積工費 五十萬圓を超えるもの一件につき、千圓。  
 (使用開始又は休止届出の特例)  
 第二十三條 條例第二十五條第一項の區域内で下水道の使用開始又は休止の届出をした者は、條例第二十三條の規定による下水道の使用開始又は休止を届出たものとはみなす。  
 (特殊汚水放流の届出)  
 第二十四條 下水道以外の水を下水道に排出しようとする者は、その水源の種類及び排出量を市長に届出なければならぬ。  
 第二十五條 工場廢液その他汚濁性水を下水道に排出しようとする

者は、汚水の性質、排出見込量その他必要な事項を具し、義務者連署の上、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(汚水排水量の認定方法)

第二十四條 條例第二十七條第二項の汚水排出量の認定は、左の各號による。

- 一 上水道を使用する場合は、廣島市水道使用條例(昭和二十七年廣島市條例第五號)の定める方法により計量又は認定した上水道の使用水量を、汚水排出量とみなす。
- 二 上水道以外の水のみを使用する場合は、その用途、人員数その他の事實を調査して、市長が認定する。
- 三 上水道と上水道以外の水を併用する場合は、前各號により認定した排出量を合算する。

(使用開始又は休止の時期の認定)

第二十五條 條例第二十三條の規定による届け出のないこと又は所定の期日に遅れたときは、下水道の使用並びに使用の開始、休止若しくは廃止の時期は、市長が認定する。

(使用料の徴收方法)

第二十六條 使用料は、集金の方法により徴收する。但し、市長が必要と認めるときは、納額告知書その他の方法によつて納付させることがある。

2 使用料を納付後追徴又は減免しなければならない事態が生じたときは、次回徴收使用料で精算する。

(必要事項の決定)

第二十七條 この細則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

1 この細則は、公布の日から施行する。

2 廣島市下水道條例施行規則(昭和二十六年六月二十一日)

日規則第三十三號)は、廢止する。

別表

廣島市下水道條例施行規則(昭和二十七年規則第二十五號)第十四條による設計標準

私設下水道の設計は、左の標準による。但し、特別の事由があるときは、市長の許可を得なければならない。

一 管渠		二 接続斜	
排水面積	内径	排水面積	内径
≦300平方メートル	≧150平方メートル	≦300平方メートル	≧150平方メートル
300平方メートル以上	150平方メートル以上	300平方メートル以上	150平方メートル以上
600平方メートル	200平方メートル	600平方メートル	200平方メートル
600平方メートル	200平方メートル	600平方メートル	200平方メートル

下水道取付管と連絡すべき箇所を設置し、その底部に一八糎以上の深さの泥溜を設置すること。

三 樹

暗渠の起端集合屈曲又は内径若しくは種類を異にする管渠接続箇所、又は直線部の内径二〇倍以上の間隔に、設置すること。

- 四 防臭装置
- 各吐口には、必要に應じ適當な防臭装置をすること。
- 通風装置
- 暗渠の起端その他換氣を必要とする箇所には、適當な外氣流通の装置をすること。
- 蓋装置
- 斜及び接続斜には、覆蓋を設けること。覆蓋は、堅固で、掃除の際自由に開閉し得る構造にすること。
- 塵埃防止装置
- 炊事場、浴室、洗濯場その他固形物又は管の流通を妨げるものを排出するおそれのある吐口には、一五糎目以上の金屬若しくは陶製の格子又は網を取付けること。
- 脂肪遮断装置
- 飲食店、料理店、その他脂肪類を多量に排出する場所

の吐口には、脂肪遮断装置をすること。

九 構造及び材料

管渠その他の附屬装置は、釉藥土管、「モルタル」、「コンクリート」、煉瓦、又は石材等の不透透質耐久構造をすること。

十 基礎工事

設計に基き掘き又は埋立を終つたときは、掘削若しくはその他の方法により充分地盤を掘き固め、徑三糎乃至六糎の砂利を敷均し、更に掘き固めた後、管渠又は樹の据付けをすること。

十一 継手

管渠の継手又は斜管渠の取付箇所は、絶対に漏水しないように「モルタル」をもつて充分填充すること。

十二 設計圖

1 平面圖、縮尺三百分の一とし、左の事項を記載すること。但し、面積の廣大なものは、千二百分の一まで短縮することができる。

- (一) 申請地の境界及び面積。
- (二) 申請地域に異なる私設下水道義務者が介在するときは、その境界及び面積。
- (三) 私設下水道及び吐口の位置。
- (四) 管渠及び附屬装置の大きさ區別。
- (五) 縦断面圖、縮尺は平面圖に準じ、縦はその十倍とし、管渠の大きさ、勾配及び連絡すべき下水道埋設道路面を基準として、地表及び管渠の高さを表示すること。
- (六) 構造圖、縮尺二十分の一以上とし、管渠及びその附屬装置の構造、寸法を記載すること。

廣島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則(昭和二十七年四月一日)

廣島市長 濱 井 信 三

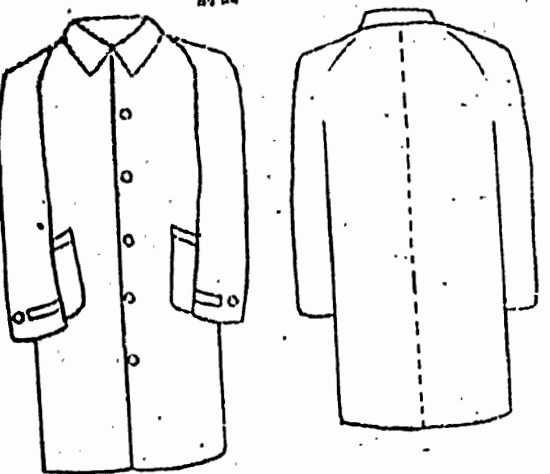
### 廣島市規則第二十六号

廣島市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

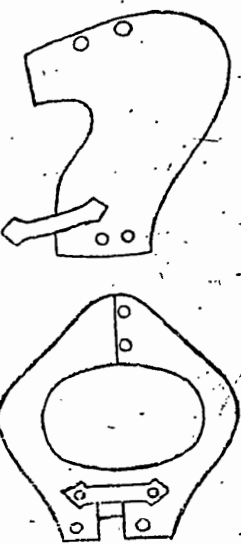
廣島市消防吏員の服制に関する規則(昭和二十六年九月一日廣島市規則第四十二號)の一部を次のように改正する。

別表中「乙種外套」を次のように改める。

種類	乙種外套
地質	黒又は濃紺の防帆布
製式	詰襟レインコート式とし、前部にホック式黒ボタン五個をつけ、ボックツトは左右一箇所とし蓋はつけない。 襟部表面に黒又は濃紺のビロードをつけ、裏面に頭巾上端にホック二個をつけ、下部に頭巾前面上部にホック二個をつけ、下部に頭巾止めバンドをつけホック二個をつける。 袖部の裾を裂きホック式黒ボタン二個をつける。 形状は圖の通りとする。



### 頭布



附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市警務署使用條例施行規則の一部を改正する規則(昭和二十七年四月一日)

廣島市長 濱 井 信 三

### 廣島市規則第二十七号

廣島市警務署使用條例施行規則の一部を改正する規則

廣島市警務署使用條例施行規則(昭和二十六年十月二十五日廣島市規則第五十六號)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市役所事務分掌規則の一部を改正する規則(昭和二十七年四月一日)

廣島市長 濱 井 信 三

### 廣島市規則第二十八号

廣島市役所事務分掌規則の一部を改正する規則

廣島市長 濱 井 信 三

### 廣島市役所事務分掌規則(昭和二十六年六月十九日規則第十九號)の一部を次のように改正する。

- 第一條中 建設局下水課の次に次のように加える。
- 建設指導課 監理係 指導係
- 第八條中 建設局、下水課、工事係の分掌事務の次に次のように加える。
- 建築指導課 監理係

- 一 工業統計及び災害報告に関すること。
  - 二 建築審査會及び公開聴聞に関すること。
  - 三 建築協定に関すること。
  - 四 住宅公社の事務手續に関すること。
  - 五 課の庶務に関すること。
- 指導係
- 一 審査、確認、許可及び承認に関すること。
  - 二 違反處理に関すること。
  - 三 道路指定に関すること。
  - 四 構造計算に関すること。
  - 五 企画、調査及び指導に関すること。
  - 六 金融公庫住宅に関すること。
  - 七 その他技術に関すること。
- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。

### 建築基準法第二十二條の區域を指定する規則を公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

### 廣島市規則第二十九号

建築基準法第二十二條の區域を指定する規則

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第二十三條の、特定行政廳が防火地域及び準防火地域以外の市街地について、指定する區域は、次の通りとする。

廣島市長 濱 井 信 三



廣島市全域

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市規則第三十号

建築基準法施行令附則第七項の區域を指定する規則

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八號)附則第七項の特定行政區域が指定する區域は、次の通りとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市建築基準法施行細則をここに公布する。昭和二十七年四月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十一号

廣島市建築基準法施行細則

(目的) 第一條 この細則は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一號)以下「法」という。(同施行令(昭和三十五年政令第三百三十八號)以下「令」という。)及び同施行規則(昭和二十五年建設省令第四十號)以下「規則」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(建築主事の設置)

第二條 法第四條第一項の規定により廣島市に建築主事をおく。

(申請書の提出)

第三條 法第六條第一項(法第八十七條第一項において、準用する場合を含む。)に掲げる建築物及び法第八十八條に規定する工作物についての確認申請書は、建築主事に提出しなければならない。

4 第一項により提出する法第八十八條に規定する工作物についての確認申請書には、構造計算書を添えなければならない。

(許可申請書)

第四條 法第四十九條各項但し書、第五十條第二項但し書若しくは第四項但し書、第五十三條第一項(以上の各條項を法第八十七條において、準用する場合を含む。)(第五十七條第一項但し書又は第八十五條第三項から第五項までの規定により許可を受けようとする建築主事は、当該事項の審査に必要な圖書を添えた申請書(第一號様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定、變更、廢止)

第五條 法第四十二條第一項第五號の規定により道路の位置の指定を受けようとするものは、前條の規定に準じて、申請書(第二號様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 指定された道路の變更又は廢止の承認を受けようとするときも、また、前項の例による。

3 前二項の申請に基いて、道路の指定變更又は廢止をし

た場合においては、市長は、その旨を公告しなければならない。

4 第一項により道路の位置の指定を受けた者は、コンクリート又は石の標柱によりその道路の位置を標示しなければならない。但し、側溝その他によりその位置が明らかなるもの又は土地の状況により標示しにくいものは、この限りでない。

(認定申請書)

第六條 法第八十六條により認定を受けようとする建築主事は、第四條の規定に準じて、申請書(第三號様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(許可等の通知及び取消)

第七條 市長は、第四條の許可、第五條第一項の指定又は同條第二項の承認及び前條の認定をした場合において、それぞれ申請書の副本に所要事項を記載したものをもちて通知する。

(設計變更等)

第八條 建築主事は、許可、指定、認定又は確認を受けた後、工事を完了する前にその申請書又は添付圖書に記載した事項(市長又は建築主事が重要でない認められたものを除く。)を變更しようとするときは、あらたに許可、指定、認定又は確認を受けなければならない。但し、建築主事、代理人、設計者又は工事施行者の住所又は氏名のみを變更するときは、第四號様式により市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 法第十八條第二項(法第八十八條において、準用する場合を含む。)の機關の長又はその委任を受けた者は、同條第三項による通知を受けた後、工事を完了する前に同

條第二項による通知の内容に重要な變更があつた場合は、あらたに建築主事に通知しなければならない。

(手数料の減額)

第九條 左の各號の一に該當する建築物又は工作物については、法第六條第五項(第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の確認申請手数料の金額は、令第十條及び第十一條の規定により算定した金額の二分の一とする。

一 法令に基く行政廳の處分により曳き移轉又は解体移轉する建築物及び工作物

二 罹災地における市長の指定した區域内の建築物で、罹災後三月以内に確認の申請をするもの。

2 災害により住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の發生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料の金額は、令第十條の規定により算定した金額の五分の一とする。

(確認手数料の納入方法)

第十條 確認申請手数料は、その額に相當する廣島市収入課に當該申請書にちよう附して納入しなければならない。但し、(工事等の取止届)

第十一條 建築主事は、許可、指定、認定又は確認を受けた後、その工事又は用途變更の全部若しくは一部を取りやめたときは、第五號様式により市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 法第十八條第二項(法第八十八條において準用する場合を含む。)の機關の長又はその委任を受けた者は、同

條第三項による通知を受けた後、その工事の全部又は一部を取止めたときは、その旨を建築主事に通知しなければならない。

(工程届)

第十二條 建築主又は工事施行者は、確認を受けた建築物の工事の工程が次の各號の一に該當したときは、第六號様式により建築主事に届け出なければならない。

一 基礎杭打又は地盤の荷重試験をするとき。

二 鐵骨建方に着手するとき。

三 醜筋に着手するとき。

四 上棟したとき。

五 前各號の外建築主事が指示した工程に達したとき。

(不適格建築物の報告)

第十三條 既存建築物が、法第四十八條第一項、第五十條第一項又は同條第三項の規定に基く地域又は地區の指定若しくは變更により、法第四十九條、第五十條第二項又は同條第四項の規定に適合しなくなった場合において、当該建築物の所有者、算理者又は占有者は、その指定又は變更の告示の日から起算して三十日以内に、当該建築物がこれらの規定に適合しなくなった時を基準として、不適格既存建築物届(第七號様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(申請する者が未成年者、禁治産者、準禁治産者又は法人の場合)

第十五條 この細則により申請、届出又は請求をする者が未成年者又は禁治産者である場合は、その法定代理人、準禁治産者である場合は、その保証人の連署を必要とする。

2 この細則により申請、届出又は請求をする者が法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

(道路の指定)

第十六條 法第三章及び第五章の規定が適用されるにいたつた際、現に建築物が、立ち並んでいる幅員四メートル未満一、八メートル以上の道は、法第四十二條第二項の規定による道として指定する。

(建築面積の敷地面積に對する割合の緩和)

第十七條 法第五十五條第二項第二號により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

一 商業地域内にある敷地で、敷地境界線の延長の三分の一以上が幅員六メートル以上で二つ以上の道路に接するもの。但し、敷地の接する道路の反対側若しくは敷地が、公園、廣場、河その他これらに類する空地又は水面に接する場合においては、これらに道路の二とみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第1號様式正本 (B.5)

廣島市建築基準法施行細則第1条による許可通知書

許可通知書

建築主 氏名 (電話 番) 氏名

建築地番 1. 地名地番 2. 用途 3. 用途 4. 工事種類別用途

1. 許可を受けることとする事項

2. のロ、ハ、の欄は該當するもののみで記入して下さい。その他は空白にしてください。1件申請は袋綴等の方法で丈夫に綴つて下さい。

第1號様式副本 (B.5)

廣島市建築基準法施行細則第1条による許可申請書

建築基準法第1条 による許可を受けるので必要図面を添えて申請します。

申請者氏名 (電話 番) 氏名

建築主住所 氏名

1. 建築地番 2. 用途 3. 用途 4. 工事種類別用途

1. 許可を受けることとする事項

2. のロ、ハ、の欄は該當するもののみで記入して下さい。その他は空白にしてください。1件申請は袋綴等の方法で丈夫に綴つて下さい。

凡 例

第2號様式 廣島市建築基準法施行細則第5条第1項 による道路の位置の指定台帳

道路の位置の指定台帳	年	月	日
公告年月日	昭和	年	月
公告番號	第	年	月
指定年月日	昭和	年	月
指定番號	第		

住所、作成者の氏名印	土地所有者、管理者、使用者の別	氏名	印
山合な得水のほいら諸	住	氏名	印

注意

一、道路の幅員及び長さの単位はメートル(小数以下二位)とする。

二、道路の幅員及び長さの単位はメートル(小数以下二位)とする。

三、この台帳は、土地所有者、管理者、使用者の別を記載し、その土地の位置を指定する。

第2號様式正本 (B.5) 廣島市建築基準法施行細則 第5条 第1項による道路の位置の指定申請書

1. 地名地番 2. 用途 3. 用途 4. 工事種類別用途

1. のロ、ハ、の欄は該當するもののみで記入して下さい。1件申請は袋綴等の方法で丈夫に綴つて下さい。

第2號様式副本 (B.5) 廣島市建築基準法施行細則 第5条 第1項による道路の位置の指定申請書

1. のロ、ハ、の欄は該當するもののみで記入して下さい。1件申請は袋綴等の方法で丈夫に綴つて下さい。

第 3 號様式副本 (B5)

(用) 廣島市建築基準法施行細則第12条による認定通知書

1. 建築主(住所)		(電話 番) 氏名	
2. 1. 地名、地番	住居、商業、準工業、工業、指定なし	2. その他の區域、地城、地城	新築、増築、改築、移築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替。
3. 用途	防火、準防火、指定なし	4. 工事細別	
4. 敷地面積	㎡	申請部分	㎡
5. 延べ面積	㎡	申請以外の部分	㎡
6. 延べ面積	㎡	合 計	㎡
7. 延べ面積	㎡	S: 室 地 比	
8. 工事着手日	昭和 年 月 日	10. 工事完了日	昭和 年 月 日
11. 必要事項			

2. のロ、ハ、バ、4. の欄は該当するものを○で囲んで下さい。○が必要な欄は、できるだけ詳しく書いて下さい。一件書類は袋綴等の方法で丈夫に綴って下さい。

第 3 號様式正本 (B5)

(正) 廣島市建築基準法施行細則第6条による認定申請書

1. 建築主(住所)		(電話 番) 氏名	
2. 1. 地名、地番	住居、商業、準工業、工業、指定なし	2. その他の區域、地城、地城	新築、増築、改築、移築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替。
3. 用途	防火、準防火、指定なし	4. 工事細別	
4. 敷地面積	㎡	申請部分	㎡
5. 延べ面積	㎡	申請以外の部分	㎡
6. 延べ面積	㎡	合 計	㎡
7. 延べ面積	㎡	S: 室 地 比	
8. 工事着手日	昭和 年 月 日	10. 工事完了日	昭和 年 月 日
11. 必要事項			

2. のロ、ハ、バ、4. の欄は該当するものを○で囲んで下さい。○が必要な欄は、できるだけ詳しく書いて下さい。一件書類は袋綴等の方法で丈夫に綴って下さい。

第七一號

昭和二十七年四月二十一日

第 0 號様式

廣島市建築基準法施行細則第12条による

廣島市建築主事 昭 和 年 月 日

住所 届出者氏名

1. 建築又は築造の場所	建設業者登録簿 第 號
2. 確認年月日	昭和 年 月 日
3. 確認年月日	昭和 年 月 日
4. 工事施行者	建設業者登録簿 第 號
5. 住所、氏名	
6. 工事監督者	建設業士登録簿 第 號
7. 住所、氏名	

この書類を郵送するときは「留置」にして下さい。

昭和二十七年四月二十一日

第 5 號様式

廣島市建築基準法施行細則第14条第1項による

廣島市長 昭 和 年 月 日

住所 届出者氏名

1. 工事又は用途変更取止年月日	第 號
2. 確認番号	
3. 確認年月日	昭和 年 月 日
4. 敷地の地名	
5. 敷地の部分	

一部が取止されたときは、冒頭( )内に「一部」を添付して下さい。

第 4 號様式

廣島市建築基準法施行細則第8条第1項但書の規定による名称変更届

廣島市建築主事 昭 和 年 月 日

住所 届出者氏名 (電話 番)

1. 建築主	建設業士登録簿 第 號
2. 住所氏名	
3. 代理人	
4. 設計者氏名	建設業士登録簿 第 號
5. 住所氏名	
6. 工事施行者	建設業士登録簿 第 號
7. 住所氏名	
8. 確認番号	
9. 確認年月日	昭和 年 月 日

1 から 4. の欄は変更後について記入して下さい。1. の欄は名称変更は双方が捺印して下さい。この書類を郵送する場合は「留置」して下さい。

**入 院 願**

現住所 氏名 生年月日

右乳児を入院させたく、入院を御許可下さるようお願ひ致します

昭和 年 月 日

右申請者住所 本人の姓 氏名

申請者 氏名

廣島市長 濱井信三 殿

廣島市乳児院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

**廣島市規則第三十二号**

廣島市乳児院管理規則の一部を改正する規則

廣島市乳児院管理規則（昭和二十七年規則第六號の三）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の二條を加え、第六條を第八條とし、下順次繰り下げる。

（入院手續）

第六條 本院に乳児を入院せよとする者は、別紙第一號様式による入院願を提出し、市長の許可を受けなければならない。但し、中央児童相談所長又は児童相談所長から委託を受けた乳児は、この限りでない。

2 乳児の入院の許可を受けた者は、保証人連署の上誓約書を提出し、指定の日時に入院せよなければならない。

3 前項の保証人は、本市の住民であつて、獨立の生計を営む成年者でなければならぬ。

第七條 乳児の入院の許可を受けた者は、入院に際し、最少限度必要な身廻品を持参しなければならない。但し、市長において特別の事由があるを認められた場合は、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**廣島市規則第三十三号**

廣島市消防委員会規則

第一條 廣島市消防の重要事項に關し、市長の諮問に應じ又は意見を具申するため、廣島市消防委員会（以下委員會とす。）を設け、之を組織する。

第二條 委員會は、廣島市消防局内に設ける。

第三條 委員會は、左の委員を以て組織する。

廣島市消防委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

このたび入院を許可せられたましたが、乳児の入院中における一切の責任をもち、且つ、諸規定並びに職員のお御指示を厳く遵守することを誓約します。

昭和 年 月 日

申請人 氏名

保証人 氏名

廣島市長 濱井信三 殿

職 業	電話番號	及入院の理由	その他事項	住居附近の略圖

収入額	支出額	家族の状況
月	月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別	単價	免除額
標準額	事務費	決定額
	事業費	

**廣島市規則第三十四号**

廣島市職員等の旅費に關する條例施行規則

（目的）

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市職員等の旅費に關する條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

この規則は、公布の日から施行する。

一 市議會代表 若干名

二 消防團代表 若干名

三 關係吏員 若干名

四 學識經驗者 若干名

2 前項の委員は、市長が任命し又は委嘱する。

第四條 委員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

第五條 委員會に、委員長及び副委員長をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、會務を統理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第六條 委員會は、必要の都度、委員長が招集する。

第七條 委員會は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

第八條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第九條 委員會に、幹事及び書記若干名をおく。

2 幹事及び書記は、廣島市消防職員及び消防團員の中から、委員長が任命する。

3 幹事及び書記は、委員長の命をうけて、會務を處理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第7號様式 廣島市建築基準法施行細則第13條 第1項による不適合既存建築物届

昭和 年 月 日 No.

1. 敷地の位置	廣島市 町 番地	2. 地 域	城 地 區 地 區
4. 建物の名稱		5. 使用開始	昭和 年 月 日
6. 業 種		種類	容量
7. 事業主 住所 氏名		種類	容量
8. 危 險 物			
9. 事業の概要			
10. 地域地區の指定變更時	敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>
※ 昭和 年 月 日申請	敷地面積	建築面積	延べ面積
※ 昭和 年 月 日申請	敷地面積	建築面積	延べ面積
※ 昭和 年 月 日申請	敷地面積	建築面積	延べ面積
※ 昭和 年 月 日申請	敷地面積	建築面積	延べ面積
※ 昭和 年 月 日申請	敷地面積	建築面積	延べ面積
11. 建築物の内容	用途	階 數	建築面積 m <sup>2</sup>
			延べ面積 m <sup>2</sup>
			用途
			階 數
			建築面積 m <sup>2</sup>
			延べ面積 m <sup>2</sup>

第7號様式（裏）

12. 自家用變電設備 φ KVA 台 用契約 KW

種 類	馬 力 數	台 數	用 途
HP			運轉機械

13. 原 動 機

種 別	大 小	基 數
汽 鍋		
15. 窯 炉		
16. 種 類	一日最大消費見積量	備 考
18. 構造種別	高 さ 及 び 口 徑	基 數
煙 突		
19. 電 氣 爐	KW 台	20. 電 氣 接 器
21. アセチレン	立	22. 生 産 品 目
23. 除害の設備をなされていれば書いて下さい。		

廣島市建築基準法施行細則第13條（第1項）により、不適合既存建築物届を提出します。

昭和 年 月 日

廣島市長 殿 届出者 住所 氏名

※記載上の注意 ※印のある欄は記入しないで下さい。各欄にはそれぞれ該當事項を記入して下さい。



九 條例第三十一條に規定する扶養親族移轉料

十 條例第三十二條に規定する移轉料

十一 條例第三十三條に規定する旅費

十二 條例第三十四條第一項に規定する旅費

十三 條例第三十四條第三項に規定する旅費

廣島市乳児院使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十五号

廣島市乳児院使用料及び手数料條例施行規則

第一條 廣島市乳児院使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

一 使用料の額

事務費 一日當り 一、二四四五六錢

事業費 一日當り 八〇四六〇錢

二 手数料の額

各種証明書 一通に付 五〇圓

第二條 使用料及び手数料は、毎月一回委託者又は保證人より、別紙第一號様式による納額告知書により徴収する。

第三條 前條の使用料及び手数料の納附期日は、毎月十日までとし、委託者又は保證人が最寄の郵便局又は市金庫に納付するものとする。

第四條 使用料及び手数料は、別紙第二號様式による徴収

簿により整理する。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

(第一號様式)

Table with columns for 年度, 所在地, 乳児院, 使用料, 手数料, 納付日. Includes a section for '上記の通り徴収しました'.

Table with columns for 年度, 所在地, 乳児院, 使用料, 手数料, 納付日. Includes a section for '上記の通り納付して下さい'.

Table with columns for 年度, 所在地, 乳児院, 使用料, 手数料, 納付日. Includes a section for '上記の通り納付して下さい'.

Table with columns for 番號, 委託者住所氏名, 乳児氏名, 住所, 氏名, 昭和年月日, 入所, 月別 (4-9).

「廣島市町民生委員」及び「廣島市町出張所長」を「廣島市福祉事務所長」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

廣島市失業対策事業就業者就職資金貸付條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十八号

廣島市失業対策事業就業者就職資金貸付條例施行規則

(目的) 第一條 この規則は、廣島市失業対策事業就業者就職資金貸付條例(昭和二十七年四月一日廣島市條例第二十號。以下「條例」という。)の施行に關し、必要な事項を定めることと目的とする。

(貸付の資格) 第二條 條例第三條により就職資金の貸付を受けることができる者は、公共職業安定所で、日雇労働者の登録を受けてから二箇月以上の期間を経過した者のうち、同一事業所に三箇月を超えて引きつづき雇用される(日雇労働者に限るものを除く。)ことが明らかとなつた者で、左の各號に掲げる要件を備えている者とする。

一 就職後、最初に支拂われる貸付金を受けるまでの生計を維持すること。困難と認められること。

二 就職が確定した日の属する月の前二箇月における、その者の公共職業安定所の紹介による就労日數が、それぞれ十八日以上であること。

三 就職後に支拂われる貸付金が、七日以上の期間において支拂われること。

四 就職する、ことが確定した事業所の所在地、信用度及び就職後、その者に支拂われる貸付金からみて、貸付金の返還が確實と認められること。

五 前項の場合において、日雇労働者の登録を受けてから期間が所定の期間に達せず、又は、前項第二號の就労日數が所定の日數に満たない場合であつても、第十二條に定める「廣島市失業対策事業就業者就職資金貸付審査會」において、就職資金を貸し付けることが適當であると認め、市長に對して推薦があつたときは、この限りではない。

(貸付金額) 第三條 條例第四條による貸付金額は、左の各號の定めるところによる。

一 貸付金が月一回一定の期日に支拂われるとき。五千圓以内。

二 貸付金が月二回一定の期日に支拂われるとき。二千五百圓以内。

三 貸付金が毎週又は、月三回一定の期日に支拂われるとき。千五百圓以内。

(保證人の資格) 第四條 條例第六條による保證人は、公共職業安定所に登録を受けている日雇労働者以外の者であつて、左の各號に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。但し、同一人は、二人を超えて保證することはできない。

一 市内に二年以上引きつづき居住していること。

二 一定の職業を有し、獨立の生計を営む成年者であること。

三 貸付金に對する辨償の資力を有する者であること。

四 この貸付金の貸付を受けていないこと。

五 前年度において、市民税を完納していること。

(提出書類) 第五條 就職資金を借り受けようとするものは、就職した事業所に勤務してから五日以内に別紙第一號様式による「廣島市失業対策事業就業者就職資金借入申込書(以下「申込書」という。))を提出しなければならないことを目的とする。

廣島市職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十六号

廣島市職員就業規則の一部を改正する規則

廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日規則第五十一號)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中 「市外、市外出張の場合をいう。」を「市外、市外出張の場合をいう。」に改める。

「出張、出張の場合をいう。」に改める。

第九章 削除

第五十七條から第六十一條まで 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十七号

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例施行規則

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例施行規則(昭和二十五年四月四日廣島市規則第二號)の一部を次のように改正する。

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例施行規則中「民生委員並びに出張所長」を「廣島市福祉事務所長」に改める。

様式第二號中「九、減免率、全免、四分の三、四分の二、四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

四分の一」及び「減免率欄は記入を要しない」を削り、

申込書」という。事業主の採用証明書、日雇労働者失業保険手帳、失業対策事業就労適格者証及び居住証明書等を添えて、申込人自身が提出しなければならない。この場合において、所定の期間内に借入申込書を提出しない者は、就職資金を借り受ける意志がないものとみなす。

1. 市長は、前項の借入申込書を受理したときは、直ちに関係職員をして本人、勤務先及び保証人について、貸付決定に必要な事項を實地に調査せしめなければならぬ。前項の調査に従事する者は、別記第二號様式による廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付調査員証を携帯しなければならない。
2. (貸付決定)

第六條 市長は、貸付申込書について、實地調査の結果等を審査した上、貸付を決定する。

- 2 貸付が決定した場合は、市長は、すみやかに当該申込人に對して別記第三號様式による廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付決定書(以下「貸付決定書」といふ。)により通知する。

(貸付金の交付)

第七條 貸付決定書を受けた者は、その通知を受けた日から五日以内に、貸付決定書及び別記第四號様式による就職資金借用証書に、保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(貸付決定の取消)

第八條 市長は、左の各號の一に該当する者があるときは、第六條の決定を取り消すことができる。

- 1 借入申込人の住所不明等で、貸付決定書の送達が困難な者。
- 2 貸付決定の通知後五日以内に前條による手続きをこらぬ者。

三 第二條第一項の要件を失つた者。(返済方法)

第九條 就職資金の貸付を受けた者に對して、毎月別記第五號様式による拂込通知書を交付する。

- 2 前項による拂込通知書の交付を受けたときは、借受人は、指定された返済期限までに、市金庫又は、最寄の郵便局に拂込むものとする。(届出)

第十條 貸付を受けたのち、借受人に左の各號の一に該当する事由が発生したときは、本人又は、その家族は、直ちに、その旨を届け出なければならない。

- 1 本人が死亡したとき。
- 2 本人が離職したとき。
- 3 本人の住所又は、勤務先が変更したとき。
- 4 保証人の住所の移轉、営業又は勤務先の變更その他重要な異動が生じたとき。
- 5 本人又は、保証人が非常災害により被害を受けたとき。
- 6 本人又は保証人が仮差押、仮處分、強制執行、破産及び競賣の申立を受けたとき。

- 2 前項第二號及び第五號の届出には、詳細な理由書又は被害状況を添えなければならない。
- 3 貸付を受けた者が保証人を變更しようとするときは、詳細な理由書を添え、市長の承認を受けなければならない。(返還方法の變更)

第十一條 條例第八條により貸付金返還方法の變更を受けようとする者は、その旨を書面を以つて市長に申し出なければならない。

(貸付審査の設置)

第十二條 就職資金貸付事務の公正且つ円滑な運営をほかるため、別に定める廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査會を設く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(第一號様式) 後 掲

(第二號様式)

第 一 號 調 査 員 証

所屬局名  
職 氏 名

右の者廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付調査員たることを証明する

昭 和 年 月 日

廣島市長 濱 井 信 三

一、本証は調査の際必ず携帯しなければならない。

二、本証は借入申込人、保証人又は事業主の請求あるときはいつでも呈示しなければならない。

三、本証は他人に貸與又は譲渡したりすることは出来ない。

廣島市失業対策事業就労者就職資金借入申込書

氏 名 ふりがな	姓 別	男 女	借 入 希 望 金 額	借 入 期 間	勤 務 先 所 在 地 職 務 の 状 況	本 籍	住 所 原 住 年 數	生 年 月 日 年 月 日	日 雇 勞 働 者 登 録 年 月 日 昭 和 年 月 日	就 職 介 紹 所	職 業 安 定 所	職 歴
氏 名 ふりがな	姓 別	男 女	借 入 希 望 金 額	借 入 期 間	勤 務 先 所 在 地 職 務 の 状 況	本 籍	住 所 原 住 年 數	生 年 月 日 年 月 日	日 雇 勞 働 者 登 録 年 月 日 昭 和 年 月 日	就 職 介 紹 所	職 業 安 定 所	職 歴

氏 名 ふりがな	姓 別	男 女	借 入 希 望 金 額	借 入 期 間	勤 務 先 所 在 地 職 務 の 状 況	本 籍	住 所 原 住 年 數	生 年 月 日 年 月 日	日 雇 勞 働 者 登 録 年 月 日 昭 和 年 月 日	就 職 介 紹 所	職 業 安 定 所	職 歴
氏 名 ふりがな	姓 別	男 女	借 入 希 望 金 額	借 入 期 間	勤 務 先 所 在 地 職 務 の 状 況	本 籍	住 所 原 住 年 數	生 年 月 日 年 月 日	日 雇 勞 働 者 登 録 年 月 日 昭 和 年 月 日	就 職 介 紹 所	職 業 安 定 所	職 歴

収入の状況  
収入の月別額  
支出の月別額  
借入金  
返済金  
借入金と返済金の差

昭 和 年 月 日

借受人氏名

廣島市長 濱 井 信 三 印

(第一號様式)

追 帯 保 証 人

氏 名  
ふりがな

住 所  
本 市 居 住 年 月 日

職 業  
勤 務 先 又 は 営 業 所 名  
勤 務 年 數 又 は 営 業 年 月 日

資 産

採 用 後 の 地 位、職 種  
採 用 後 の 毎 月 給 料 の 支 拂 回 數

採 用 後 の 最 初 の 給 料 支 拂 日

昭 和 年 月 日

雇 用 主 氏 名

公 定 所 長  
共 同 見 察

氏 名

生 活 困 窮 者 救 済 部 長  
認 定 所 長

氏 名

◎注意 認 定 項 目 は 半 角 書 体 で 記 入 し 下 さい。  
※ 欄 の こ と 記 入 し 下 さい。

民 生 委 員 氏 名 印

（第三號様式）

廣島市

町

番地

殿

貸付番號第 號

就職資金貸付決定通知書

先般貴殿の申込みにより就職資金貸付條例施行規則第五條に基づき審査の結果發給 號（昭和 年 月 日）を以つて貸付金額

一、金 圓也を決定致しましたから左記書類取纏め本署持参の上 廣島市厚生局勞政課厚生係まで御出頭願います。

記

借用証書 一通

保証人の印鑑証明

本人の印鑑

出頭期日

昭和 年 月 日

廣島市長

廣島市長 印

（第四號様式）

就職資金借用証書

但し廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例施行規則により左記契約厳守の上金員正に借用致します。

記

一、契約書

1 借用期間 自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日

2 利率 月 厘

3 元金及び利息支拂日

毎月拂込通知書を受理しその拂込通知書に明記しある金額を指定拂込期日以内に廣島市金庫又は、最寄の郵便局に現金を以つて支拂う。

4 延滞理由 就職先に於ける給料又は賃金等支拂が事業所要事項記載の証明書を市長に提出する。

5 元金返還方法 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日

6 契約不履行 債務者に於いて契約不履行の場合には、連滞保証人に於いて資金貸付規則による債務に對する一切の責任を負い期日通りに必ず返済致します。

有後日の爲本借用証書を差入れよす。 昭和 年 月 日

借受人

本住所

氏名

勤務先

連滞保証人

本住所

氏名

勤務先

廣島市長

注 連滞保証人の印鑑証明一通添附

就職資金拂込通知書

領 取 書

（印）

口座番號	廣島公一 番	加入者名	廣島市収入役
住所	氏名	職 務	
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
特別會計	貸付金より生ずる収入	特別會計	貸付金より生ずる収入
職別	貸付金より生ずる収入	職別	貸付金より生ずる収入
金	万 千 百 十 圓 也	金	万 千 百 十 圓 也
内訳	貸付戻入金	内訳	貸付戻入金
貸付利息		貸付利息	

上記の通り正に領収いたしました。

廣島市金庫 領收日附印

郵 便 局

この部分は拂込人に交付する

就職資金拂込通知書

原 符

（印）

口座番號	廣島公一 番	加入者名	廣島市収入役
住所	氏名	職 務	
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
特別會計	貸付金より生ずる収入	特別會計	貸付金より生ずる収入
職別	貸付金より生ずる収入	職別	貸付金より生ずる収入
金	万 千 百 十 圓 也	金	万 千 百 十 圓 也
内訳	貸付戻入金	内訳	貸付戻入金
貸付利息		貸付利息	

この部分は取寄せの届において保管する

領收日附印

就職資金拂込通知書

納 入 書

（印）

口座番號	廣島公一 番	加入者名	廣島市収入役
住所	氏名	職 務	
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
特別會計	貸付金より生ずる収入	特別會計	貸付金より生ずる収入
職別	貸付金より生ずる収入	職別	貸付金より生ずる収入
金	万 千 百 十 圓 也	金	万 千 百 十 圓 也
内訳	貸付戻入金	内訳	貸付戻入金
貸付利息		貸付利息	

この部分は受付局から取寄せの届に送付され更に取寄せの届から加入者に返付する。

領收日附印

告 示

廣島市告示第十二号の二

昭和二十七年三月十三日

廣島市長 渡 井 信 三

公 債 公 告  
左記のものは市税納付處分に関する差押財産入札の方法な  
以つて公賣するから、買受希望者は、入札心得書（徴收課

備付（並びに現物承知の上、別記条件に依り當市徴收課に入札標を差出されたい。）

廣島市東親井町二丁目 納 者

(1)モーター (2)扇風機 (3)手ミシン (4)足ミシン (5)ヤマト

廣島市平塚町 納 者

秋中 平八郎

(6)柱時計一

廣島市京橋町二四 納 者

(7)柱時計一 (8)ラジオ (9)セトモノ火鉢一 (10)水鏡一 (11)腕時計一

廣島市段原町 納 者

(12)電氣時計一 清水 勝治





達不能につき地方税法第二十條並びに市税條例第十一條の規定により公示す

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第十七号

三月三十一日市議会の議決を經た昭和二十七年年度廣島市歳入出予算の要領は次の通りである。

但しこの予算は四月一日よりこれを施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱 井 信 三

- 一、市税 金六億七千六百八拾八萬五千四百拾四圓
- 二、普通税 金六億六千四百參拾壹萬六千六百四拾四圓
- 三、舊法による税収入 金壹千八百八拾六萬參千九百壹圓
- 四、地方財政平衛交付金 金壹億六千六百參拾六萬九千七百參拾貳圓
- 五、地方財政平衛交付金 金壹億六千六百參拾六萬九千七百參拾貳圓
- 六、公企業及び財産収入 金四拾八萬七千六百四拾參圓
- 七、基本財産収入 金參拾壹萬七千七百拾圓
- 八、彌災救助基金収入 金壹千貳百五拾參圓
- 九、積立金収入 金壹萬貳拾九圓
- 十、財産収入 金拾五萬七千貳百四拾九圓
- 十一、財産賣拂代金、金貳圓
- 十二、分擔金及び負擔金 金貳拾五萬圓
- 十三、分擔金 金貳拾五萬圓
- 十四、使用料及び手数料 金壹億七千九拾八萬九千九百五拾貳圓
- 十五、使用料 金七千九百五拾八萬五千貳百四拾壹圓
- 十六、手数料 金貳千八百四拾四萬四千四拾壹圓
- 十七、國庫支出金 金四億四千七百四拾六萬六千參百六拾壹圓

- 一、國庫補助金 金四億四千七百八拾五萬五千參百六拾六圓
- 二、補給金 金參拾貳萬壹千四拾五圓
- 三、縣支出金 金七百六拾五萬壹千六百六拾七圓
- 四、交付金 金拾六萬圓
- 五、補助金 金七百四拾九萬壹千六百六拾七圓
- 六、寄附金 金七拾萬圓
- 七、繰入金 金五百萬圓
- 八、繰入金 金五百萬圓
- 九、繰入金 金五百萬圓
- 十、繰入金 金壹圓
- 十一、前年度繰越金 金壹圓
- 十二、繰入金 金參千參百四拾九萬九千貳百五拾八圓
- 十三、納付金 金貳百參拾八萬七百八拾八圓
- 十四、納付金 金貳百參拾八萬參千八百四拾貳圓
- 十五、物品賣拂代金 金七百五拾六萬六千圓
- 十六、利子 金壹百壹萬貳千七百六圓
- 十七、市税延滞金 金五拾貳萬貳千九百貳拾四圓
- 十八、雜入 金貳千五拾參萬六千貳圓
- 十九、過年度収入 金拾九萬六千圓
- 二十、市債 金參億貳千參百拾萬圓
- 二十一、市債 金拾七億六千參百六拾參萬四千參百五拾六圓
- 二十二、歳入合計 金拾七億六千參百六拾參萬四千參百五拾六圓
- 二十三、歳出
- 一、議會費 金貳千貳百八拾五萬八千八百壹圓
- 二、市議會費 金貳千貳百八拾五萬八千八百壹圓
- 三、役所費 金貳億五千參百九拾九萬八千七百七拾六圓
- 四、役所費 金貳億五千參百九拾九萬八千七百七拾六圓
- 五、諸費 金參千參百五萬四千貳百九拾參圓
- 六、公平委員會費 金四拾九萬九千七百圓
- 七、公平委員會費 金四拾九萬九千七百圓
- 八、警察消防費 金貳億參千貳拾九萬八千八百五拾貳圓
- 九、警察費 金壹億參千五百拾九萬八千八百七拾壹圓
- 十、消防費 金六千參百貳拾九萬九千九百圓

- 三、消防團費 金四百七拾壹萬六千九百八拾四圓
- 四、土木費 金壹億參千六百六拾五萬貳千四百九拾八圓
- 五、遊路維持修繕費 金參千四百六拾八萬五千六百八拾四圓
- 六、橋梁維持修繕費 金貳百圓
- 七、河川維持修繕費 金八拾萬六千圓
- 八、港灣維持修繕費 金壹千五百九拾貳萬七千四百八拾四圓
- 九、河川改修事業費 金八千參百貳拾參萬參千參百參拾四圓
- 十、教育委員會費 金參千參百七拾四萬九千參百八拾四圓
- 十一、小學校費 金四千九百六拾五萬參千參百四拾壹圓
- 十二、中學校費 金貳千貳拾六萬七百四拾九圓
- 十三、高等學校費 金貳千八百九拾壹萬貳千六百七拾四圓
- 十四、圖書館費 金貳百六拾六萬四千五百八拾四圓
- 十五、公民館費 金百六拾五萬四千四百拾七圓
- 十六、社會教育費 金貳百拾九萬七千七百七拾八圓
- 十七、研究費 金貳百七拾九萬五千六百四拾四圓
- 十八、學校營繕費 金貳億五千八百參拾六萬九千九百圓
- 十九、諸費 金四百六拾貳萬五千五百參拾八圓
- 二十、社會勞動施設費 金四億四千六百七拾參萬七千七百拾七圓
- 二十一、生活保護費 金壹億九千五百七拾九萬九千五百圓
- 二十二、民生委員費 金七拾八萬九千九百圓
- 二十三、福祉事務費 金九拾六萬五千五百圓
- 二十四、隣保館費 金壹百貳拾五萬五千七百圓
- 二十五、保護院費 金貳百拾九萬四千五百八拾七圓
- 二十六、保育所費 金八百貳拾八萬七千四百圓
- 二十七、厚生費 金五百六拾六萬壹千參百圓
- 二十八、公園墓苑費 金壹百四拾九萬參千五百參拾四圓
- 二十九、兒童福祉費 金壹千八百七拾參萬八千九百六拾八圓

- 一、母子寮費 金五拾壹萬九千四百圓
- 二、失業對策事業費 金貳億七千八百八拾參萬九千五百圓
- 三、養老院費 金參百六拾五萬五千七百七拾貳圓
- 四、乳兒院費 金貳百九拾九萬六千七百七拾六圓
- 五、產院費 金百四拾九萬九千貳百圓
- 六、身體障害者福祉費 金六萬八千八百四拾四圓
- 七、保健衛生費 金七千八百四拾九萬九千八百八拾六圓
- 八、保健所費 金壹千貳百五拾五萬貳千圓
- 九、性病診療所費 金七拾八萬八千六百圓
- 十、傳染病預防費 金四百八拾參萬五千圓
- 十一、家族昆虫驅除費 金參百拾八萬七千七百圓
- 十二、トラホーム預防費 金拾四萬四拾七千七百圓
- 十三、結核預防費 金九百四拾五萬九千六拾五圓
- 十四、性病預防費 金拾貳萬壹千八百七拾貳圓
- 十五、船入病院費 金貳百拾壹萬五千參百七圓
- 十六、衛生試驗検査費 金參拾六萬貳千圓
- 十七、診療所費 金參拾九萬五千貳百圓
- 十八、下水道費 金壹千八百九拾九萬九千貳百壹圓
- 十九、下水道調査費 金七拾四萬七千九百圓
- 二十、汚物處理費 金壹千五百九拾九萬九千八百四拾四圓
- 二十一、厩場費 金參百九拾八萬五千貳百圓
- 二十二、火葬場費 金六拾八萬六千參百四拾壹圓
- 二十三、火葬場費 金百五拾四萬九千五百七拾圓
- 二十四、體育費 金四拾六萬五拾五圓
- 二十五、衛生費 金四拾六萬五拾五圓
- 二十六、狂犬病預防費 金百參拾五萬九千貳百貳拾圓
- 二十七、産業經濟費 金參千八百五拾六萬九千六百七拾貳圓
- 二十八、商工諸費 金壹千九百四拾八萬參千六百拾圓
- 二十九、農水産業費 金四百五拾五萬六千六百拾圓
- 三十、農業委員費 金貳百八拾四萬六千貳百圓
- 三十一、農水市場費 金五拾六萬九千九百圓
- 三十二、酒稅所費 金百八拾九萬九千九百圓
- 三十三、工藝市場費 金四拾貳拾五萬四千四百圓
- 三十四、中央卸賣市場費 金四拾四拾四萬四千四拾五圓

- 一、國庫綜合指導所費 金七拾八萬五千七百貳拾五圓
- 二、土地改良費 金五拾八萬九千九百圓
- 三、財產費 金壹千九拾六萬六千四百四拾四圓
- 四、基本財産造成費 金拾七萬八千八百四拾七圓
- 五、財產管理費 金壹千七拾五萬貳千七百四拾四圓
- 六、統計調査費 金百七拾五萬貳千七百四拾四圓
- 七、統計調査費 金百七拾五萬貳千七百四拾四圓
- 八、選舉費 金九百九拾九萬八千五百四拾貳圓
- 九、選舉費 金九百九拾九萬八千五百四拾貳圓
- 十、啓蒙宣傳費 金貳拾六萬貳千八百圓
- 十一、公債費 金參千六百參拾參萬八千壹圓
- 十二、元利償還金 金貳千七百四拾八萬貳千圓
- 十三、利子 金八百八拾五萬六千圓
- 十四、諸費 金壹圓
- 十五、輸送費 金六百四拾四圓
- 十六、輸送費 金六百四拾四圓
- 十七、監査委員費 金百八拾六萬七千貳百拾貳圓
- 十八、監査委員費 金百八拾六萬七千貳百拾貳圓
- 十九、災害復舊費 金貳千五百八拾五萬貳千圓
- 二十、造路復舊費 金百貳拾五萬五千八百圓
- 二十一、橋梁復舊費 金壹千七百八拾五萬九千四百五拾圓
- 二十二、河川復舊費 金四拾九萬八千七百五拾圓
- 二十三、港灣復舊費 金四百拾六萬八千圓
- 二十四、下水復舊費 金貳百七拾七圓
- 二十五、諸支出金 金九千九百八拾八萬八千貳百九拾圓
- 二十六、公金取扱費 金九拾四萬六千八百圓
- 二十七、訴訟費 金貳圓
- 二十八、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 二十九、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十一、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十二、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十三、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十四、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十五、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十六、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十七、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十八、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 三十九、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓
- 四十、特別會計繰出金 金八千貳百八拾八萬八千五拾六圓

- 一、使用料及手数料 金壹億六千六拾九萬參千七百參拾參圓
- 二、使用料 金壹億五千八百參拾貳萬七千八百七拾參圓
- 三、手数料 金貳百參拾六萬五千八百六拾圓
- 四、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 五、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 六、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 七、雜收入 金參百參拾參萬四千參百貳圓
- 八、雜收入 金參百參拾參萬四千參百貳圓
- 九、公企業及財産収入 金壹百七拾五萬圓
- 十、物件賣拂代 金壹百七拾五萬圓
- 十一、一般會計よりの繰入金 金壹圓
- 十二、國庫支出金 金九百參拾七萬八千圓
- 十三、補助金 金九百參拾七萬八千圓

廣島市告示第十八号

三月三十一日市議会の議決を經た昭和二十七年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算の要領は次の通りである。

但し、この予算は四月一日より施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱 井 信 三

水道事業費歳入出予算

- 一、使用料及手数料 金壹億六千六拾九萬參千七百參拾參圓
- 二、使用料 金壹億五千八百參拾貳萬七千八百七拾參圓
- 三、手数料 金貳百參拾六萬五千八百六拾圓
- 四、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 五、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 六、給水工事費収入 金壹千八百四拾八萬參百八拾壹圓
- 七、雜收入 金參百參拾參萬四千參百貳圓
- 八、雜收入 金參百參拾參萬四千參百貳圓
- 九、公企業及財産収入 金壹百七拾五萬圓
- 十、物件賣拂代 金壹百七拾五萬圓
- 十一、一般會計よりの繰入金 金壹圓
- 十二、國庫支出金 金九百參拾七萬八千圓
- 十三、補助金 金九百參拾七萬八千圓

七、市債 金壹億七千參拾萬圓  
 八、繰越金 金壹圓  
 一、前年度繰越金 金壹圓  
 歳入合計 金參億六千參百九拾參萬六千四百拾八圓

一、水道費 金參億五千五百八拾八千五百拾參圓  
 一、經營費 金壹億貳千五百七拾貳萬四千六百七拾貳圓  
 二、量水器費 金壹千九百七拾五萬四千圓  
 三、配水管線費 金參百萬圓  
 四、水檢調査費 金參百九拾四萬五千圓  
 五、給水工事費 金壹千八百八拾貳萬八千八百四拾壹圓  
 六、水道事業費 金壹千八百七拾五萬六千圓  
 七、第四期水道擴張費 金壹億六千圓  
 一、元利償還金 金七百八拾四萬七千九百參圓  
 二、利子 金壹圓  
 三、諸支出金 金五百八拾萬圓  
 一、繰出金 金五百萬圓  
 二、通年度支出 金八拾萬圓  
 四、予備費 金壹圓  
 一、予備費 金壹圓  
 歳出合計 金參億六千參百九拾參萬六千四百拾八圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第十九號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計公益質屋費歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和三十二年廣島市特別會計  
 公益質屋費歳入出予算

一、貸付金より生ずる収入 金壹百五拾八万七千圓  
 一、貸付金より生ずる収入 金壹百五拾八万七千圓  
 二、雑収入 金壹圓  
 一、雑収入 金壹圓  
 三、貸付金戻入 金壹千六百六拾万圓  
 一、貸付金戻入 金壹千六百六拾万圓  
 四、繰入金 金壹圓  
 一、繰入金 金壹圓  
 五、前年度繰越金 金壹圓  
 一、前年度繰越金 金壹圓  
 六、市債 金八百萬圓  
 一、市債 金八百萬圓  
 歳入合計 金貳千六百拾八万七千參圓

一、事務費 金貳百拾八万七千壹圓  
 一、事務費 金貳百拾八万七千壹圓  
 二、貸付金 金貳千四百萬圓  
 一、貸付金 金貳千四百萬圓  
 三、諸支出金 金壹圓  
 一、諸支出金 金壹圓  
 四、雑支出 金壹圓  
 一、雑支出 金壹圓  
 五、予備費 金壹圓  
 一、予備費 金壹圓  
 歳出合計 金貳千六百拾八万七千參圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第二十號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計獎學費歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和三十二年廣島市特別會計  
 獎學費歳入出予算

一、資金収入 金貳千百參拾壹圓  
 一、資金収入 金貳千百參拾壹圓  
 歳入合計 金貳千百參拾壹圓  
 歳入合計 金貳千百參拾壹圓  
 歳入出差引殘金なし

一、獎學費 金貳千百參拾壹圓  
 一、獎學費 金貳千百參拾壹圓  
 歳出合計 金貳千百參拾壹圓  
 歳出合計 金貳千百參拾壹圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第二十一號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計天滿町外部落有財産歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和三十二年廣島市特別會計  
 天滿町外部落有財産歳入出予算

一、換地清算徴収金 金壹圓  
 一、換地清算徴収金 金壹圓  
 六、市債 金貳億七千貳百五拾萬圓  
 一、市債 金貳億七千貳百五拾萬圓  
 歳入合計 金五億八千四百貳萬五千五百九拾參圓

一、建設費 金四億參千四百八拾九萬四千八百四拾壹圓  
 一、建設費 金四億參千四百八拾九萬四千八百四拾壹圓  
 二、區画整理費 金九千四拾肆萬四千壹圓  
 二、區画整理費 金九千四拾肆萬四千壹圓  
 三、幹線街路費 金壹千參百四拾萬圓  
 三、幹線街路費 金壹千參百四拾萬圓  
 四、支路及軌道費 金貳百八拾參萬八千圓  
 四、支路及軌道費 金貳百八拾參萬八千圓  
 五、公共空地整備費 金五百參拾五萬參千圓  
 五、公共空地整備費 金五百參拾五萬參千圓  
 六、水路費 金貳百九拾八萬七千圓  
 六、水路費 金貳百九拾八萬七千圓  
 七、排水施設整備費 金六百四拾肆萬貳千圓  
 七、排水施設整備費 金六百四拾肆萬貳千圓  
 八、路面舗装費 金五百九拾七萬參千圓  
 八、路面舗装費 金五百九拾七萬參千圓  
 九、橋梁費 金四千拾肆萬九千圓  
 九、橋梁費 金四千拾肆萬九千圓  
 十、重要幹線街路費 金七百四拾貳萬七千圓  
 十、重要幹線街路費 金七百四拾貳萬七千圓  
 十一、記念館建設費 金貳千六百八拾七萬八千五百圓  
 十一、記念館建設費 金貳千六百八拾七萬八千五百圓  
 十二、記念公園造成費 金五百七拾七萬七千五百圓  
 十二、記念公園造成費 金五百七拾七萬七千五百圓  
 十三、住宅建設費 金壹億六千九百八拾八千圓  
 十三、住宅建設費 金壹億六千九百八拾八千圓  
 十四、地盤沈下対策費 金壹千六百四拾萬圓  
 十四、地盤沈下対策費 金壹千六百四拾萬圓  
 十五、建設諸費 金貳千八百七拾貳萬九千八百四拾圓  
 十五、建設諸費 金貳千八百七拾貳萬九千八百四拾圓  
 一、第一期下水道築造事業費本年度支出額 金壹億五千五百壹千圓  
 一、第一期下水道築造事業費本年度支出額 金壹億五千五百壹千圓  
 二、下水道費 金四千五拾萬圓  
 二、下水道費 金四千五拾萬圓  
 三、下水道改良費 金壹千九百萬圓  
 三、下水道改良費 金壹千九百萬圓  
 四、下水道築造費 金四千六拾萬圓  
 四、下水道築造費 金四千六拾萬圓  
 五、公債費 金四千四百拾六萬五千圓  
 五、公債費 金四千四百拾六萬五千圓  
 六、元利償還金 金四千參百八拾八萬五千圓  
 六、元利償還金 金四千參百八拾八萬五千圓  
 七、利子 金壹百八拾萬圓  
 七、利子 金壹百八拾萬圓  
 八、諸支出金 金參萬七千七百五拾貳圓  
 八、諸支出金 金參萬七千七百五拾貳圓  
 九、雑支出金 參萬七千七百五拾貳圓  
 九、雑支出金 參萬七千七百五拾貳圓  
 歳出合計 金五億八千四百貳萬五千五百九拾參圓  
 歳出合計 金五億八千四百貳萬五千五百九拾參圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第二十二號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計用品調達費歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 昭和三十二年廣島市特別會計  
 用品調達費歳入出予算

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十二年廣島市特別會計  
 用品調達費歳入出予算

一、繰入金 金貳百參拾六萬圓  
 一、繰入金 金貳百參拾六萬圓  
 二、繰越金 金壹圓  
 二、繰越金 金壹圓  
 三、前年度繰越金 金壹圓  
 三、前年度繰越金 金壹圓  
 四、繰入金 金七拾萬圓  
 四、繰入金 金七拾萬圓  
 歳入合計 金九百參拾六萬貳圓  
 歳入合計 金九百參拾六萬貳圓

廣島市告示第二十三號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計失業對策事業資格者就職貸付資金歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十二年廣島市特別會計失業對策事業  
 資格者就職貸付資金歳入出予算  
 歳入  
 一、貸付金より生ずる収入 金壹萬九百五拾圓  
 一、貸付金より生ずる収入 金壹萬九百五拾圓

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十二年廣島市特別會計  
 用品調達費歳入出予算

一、貸付金戻入 金參拾八萬圓  
 一、貸付金戻入 金參拾八萬圓  
 二、繰入金 金參拾八萬貳千五百四拾九圓  
 二、繰入金 金參拾八萬貳千五百四拾九圓  
 四、雑収入 金壹圓  
 四、雑収入 金壹圓  
 歳入合計 金七拾七萬參千五百圓  
 歳入合計 金七拾七萬參千五百圓

廣島市告示第二十四號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十七年廣島市特別會計建設費歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和三十二年三月三十一日  
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十二年廣島市特別會計  
 建設費歳入出予算  
 歳入  
 一、國庫支出金 金貳億三千九拾六萬五千參百參拾參圓  
 一、國庫支出金 金貳億三千九拾六萬五千參百參拾參圓  
 二、補助金 金貳億參千九拾六萬五千參百參拾參圓  
 二、補助金 金貳億參千九拾六萬五千參百參拾參圓  
 三、繰入金 金七千九百拾四萬五千五百六圓  
 三、繰入金 金七千九百拾四萬五千五百六圓  
 四、繰入金 金七千九百拾四萬五千五百六圓  
 四、繰入金 金七千九百拾四萬五千五百六圓  
 歳入合計 金七千九百拾四萬五千五百六圓  
 歳入合計 金七千九百拾四萬五千五百六圓

廣島市告示第二十五号

三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十七年年度廣島市特別會計諸事業費歳入出予算の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

- 一、競馬事業歳入 金六千九百九拾六万貳千貳百圓
一、入場料収入 金六拾万圓
二、投票券売上収入 金六千六万圓
三、雑収入 金參拾六万貳千圓
歳入合計 金六千九百九拾六万貳千貳百圓

廣島市告示第二十六号

三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十七年年度廣島市歳入予算追加の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

- 一、市税 金五千八百貳拾万六千五百圓
歳入出差引殘金なし

- 一、普通税 金五千四百八拾壹万六千八百圓
二、地方財政平衡交付金 金參百參拾八万九千七百圓
一、地方財政平衡交付金 金四千八百六拾參万貳千七百拾六圓
六、國庫支出金 金四千八百六拾參万貳千七百拾六圓

廣島市告示第二十七号

三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十七年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

- 一、水道費 金五千七百貳拾万圓
一、補助金 金貳千八百六拾万圓
七、市債 金貳千八百六拾万圓
一、市債 金貳千八百六拾万圓
八、繰越金 金壹圓
一、前年度繰越金 金壹圓
歳入合計 金五千七百七拾壹万四千七百九拾九圓

廣島市告示第二十八号

三月三十一日市議会の議決を経た昭和二十七年年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加の要領は次の通りである。但しこの予算は四月一日より施行する。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

- 一、普通税 金五千四百八拾壹万六千八百圓
二、地方財政平衡交付金 金參百參拾八万九千七百圓
一、地方財政平衡交付金 金四千八百六拾參万貳千七百拾六圓
六、國庫支出金 金四千八百六拾參万貳千七百拾六圓
一、國庫補助金 金參千五百貳拾九万九千參百七拾壹圓
八、寄附金 金五百五拾七万六千圓
一、寄附金 金五百五拾七万六千圓
十二、市債 金七百五拾万圓
一、市債 金七百五拾万圓
歳入合計 金壹億五千五百貳拾壹万四千五百八拾七圓

- 一、國庫支出金 金五百萬圓
一、補助金 金五百萬圓
四、繰越金 金貳百九拾万圓
一、前年度繰越金 金貳百九拾万圓
歳入合計 金七百九拾万圓
一、建設費 金七百九拾万圓
十一、記念館建設費 金七百九拾万圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第二十九号

三月三十一日廣島市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出決算の要領は次の通りである。

昭和二十七年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

Table with columns: 歳入, 歳出, 歳入合計, 歳出合計. Rows include 市地方財源, 地方交付金, 国庫支出金, etc.

Table with columns: 歳入, 歳出, 歳入合計, 歳出合計. Rows include 議院費, 警察費, 消防費, 土木費, etc.

歳入歳出差引殘金 壹千貳百七拾壹万七千壹百八拾九圓九拾錢
内 金貳千七百九拾圓拾錢 基金へ編入
金壹千貳百七拾壹万四千參百九拾九圓八拾錢 翌年度へ繰越

歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.財 政 費	4	0	4.00	0	0	4.00
歳出合計	4	0	4.00	0	0	4.00
歳入歳出差引残金なし						
特別会計用品調達費 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.繰入金	2,114.515	0	0	0	0	△ 2,114.515.00
2.繰入金	5,000.000	863,792.89	863,792.89	0	0	863,791.89
1.繰入金	167.00	167.00	167.00	0	0	166.00
歳入合計	7,114.515	6,828,623.89	6,828,623.89	0	0	△ 285,921.11
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.用品調達費	7,114.515	0	7,114.515.00	6,656,932.00	0	457,613.00
歳出合計	7,114.515	0	7,114.515.00	6,656,932.00	0	457,613.00
歳入歳出差引残金 拾七万壱千六百九拾壱圓八拾九錢 翌年度へ繰越						
特別会計 建設費 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.國庫支出金	207,551.927	182,733,077.00	182,733,077.00	0	0	△ 24,821,850.00
2.繰入金	118,616.174	72,670,737.33	72,670,737.33	0	0	45,975,436.67
3.繰入金	5,400,938	4,493,463.00	4,493,463.00	0	0	△ 907,525.00
1.市債	145,550,000	121,200,000.00	121,200,000.00	0	0	△ 24,350,000.00
5.繰入金	18,528,155	18,532,495.84	18,532,495.84	0	0	4,340.84
1.繰入金	7,030,000	4,320,919.00	4,320,919.00	0	0	△ 2,679,081.00
7.繰入金	2,000,000	1,700,000.00	1,700,000.00	0	0	△ 300,000.00
歳入合計	504,680,214	405,650,692.17	405,650,692.17	0	0	△ 99,029,551.83
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.建設費	474,787,632	0	474,787,632.00	377,594,045.87	67,447,044.00	21,746,542.13
2.公債	29,892,612	0	29,892,612.00	29,056,616.30	0	1,835,965.70
歳出合計	504,680,214	0	504,680,214.00	405,650,692.17	67,447,044.00	31,582,507.83
歳入歳出差引残金なし						
特別会計 競馬事業費 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.競馬事業収入	37,480,900	32,966,931.00	32,966,931.00	0	0	△ 4,513,969.00
歳入合計	37,480,900	32,966,931.00	32,966,931.00	0	0	△ 4,513,969.00
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.競馬事業費	37,330,900	0	37,330,900.00	32,966,931.00	0	4,363,969.00
2.予備費	150,000	0	150,000.00	0	0	150,000.00
歳出合計	37,480,900	0	37,480,900.00	32,966,931.00	0	4,513,969.00
歳出差引残金なし						

特別会計水道事業費 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.使用料及手数料	89,319,057	113,854,500.00	106,935,419.38	0	6,919,080.62	△ 7,616,362.39
2.給水工事費収入	7,851,580	7,474,259.00	6,861,250.80	0	613,008.20	△ 990,329.20
3.雑収入	10,120,822	11,301,789.45	4,167,114.26	2,350,426.20	4,784,218.93	△ 5,953,707.74
1.公企業及財産収入	2,700,000	3,717,493.00	3,717,493.00	0	0	1,017,493.00
5.繰入金	1	0	0	0	0	0
6.國庫支出金	16,237,126	16,237,125.00	16,237,125.00	0	0	1.00
7.市債	25,700,000	21,800,000.00	21,800,000.00	0	0	△ 3,900,000.00
8.繰越金	23,650,968	21,381,441.66	21,381,441.66	0	0	△ 2,269,526.34
歳入合計	185,629,555	198,816,608.11	184,149,814.10	2,350,426.20	12,316,237.75	△ 1,479,710.90
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.水道費	173,341,814	0	173,341,814.00	152,356,536.44	12,819,500.00	8,165,777.56
2.公債	7,082,174	0	7,082,174.00	5,795,377.09	0	1,286,796.91
3.諸支出金	5,295,536	0	5,295,536.00	5,295,000.00	0	536.00
1.予備費	1	0	1.00	0	0	1.00
歳出合計	185,629,555	0	185,629,555.00	163,356,919.53	12,819,500.00	9,453,138.47
歳入歳出差引残金 貳千七拾九万貳千九百貳拾七圓五拾七錢 翌年度へ繰越						
特別会計公益質屋費 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.貸付金より生ずる収入	618,409	183,561.00	183,561.00	0	0	△ 434,839.00
2.雑収入	1	0	0	0	0	△ 1.00
3.貸付金	6,820,000	689,385.00	689,385.00	0	0	△ 6,130,615.00
1.繰入金	1,640,000	181,875.47	181,875.47	0	0	△ 1,458,124.53
5.前年度繰越金	1	168,914.53	168,914.53	0	0	168,913.53
歳入合計	8,978,409	1,223,736.00	1,223,736.00	0	0	△ 7,754,666.00
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.事務費	517,491	0	517,491.00	478,491.00	0	39,000.00
2.貸付金	8,160,000	0	8,430,000.00	745,335.00	0	7,714,665.00
3.諸支出金	1,000	0	1,000.00	0	0	1,000.00
1.予備費	1,000	0	1,000.00	0	0	1,000.00
歳出合計	8,978,409	0	8,978,402.00	1,223,736.00	0	7,754,666.00
歳入歳出差引残金なし						
特別会計奨學資金 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.資金収入	1,550	1,213.87	1,213.87	0	0	△ 336.13
歳入合計	1,550	1,213.87	1,213.87	0	0	△ 336.13
歳出						
款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1.奨學費	1,550	0	1,550.00	0	0	1,550.00
歳出合計	1,550	0	1,550.00	0	0	1,550.00
歳入歳出差引残金 壹千貳百拾參圓八拾七錢 各々其の資金に編入						
特別会計天満町外部落有財産 歳入						
款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1.財産収入	4	0	0	0	0	4.00
歳入合計	4	0	0	0	0	4.00

廣島市告示第三十號

昭和二十七年四月一日

廣島市長 濱井信三

土地立入りについて
飛災復興土地區畫整理事業施行上、左記に依り土地立入
りをするから測量法、都市計画法第十二条、及び耕地整理
法第七条の規定により次の通り告示する。

- 一、目的 土地測量又は検査をなし、障害の竹木、土石等
を移轉若しくは除却せしむるため
二、場所 廣島市東部土地區畫整理地區及びその周邊土地
一團
三、期日 自昭和二十七年四月一日
至昭和二十八年三月三十一日
四、右目的の従事者は、身分証明書を携帯する。
(附面省略)

廣島市告示第三十號之二

昭和二十七年四月一日より下水道使用料を徴収する區域
は、別紙圖面表示の通りである。
なお、圖面は、本市建設局下水道課に備え置いて縦覧に供
する。

右廣島市下水道条例第二十五条第一項により告示する。
昭和二十七年四月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第三十號之三

狂犬病豫防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)によ
る昭和二十七年廣島市畜犬登録及び定期狂犬病豫防注射
(前期分)を左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬
登録及び豫防注射を受けられたい。

Table with columns for registration dates (e.g., April 2nd, 3rd, 4th), times (e.g., 10:00 AM, 4:00 PM), and locations (e.g., various schools and public buildings).

Table with columns for registration dates (e.g., June 1st, 2nd, 3rd), times (e.g., 10:00 AM, 4:00 PM), and locations (e.g., various schools and public buildings).

廣島市告示第三十一號

昭和二十七年四月八日

廣島市長 濱井信三

第二十二回未指定地補充換地予定地並びに
第二十九回換地予定地變更指定表について
一、廣島特別都市計画事業復興東部土地區畫整理施行に伴
う左記の土地は、土地區畫整理委員會の審問を経て換地
予定地が補充又は變更に決定したから、關係者は、東部
復興事務所にて詳細承知されたい。
二、土地所有者に對する換地予定地の指定通知は、土地所
有者提出済の者のみ送達する。なお土地所有権を未
だ提出していない者は、至急提出されたい。
三、今回發表の土地を、賣買又は譲渡するときは、事前に
必ず東部復興事務所に協議の上取返願ひ願ひたい。
四、一連絡がない場合は、決定した換地予定地を取消すこ
とに立至ることあるから、是非連絡方實行されたい。
五、前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の
權利については、追つて指定する。

- 未指定地補充換地予定地
中島本町百三番地ノ三 廣島市
平野町七百三十番地ノ二十一外二番 山本 實一
千田町三丁目八百二十八番地ノ九外一 藤本文作外一名
全町八百二十八番地ノ八外一 藤本文作外一名
鶴見町四百八十二番地ノ一 田村 鉄雄
富士見町八十番地ノ二 鈴木 武彦
京橋町甲八十二番地 鈴木 實
全町甲八十二番地ノ二 鈴木 實外一名
千田町一丁目五百三十七番地ノ一 服部五一外二名
金屋町百五番地ノ一外一 今中重次郎
全町百五番地ノ二外一 火盛 千明
富士見町二百三十九番地ノ八十四外一 門田リョウ
鶴見町四百八十二番地ノ四 三浦 良男

- 昭和町五百七十六番地ノ七 草岡清次郎
千田町一丁目五百十七番地ノ四 靜川 堤
全町五百十七番地ノ二 岡崎 良雄
平野町七百三十三番地ノ十六 益井 庄助
富士見町三百二番地ノ八 田坂 龍治
鉄砲町百二十一番地ノ二 住谷 遼
全町百二十一番地ノ七 吉宗 和子
八丁堀五千四番地外三 藤岡 逸司
上柳町六十八番地ノ二 松岡正信外一名
南竹屋町九十四番地ノ九 岡下 繁登
白島中町四十二番地ノ一 竹田 重登
白島東中町四十四番地ノ一 松本 道夫
南竹屋町七百三十三番地ノ二十七 吉岡 時勇
富士見町三百二十二番地ノ九外二 林 ハツエ
全町三百二十二番地ノ二 平本 武一
南竹屋町七百三十三番地ノ二十六外一 市元 邦夫
中町二十八番地ノ二外三 三木 廣吉
上柳町六十八番地ノ五 藤本 直
藥研堀二十三番地ノ一 西本 スミ
村木町四十三番地外一 岡野治三郎
的場町三十四番地ノ一外四 石田 俊雄
全町三十番地 山田 繁
東千田町四百四十三番地ノ二外二 林 五作
西白島町百五十五番地外一 山崎 妙子
全町百四十一番地ノ一 安田高等女學校
昭和町六百四番地ノ七外一 中國新聞社
基町 廣島市
全町 光の園
西白島町三十二番地ノ二 山崎木材株式會社
下流川町四十七番地ノ一外二 道管清美外一名
的場町七十五番地 野村龜太郎
新川町四番地ノ六外一 中村 充宏
三川町三十一番地外二 四條 寺

廣島市告示第三十二號

昭和二十七年四月八日

廣島市長 濱井信三

左記の者昭和二十七年四月八日定例廣島市議會において
廣島市議會議長に當選した。

廣島市議會議長 永田百太郎

廣島市告示第三十三號

廣島市指定水道工事店規則第三條及び同施行細則第二
條、第三條の規定により指定水道工事店の新規指定並びに
繼續指定申請の受付期間は左の通りとする。

昭和二十七年四月二十一日

廣島市告示第三十三號

追つて所定の申請書類を左記期間内に提出せられたい。  
 昭和二十七年四月十四日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第五十四條に基き左記の通り公開による聽聞を行ふ。  
 昭和二十七年四月十七日  
 廣島市長 濱井信三

- 記
- 1 聽聞期日 昭和二十七年四月二十一日午前十時
  - 2 聽聞場所 廣島市國泰寺三九 廣島市總舎内社會黨 議員控室
  - 3 申請者住所 廣島市國泰寺三九
  - 4 申請者氏名 廣島市長 濱井信三
  - 5 建築場所 廣島市牛田町廣島市水道局牛田淨水場
  - 6 用途 油格納庫
- 分
- 1 聽聞期日 昭和二十七年四月二十一日午後一時三十分
  - 2 聽聞場所 廣島市國泰寺町三九 廣島市總舎内社會黨 議員控室
  - 3 申請者住所 廣島市小野町一七五ノ四四
  - 4 申請者氏名 清水 曉
  - 5 建築場所 廣島市南觀音町昭和新聞二四五一
  - 6 用途 映画館
- 分
- 1 聽聞期日 昭和二十七年四月二十一日午後三時三十分
  - 2 聽聞場所 廣島市國泰寺町三九 廣島市總舎内社會黨 議員控室

5 申請者住所 廣島市宇品町三二八ノ九  
 4 申請者氏名 日本海陸運轉株式會社廣島支店長 徳田一右  
 5 建築場所 廣島市宇品町三二八ノ九  
 6 用途 特別コークス製造工場

分

- 1 聽聞期日 昭和二十七年四月二十二日午前十時
- 2 聽聞場所 廣島市國泰寺町三九 廣島市總舎内社會黨 議員控室
- 3 申請者住所 廣島市河原町二二三
- 4 申請者氏名 有馬 元
- 5 建築場所 廣島市已斐町宇山崎新聞二五七三の一
- 6 用途 製材工場

分

- 1 聽聞期日 昭和二十七年四月二十二日午後一時三十分
- 2 聽聞場所 廣島市國泰寺町三九 廣島市總舎内社會黨 議員控室
- 3 申請者住所 廣島市三條本町四丁目一四一七
- 4 申請者氏名 野村 榮
- 5 建築場所 廣島市三條本町四丁目一四一七
- 6 用途 鐵工場

廣島市告示第三十六号

昭和二十七年四月十八日  
 廣島市長 濱井信三

左記のものは市税滞納處分に因る差押財産入札の方法を以つて公賣するから、買受希望者は入札心得書(徵收課備付)並びに現物承知の上、別配條件に依り當市徵收課に入札書を提出されたい。

- 記
- (1)扇風器(2)ミシン(國産) (3)ベルト(六吋)一
  - 廣島市平塚町 滯納者 秋中平八郎
  - (4)注時計一
  - 廣島市京橋町二四 滯納者 清水健一郎
  - (5)注時計一(6)ラジオ一(7)水屋一(8)フスマ二(9)火鉢一
  - 廣島市段原町 滯納者 清水時治
  - (10)電氣時計一
  - 廣島市大洲町四六 滯納者 大澤清利有限會社
  - (11)電氣時計(12)△秤一(13)ゴムホース三〇尺(14)エンヤートラノスキース一
  - 廣島市宇品町八幡通り七丁目 滯納者 渡邊 直温
  - (15)ラジオ(四球)一(16)下駄箱一(17)火鉢一
  - 廣島市竹屋町一七 滯納者 綿谷 四郎
  - (18)繪圖六
  - 廣島市京橋町 滯納者 米原まさ子
  - (19)女下着(20)名古屋帯一
  - 廣島市京橋町 滯納者 新田 隆記
  - (21)注時計一(22)手持金庫一
  - 廣島市段原東浦町 滯納者 永野 靜子
  - (23)座布團四(24)冷蔵庫一(25)蚊帳一(26)火鉢(セトモ)六(27)計器(二貫)一
  - 廣島市宇品町 滯納者 八木 繁樹
  - (28)ラジオ一(29)食卓テーブル一
  - 廣島市宇品町 滯納者 八木 榮助
  - (30)掛軸一(31)注時計一(32)鏡台一
  - 廣島市土手町 滯納者 佐藤 知太
  - (33)ミシン一

公安委員會告示

廣島市公安委員會告示第十四號  
 道路交通取締法第二十一條第二項に基いて自動車の駐車場を次の通り指定する。  
 昭和二十七年三月二十日  
 廣島市 公安委員會

- 1 自動車陸揚場指定場所  
 廣島市鐵砲町二四七の一番地先より全市胡町八番地先までの間
- 2 廣島市鐵砲町一の一番地先より全市胡町八番地先までの間
- いすれも富士見町に至る三十米道路車道の兩側に於て市  
 三米長さ五十米の間とする
- 3 廣島市基町一番地先紙屋町交又点北側停止線の北方  
 三十二米(東側第一街路樹)地点より緩行車道、巾三  
 米、長さ四十五米の間とする  
 (見取圖省略)

訓令

廣島市訓令第二十四号之二  
 廣島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日廣島市訓令第七號の二)の一部を次のように改正する。  
 昭和二十七年四月一日  
 廣島市長 濱井信三

- 第八條の建設局長の決裁事項中、第五號の次に次の四號を加ふる。
- 六 違反建築物に對する措置に關するもの。但し、工事停止又は使用制限命令について、あらかじめ發する通知書及び公開聽聞の請求のないもの工事停止又は使用制限命令並びに緊急復命令に關するものを除く。
- 七 限面積の指定に關するもの。

- 廣島市下柳町二二 滯納者 尾島 英正  
 (34)乳母車一(35)ギター一 滯納者 松本ハツエ  
 廣島市廣瀬元町 滯納者 松本 讓  
 (36)鏡台一 滯納者 松本 讓  
 廣島市廣瀬元町四七 滯納者 松本 讓  
 (37)タンス(四尺)一 滯納者 株式會社玄武商會  
 廣島市中町二二四 滯納者 株式會社玄武商會  
 (38)玄武製調味(二打入)四(39)玄武D.K.S.二〇〇ヶ  
 入(40)玄武靴クリーム二〇ヶ(41)玄武粉白粉  
 二四〇ヶ(42)玄武クリーム十六打八)一 滯納者 伊達 欣翁  
 廣島市仁保町向洋 滯納者 伊達 欣翁  
 (43)ラジオ(オールウェーブ六球)一 滯納者 湖山 五郎  
 廣島市舟入本町 滯納者 湖山 五郎  
 (44)ラジオ(四球)一 滯納者 櫻井 武二  
 廣島市東雲町 滯納者 櫻井 武二  
 (45)ラジオ(四球)一(46)鏡台一(47)應接台一(48)置物一  
 廣島市段原町二二 滯納者 米元アキヨ  
 (49)タンス(二重)一(50)水屋(大)一(51)ラジオ一 滯納者 米元アキヨ  
 (52)衣箱一(53)食台一 滯納者 松本 一  
 廣島市大須賀町 滯納者 松本 一  
 (54)洋服タンス一(55)九テーブル一(56)タンス一 滯納者 沖崎 武三  
 廣島市西盤屋町 滯納者 沖崎 武三  
 (57)ラジオ一 滯納者 米原 益雄  
 廣島市京橋町 滯納者 米原 益雄  
 (58)小タンス(59)ユカタ一(60)注時計一 滯納者 菅 春樹  
 廣島市段原中町 滯納者 菅 春樹  
 (61)テーブル一 滯納者 井上 照二  
 廣島市段原中町 滯納者 井上 照二  
 (62)掛時計一(63)タンス一 滯納者 加藤ワメム  
 廣島市南段原町二丁目七三九 滯納者 加藤ワメム  
 (64)掛軸二(65)下駄箱一 滯納者 宮本 邦雄  
 廣島市段原新町三三一 滯納者 宮本 邦雄  
 (66)ラジオ一(67)茶タンス(68)掛時計一(69)九火鉢一 滯納者 宮本 邦雄
- 廣島市段原中町四三九 滯納者 坪野 惠子  
 (70)ツボ(セトモ)一 滯納者 豊田 義治  
 廣島市段原中町四一六 滯納者 關谷清五郎  
 (71)ラジオ一 滯納者 關谷清五郎  
 廣島市皆賀町二丁目四一〇 滯納者 伊庭 伊平  
 (72)洋服タンス一(73)事務机一 滯納者 伊庭 伊平  
 廣島市皆賀町一丁目 滯納者 伊庭 伊平  
 (74)水カメ二(75)自轉車一(76)火鉢三(77)置時計一(78)掛(丸)時計一 滯納者 伊庭 伊平  
 廣島市仁保町大河一四九 滯納者 笠岡 喜一  
 (79)モーター一(80)チェンブロッカー一(81)パイプ一 滯納者 笠岡 喜一  
 廣島市平塚町三三一 滯納者 對尾 隆徳  
 (82)オーバ(83)羽織(84)着物一(85)事務机一(86)鏡台一 滯納者 對尾 隆徳  
 廣島市皆賀町二丁目 滯納者 芝 正夫  
 (87)工業用ミシン(頭部ノミ)一 滯納者 橋詰 五郎  
 廣島市築研堀町 滯納者 橋詰 五郎  
 (88)冷蔵庫一(89)着物一 滯納者 横山 宗吉  
 廣島市中段北町 滯納者 横山 宗吉  
 (90)茶タンス(上・下)一(91)パイプ(工作器)一 滯納者 登川 晃弘  
 廣島市宇品町六區 滯納者 登川 晃弘  
 (92)テーブル一(93)置物(セトモ)一(94)鏡台二(95)應接椅子二 滯納者 田中 猛猪  
 廣島市皆賀町 滯納者 田中 猛猪  
 (96)ミシン一 滯納者 田中 猛猪  
 廣島市比治山本町市營住宅一九號 滯納者 水田 繁  
 (97)ラジオ(五球)一(98)注時計一 滯納者 水田 繁  
 別記 條 件  
 一 入札及開札年月日 開札昭和二十七年四月三十日午前  
 十時  
 二 入札場所 廣島市役所徵收課  
 三 一時宜に依り公賣物件の全部又は一部を公賣しない事がある  
 四 公賣代金は現金を以つて即日納付するもの

八 建築の許可に關すること。  
 九 被灰市街地の建築制限に關すること。  
 第十條の課長の専決事項中、下水課長の次に次のように加ふる。  
 建築指導課長

- 一 工事停止又は使用制限命令について、あらかじめ發する通知書に關すること。
- 二 公開應請の請求のないもの工事停止又は使用制限命令に關すること。
- 三 緊急復命令に關すること。
- 四 公開應請に關すること。
- 五 建築統計に關すること。
- 六 私道の指定及び變更又は廢止に關すること。
- 七 建築協定に關すること。
- 八 建築基準法第八十五條の規定に基き、仮設建築物の許可に關すること。
- 九 総合的設計の承認に關すること。
- 十 消防長等の同意の請求に關すること。
- 十一 建築基準法施行令第三十一條、第三十二條及び第四十八條の規定に關すること。
- 十二 住宅金融公庫法第二十三條の規定に基き、融資住宅建設工事の審査に關すること。

廣島市訓令第二十四號之三

廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付審査會規程を次のように定める  
 昭和二十七年四月一日  
 廣島市長 濱 井 信 三  
 廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付審査會規程

(目的)  
 第一條 この規程は、廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例施行規則第十三條の規定に基き、廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付審査會(以下「審査會」といふ。)の組織、運営その他審査會について必要な事項を定めることを目的とする。  
 (事務所の位置)  
 第二條 審査會は、事務所を廣島市厚生局政課内に置く。  
 (所掌事務)  
 第三條 審査會は、第一條の目的を達成するため、左の事項を調査審議する。  
 一、就職資金貸付の公正及び迅速な處理並びに貸付金回收の促進に關すること。  
 二、その他市長の諮問に關すること。  
 (役員)  
 第四條 審査會は、左の委員をもつて構成する。  
 一、委員長  
 二、副委員長  
 三、委員 若干名  
 (構成)  
 第五條 委員は、廣島市職員、廣島市議會議員及び關係團體代表者の中から市長が任命又は、委嘱する。  
 第六條 委員長は、厚生局長の助役とし、副委員長は、委員の互選により定める。  
 (職務権限)  
 第七條 委員長は、會務を統理し、會議の議長となる。  
 第八條 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理し、委員長及び副委員長ともに事故あるときは、出席委員の互選により選出された委員が、その職務を代行する。  
 (會議)  
 第九條 審査會は、第三條に規定する事項の審議を必要とする場合は、臨時委員長がこれを招集する。  
 第十條 審査會は、委員の過半数が出席しなければ、會議を開くことができない。  
 第十一條 審査會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
 (結果の報告)  
 第十二條 審査會は、議決した審査の結果を、理由を添え書面をもつて市長に報告しなければならない。  
 (書記)  
 第十三條 委員長は、市吏員の中から市長の同意を得て書記を置くことができる。  
 第十四條 書記は委員長の命を受けて、庶務に従事する。  
 第十五條 この規定に定めるものの外、必要な事項は、委員長が定める。

◎ 辞 令

廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する  
 建設局建築指導課長を命ずる  
 昭和二十七年四月一日  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する  
 建設局建築指導課長を命ずる  
 昭和二十七年四月一日  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する  
 建設局建築指導課長を命ずる  
 昭和二十七年四月一日

昭和二十七年四月二十一日

建設局建築指導課指導係長を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 山田 正夫  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する  
 建設局建築指導課指導係長を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 渡邊 泰友  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 三宅 徳彦  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 高東 正義  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 宗里 實  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 住吉 經雄  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 山田 正夫  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 吉田 藤八  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 中村 敏之  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 芥川 雅敬  
 廣島市事務吏員に任命する  
 書記に補する  
 建設指導課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 川本 守雄

主事に補する  
 昭和二十七年四月一日 橋本 厚三  
 事務吏員に任命する  
 昭和二十七年四月一日 板倉 易久  
 技術師に補する  
 昭和二十七年四月一日 伊藤 一二三  
 狂犬病予防員を命ずる  
 昭和二十七年四月一日 山崎 博  
 狂犬病予防員を免する  
 昭和二十七年四月一日 森保 秀俊  
 建設局建築指導課監督係長を命ずる  
 昭和二十七年四月八日 森保 秀俊  
 建設局東部復興事務所補償課係長を命ずる  
 昭和二十七年四月八日 爲原 哲郎  
 厚生局政課勤務を命ずる  
 昭和二十七年四月八日 本川 満康  
 廣島市建築審査會委員を命ずる  
 昭和二十七年四月十一日(各選) 永田 百太郎  
 廣島市議會議長 猪原 光夫  
 廣島市議會議員 菊崎 正行  
 廣島市議會議員 松谷 徳市

廣島市財政調査委員會委員を命ずる  
 廣島市助役 高山 一三  
 廣島市収入役 坂田 修一  
 廣島市事務吏員 台 海治  
 廣島市事務吏員 江口 松芳  
 廣島市事務吏員 加藤 政夫  
 廣島市事務吏員 丹羽 謙順  
 廣島市事務吏員 佐々木 鏡  
 廣島市事務吏員 寺西 正雄  
 廣島市財政調査委員會書記を命ずる  
 廣島市事務吏員 和田 石五郎  
 廣島市事務吏員 向井 一貫  
 廣島市事務吏員 竹尾 貞登  
 廣島市事務吏員 小林 登  
 廣島市事務吏員 岡本 常夫  
 廣島市事務吏員 山野 忠治  
 廣島市事務吏員 神中 武司  
 廣島市事務吏員 宮本 勇  
 廣島市事務吏員 藤田 多喜登  
 津賀 泰一  
 網本 芳人  
 木山 正二  
 榎垣 端  
 岩井 常吉  
 中野 博實  
 池永 清眞  
 土岡 喜代一  
 森下 新  
 坂本 一郎  
 大長 金太郎  
 佐藤 秀雄  
 高田 一三  
 坂田 修一  
 台 海治  
 江口 松芳  
 加藤 政夫  
 丹羽 謙順  
 佐々木 鏡  
 寺西 正雄  
 和田 石五郎  
 向井 一貫  
 竹尾 貞登  
 小林 登  
 岡本 常夫  
 山野 忠治  
 神中 武司  
 宮本 勇  
 藤田 多喜登



事務吏員 吉村 重治  
願により本職を免する  
昭和二十七年四月十六日

◎ 雜 報

三月定例市議會において、左記の通り議決された。  
記  
(三月二十九日)  
一、議員提出第十二號 簡易保險積立金の獨立運用反對に  
關する要望書提出について 提出に決定

- 一、請第六號 字品中學校々々増築要望について 採擇
- 一、請第八號 翠町下水溜りを埋立て児童公園・市營住宅建設用地に充當について 採擇
- 一、請第九號 吉島羽衣町の都市計画一部變更について 採擇
- (三月三十一日)
- 一、第一號議案 昭和二十七年年度廣島市歳入出予算 修正可決
- 一、第二號議案 廣島市稅條例の一部を改正する條例制定 原案可決
- 一、第三號議案 廣島市建築審査會條例制定について 原案可決
- 一、第四號議案 廣島市建築審査會委員の報酬及び費用負擔條例の一部を改正する條例制定について 修正可決
- 一、第五號議案 廣島市下水道條例制定について 原案可決
- 一、第六號議案 昭和二十七年年度廣島市土木事業費公債方法 原案可決
- 一、第七號議案 昭和二十七年年度廣島市六、三整備事業費公債方法 原案可決

- 一、第八號議案 昭和二十七年年度廣島市高等學校復舊事業費公債方法 原案可決
- 一、第九號議案 昭和二十七年年度廣島市小學校々々地擴張事業費公債方法 原案可決
- 一、第十號議案 昭和二十七年年度廣島市失業對策事業費公債方法 原案可決
- 一、第十一號議案 昭和二十七年年度廣島市保健所建設事業費公債方法 原案可決
- 一、第十二號議案 昭和二十七年年度廣島市冷蔵庫建設事業費公債方法 原案可決
- 一、第十三號議案 昭和二十七年年度廣島市災害復舊事業費公債方法 原案可決
- 一、第十四號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計水道事業費入出予算 原案可決
- 一、第十五號議案 昭和二十七年年度廣島市水道事業費公債方法 原案可決
- 一、第十六號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計公益質屋敷入出予算 原案可決
- 一、第十七號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計公益質屋敷入出予算 原案可決
- 一、第十八號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計獎學資金入出予算 原案可決
- 一、第十九號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計天南町外部落有財產入出予算 原案可決
- 一、第二十號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計用品調達費入出予算 原案可決
- 一、第二十一號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計失業對策事業適格者就職貸付資金入出予算 原案可決
- 一、第二十二號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計建設費入出予算 原案可決
- 一、第二十三號議案 昭和二十七年年度廣島市建設事業費公債方法 原案可決

- 一、第二十四號議案 特別會計設置について 原案可決
- 一、第二十五號議案 年度内一時借入金について 原案可決
- 一、第二十六號議案 自昭和二十七年年度至昭和三十三年年度廣島市第四期水道擴張事業費繼續年額及び支出方法 原案可決
- 一、第二十七號議案 自昭和二十六年年度至昭和三十五年年度廣島市第一期下水道築造事業費繼續年額及び支出方法 原案可決
- 一、第二十八號議案 廣島市農業委員會委員の報酬及び費用負擔條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第二十九號議案 特別職の職員に關する條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三十號議案 廣島市の公務員に對する特別手当の支給に關する條例制定について 原案可決
- 一、第三十一號議案 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三十二號議案 廣島市營墓苑使用條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三十三號議案 廣島市乳兒院使用料及び手数料條例制定について 原案可決
- 一、第三十四號議案 廣島市顧問設置條例制定について 原案可決
- 一、第三十五號議案 廣島市乳兒院條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三十六號議案 廣島市水防協議會條例制定について 原案可決
- 一、第三十七號議案 廣島市工業指導所條例等の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三十八號議案 廣島市公園條例制定について 原案可決

- 一、第三十九號議案 廣島市職員等の旅費に關する條例制定について 修正可決
- 一、第四十號議案 廣島市失業對策事業就業者就職資金貸付條例の制定について 原案可決
- 一、第四十二號議案 廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第四十三號議案 廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第四十四號議案 廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第四十五號議案 舟入病院條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第四十六號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計遊馬事業費入出予算 原案可決
- 一、第四十七號議案 特別會計設置について 原案可決
- 一、第四十八號議案 昭和二十七年年度廣島市歳入出予算追加 原案可決
- 一、第四十九號議案 昭和二十七年年度廣島市災害復舊費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第五十號議案 昭和二十七年年度廣島市水道事業費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第五十一號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計建設費入出予算追加 原案可決
- 一、第五十二號議案 昭和二十七年年度廣島市特別會計建設費入出予算追加 原案可決
- 一、議員提出第十三號 平和記念堂建設に對する感謝決議 決定
- 一、請第十號 通稱高須城域に高須町を町名設定について 決定
- 一、請第十二號 民生事業に對し適當なる予算積立要望に對し 民生委員會付託閉會中審査

- 一、請第十三號 廣島市身体障害者福祉協會に對し助成金要望について 厚生委員會付託閉會中審査
- 一、請第十七號 成人保護協會に對する助成金交付要望について 厚生委員會付託閉會中審査
- 一、請第十四號 本川小學校々々建設第二期工事遂行について 文教委員會付託閉會中審査
- 一、請第十五號 白鳥小學校々々増築について 文教委員會付託閉會中審査
- 一、請第十八號 字品中學校々々増築について 文教委員會付託閉會中審査
- 一、請第二十號 竹屋小學校々々増築について 文教委員會付託閉會中審査
- 一、請第十六號 翠町地區排出施設公園の設置等に關する條例制定について 建設委員會付託閉會中審査
- 一、請第十九號 比治山保勝協會に對し季節管理權及び助成金交付要望について 建設委員會付託閉會中審査
- 一、昭和二十五年年度廣島市各經濟課入出決算 認定
- 一、第五十三號議案 廣島市營住宅管理條例制定について 建設委員會付託閉會中審査
- 一、請第二十一號 廣島國神社々々地を綠地公園區域より除外について 建設委員會付託閉會中審査
- (四月八日)
- 一、市議會議長の辭職許可について 許可
- 一、市議會議長の選挙について 永田百太郎議員當選
- (四月十一日)
- 一、第百七十九號議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第五十四號議案 廣島市建築審査委員會を命ずることの同意について 同意
- 一、常任委員會委員の補欠委任について 決定
- 一、建設委員會委員 秋田正之
- 一、庶務委員會委員 秋田正之

出張所管區域別人口及び世帯状況(昭和二十七年四月一日現在)

出張所別	人口	世帯	同上前月との比較	同上前月との比較
牛田	九、二二三	二、三三三	△	△
尾長	一、四四四	三、三三三	△	△
青崎	九、八八八	二、二二二	△	△
段原	二、三三三	一、一三三	△	△
比治山	一、七二二	一、一三三	△	△
仁保	五、八八八	一、五五五	△	△
大河	一、二二二	一、一三三	△	△
皆實	一、六六六	一、一三三	△	△
宇品	二、三三三	一、一三三	△	△
似島	二、八八八	一、一三三	△	△
基町	二、九九九	一、一三三	△	△
元中央	二、三三三	一、一三三	△	△
十日市	二、三三三	一、一三三	△	△
舟入	一、九九九	一、一三三	△	△
親善	一、八八八	一、一三三	△	△
己斐	一、七二二	一、一三三	△	△
三津	一、七二二	一、一三三	△	△
草津	一、七二二	一、一三三	△	△
計	一、七二二	一、一三三	△	△

戸籍上の市勢

(昭和二十七年三月分)

種別	件数	同上		前年同差	増減
		最大	最小		
婚姻	三〇三	一七	三	三〇〇	一
離婚	三三	四	〇	三三	三
出生	二六	二	二	二四	二
死亡	二七	三	三	二四	三
寄留届	四八	一	一	四七	一
出寄留届	二〇〇	一	一	一九九	一
謄抄本請求	八、四六六	一	一	八、四六五	一
印鑑届	一、三〇一	一	一	一、三〇〇	一
身分證明	五九〇	一	一	五八九	一
戸籍閲覧	三、二四	一	一	三、二三	一
印鑑照査	五、七三	一	一	五、七二	一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの  
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分で、その他は二十六日分で計算したもの  
 一、死亡件数の激増は、高令者の整理を加えたによる。

◎正 誤

昭和二十七年三月二十日付廣島市報第七十一號を次のように正誤する。  
 昭和二十七年三月一日廣島市規則第十七號の附則中「昭和二十六年三月十六日から施行する。」は「昭和二十六年三月十六日から適用する。」の誤り。